奈良市公報

号外第3号

平成31年3月訓令甲他

消

令和2年1月31日発行 発行所 奈良市役所 発行人 奈良市長 編集人法務がけンス課長 制作株式会社明新社

防

目	次	○奈良市患者等搬送事業認定等に関する要綱の一部を改〕
		する訓令4
訓令	甲	教 育 委 員 会
○奈良市行政組織規則等の一部	を改正する規則の施行に伴	○徴収事務の委託4
う関係規程の整備に関する訓	কু····· 2	○臨時教育委員会の開催4
○奈良市職員服務規程の一部を	改正する訓令4	○定例教育委員会の開催4
○奈良市事務専決規程の一部を	改正する訓令7	○奈良市指定文化財の指定の解除4
○奈良市役所出張所長等事務専	決規程の一部を改正する訓	○奈良市指定文化財の指定4
令·····	9	○奈良市指定文化財の指定の一部改正4
監監	查	○富雄丸山古墳発掘調査検討会議開催要網4
○包括外部監査の結果に基づき	措置を講じた旨の通知…9	○平城西幼稚園の休園4
○監査の結果に基づき措置を講	じた旨の通知 (2件) …14	○奈良市部活動指導員設置要綱4
○定期監査の実施	15	○奈良市教育委員会事務局組織に関する規則の一部を改〕
○監査の結果に基づき措置を講	じた旨の通知18	する規則······5
○包括外部監査の結果に関する	報告の公表18	○奈良市教育センター組織に関する規則の一部を改正する
○住民監査請求に係る監査結果	の公表19	規則
○奈良市監査委員事務局処務規	程の一部を改正する規程	○奈良市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関す
	25	る規則の一部を改正する規則5
公営企	業	○奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則の一部
○公共下水道の供用及び下水の	処理の開始26	を改正する規則5
○奈良市水道給水装置の構造及	び材質に関する規程の一部	○奈良市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令
を改正する規程	26	₅
○奈良市企業局指定給水装置工		○奈良市教育委員会綱紀点検調査委員会設置規程の一部を
の届出	26	改正する訓令5
○奈良市企業局指定給水装置工	事事業者の指定26	○奈良市教育委員会指定学校変更審査会設置規程の一部を
○奈良市企業局鉛給水管布設替	事業補助金交付要綱27	改正する訓令5
○平成31・32年度奈良市・奈良	市企業局物品購入等入札参	選挙管理委員会
加資格審査申請要領(追加受	付)27	○選挙権を有する者の総数の50分の1の数等5
○奈良市企業局入札参加者等審	査会要綱の一部を改正する	○奈良市の投票区についての一部改正5
告示	28	○選挙権を有する者の総数の50分の1の数等5
○奈良市企業局公共工事の発注	見通しの公表に関する要綱	○奈良県知事選挙における公営ポスター掲示場の設置場所
の一部を改正する告示	28	5
○奈良市企業局において発行す	る納付書、納入通知書及び	○奈良県知事選挙における候補者の氏名等の掲載の順序を
領収書の一部を改正する告示	28	定めるくじを行う日時等6
○奈良市企業局組織規程の一部	を改正する規程28	○奈良県知事選挙における期日前投票所の設置6
○奈良市企業局組織規程の一部	を改正する規程の施行に伴	○奈良県知事選挙における不在者投票記載場所6
う関連規程の整備に関する規	程33	○奈良県知事選挙における開票立会人を定めるくじを行う
○奈良市企業局契約に関する規	程の一部を改正する規程	日時等6
	41	○奈良県知事選挙における期日前投票所の投票管理者等の
○奈良市企業局職員就業規則の	一部を改正する規程41	選任6
○奈良市企業職員の給与の支給	等に関する規程の一部を改	○選挙権を有する者の総数の50分の1の数等6
正する規程	42	○奈良県議会議員選挙における公営ポスター掲示場の設置
		担託

 ○奈良県知事選挙における期日前投票所の投票管理者等の
変更70
┃○奈良県議会議員選挙における候補者の氏名等の掲載の順
序を定めるくじを行う日時等70
┃ ○奈良県議会議員選挙における期日前投票所の設置70
┃○奈良県議会議員選挙における不在者投票記載場所70
○奈良県知事選挙及び奈良県議会議員選挙における本市各
┃ ┃ 投票区の投票管理者等の選任71
○奈良県議会議員選挙における本市開票区の開票立会人を
定めるくじを行う日時等74
│ ○奈良県知事選挙及び奈良県議会議員選挙の本市開票区に
 おける開票管理者等の選任74
○奈良県知事選挙及び奈良県議会議員選挙の本市開票区に
おける開票日時等74
○奈良県知事選挙及び奈良県議会議員選挙における奈良市
各投票区の投票所の設置74
○奈良県議会議員選挙における期日前投票所の投票管理者
等の選任77
○奈良県知事選挙及び奈良県議会議員選挙における投票管
理者の変更80
○奈良県知事選挙及び奈良県議会議員選挙における本市開
票区開票管理者の印80
農業委員会
○農業委員会総会の招集80
○農業委員会通常総会の招集81
議会
○議会議員の辞職81
○奈良市議会政務活動費収支報告書の閲覧に関する要綱の
一部を改正する告示81
○奈良市議会政務活動費の交付に関する規程の一部を改正
する規程81

奈良市訓令甲第2号

訓

庁 中 一 般 関 係 各 所

奈良市行政組織規則等の一部を改正する規則の施行に伴う関係規程の整備に関する訓令を次のように定める。 平成31年3月31日

슦

奈良市長 仲 川 元 庸

甲

奈良市行政組織規則等の一部を改正する規則の施行 に伴う関係規程の整備に関する訓令

(奈良市庁議規程の一部改正)

第1条 奈良市庁議規程(昭和40年奈良市訓令甲第5号) の一部を次のように改正する。

第9条中「秘書課」を「秘書広報課」に改める。 (奈良市勢要覧編集委員会設置規程の一部改正)

第2条 奈良市勢要覧編集委員会設置規程(昭和47年奈良 市訓令甲第3号)の一部を次のように改正する。

第6条中「広報戦略課」を「秘書広報課」に改める。

(奈良市建設工事入札参加者等審査会規程の一部改正) 第3条 奈良市建設工事入札参加者等審査会規程(昭和61 年奈良市訓令甲第5号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「会計契約部担当副市長」を「総務部 担当副市長」に改め、同条第3項第3号及び第4号を次 のように改める。

- (3) 総務部長
- (4) 市民部長

第3条第3項第9号を次のように改める。

(9) 教育部長

(奈良市都市問題調整会議設置規程の一部改正)

第4条 奈良市都市問題調整会議設置規程(昭和62年奈良 市訓令甲第7号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「財務部長 市民生活部長 市民活動部長」 を「総務部長 市民部長」に、「管理部長 設計工務部 長 教育総務部長」を「事業部長 教育部長」に改める。 別表第2中

「総合政策部」を 「危機管理監 総合政策部」 に、「総合政策課長」を

「危機管理課長 に、「財務部」を「総務部」に、 総合政策課長」

(奈良市綱紀点検調査委員会設置規程の一部改正)

第5条 奈良市綱紀点検調査委員会設置規程(平成元年奈良市訓令甲第12号)の一部を次のように改正する。

別表中「財務部長 市民生活部長 市民活動部長」を 「総務部長 市民部長」に、「建設部長 会計契約部長」 を「建設部長」に改める。

(奈良市人権教育・啓発推進本部設置規程の一部改正) 第6条 奈良市人権教育・啓発推進本部設置規程(平成2 年奈良市訓令甲第5号)の一部を次のように改正する。 第9条第4項中「生涯学習課長」を「地域教育課長」

に改め、同条第5項中「生涯学習課」を「地域教育課」 に改める。

別表第1企画部会の項中「秘書課長」を「秘書広報課長」に、「企業総務課長」を「経営企画課長」に、「生涯学習課長」を「地域教育課長」に、「学校教育課長 監査課長」を「学校教育課長」に改め、同表研修部会の項中「建設部長 教育総務部長」を「建設部長」に、「消防局参事災害対策室長」を「消防局参事」に、「総務課長」に、「生活環境課長 交通政策課長」を「生活環境課長」に、「経営管理課長 下水道計画管理課長 企業技術監理課長」を「下水道事業課長」に改め、同表調査研究部会の項中「財務部長」を「都市整備部長」に、「都市整備部長」を

「建設部長」に、「会計管理者 会計契約部長 管理部長 設計工務部長」を「会計管理者 事業部長」に、「介 護福祉課長 医療事業課長」を「介護福祉課長」に、「河 川課長 | を「河川耕地課長 | に、「財務課長 水道計画 管理課長 | を「企業財務課長 水道計画課長 | に改め、 同表市民運動推進部会の項中「市民生活部長」を「市民 部長 | に、「市民活動部長 | を「西部出張所長 | に、「西 部出張所長 広報戦略課長 情報政策課長」を「情報政 策課長」に、「協働推進課長 地域活動推進課長」を「地 域づくり推進課長」に、「生活衛生課長」を「保健衛生 課長」に、「工務第一課長 浄水課長 工務第二課長」 を「水道工務課長 送配水管理センター所長」に、「西 消防署長 生涯学習課長」を「西消防署長」に改め、同 表分野別課題推進部会の項中「学校教育部長」を「教育 部長」に、「教育センター所長 行政経営課長」を「教 育センター所長」に、「こども園推進課長」を「保育総 務課長 | に、「土地改良清美事務所長 景観課長 | を「土 地改良清美事務所長」に、「情報料金課長 官民連携推 進課長」を「企業出納課長」に、「教育支援課長 教育 相談課長」を「教育支援・相談課長」に改める。

別表第2企画部会の項中「企業総務課長 生涯学習課 長」を「経営企画課長 地域教育課長」に改め、同表調 査研究部会の項中「水道計画管理課長」を「水道計画課 長しに改め、同表市民運動推進部会の項中「地域活動推 進課長」を「地域づくり推進課長」に、「広報戦略課長」 を「秘書広報課長」に、「協働推進課長 浄水課長 生 涯学習課長 | を「送配水管理センター所長 地域教育課 長」に、同表分野別課題推進部会の項中「こども園推進 課長」を「保育総務課長」に改める。

(奈良市環境調整会議設置規程の一部改正)

第7条 奈良市環境調整会議設置規程(平成11年奈良市訓 令甲第10号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「教育長」を「教育長 危機管理監」に、「財 務部長 市民生活部長 市民活動部長」を「市民部長」 に、「建設部長 会計契約部長」を「建設部長」に、「管 理部長 設計工務部長 教育総務部長 学校教育部長」 を「事業部長 教育部長」に改める。

別表第2中

「総合政策部」を「危機管理監 総合政策部 に、「秘書課長 広報戦

略課長 総合政策課長 危機管理課長」を「危機管理課長 秘書広報課長

総合政策課長」 に、「総務課長」を「総務課長 契約

「財務部

課長 財政課長 資産経営課長」に、 市民生活部 を 市民活動部」

「財政課長 資産経営課長

「市民部」に、 市民課長 交通政策課長 住宅課長 地域活動推進課長 文化振興課長 人権

を「市民課長 地域づくり推進課長 文化振 政策課長」

興課長 人権政策課長」に、「医療事業課長」を「保健 衛生課長 | に、「都市計画課長 | を「都市計画課長 都 市政策課長」に、「景観課長」を「住宅課長」に、「河川

課長」を「河川耕地課長」に、 。」を「企業局」

「契約課長

に、 経営管理課長 水道計画管理課長 下水道計画管理

課長 浄水課長 給排水課長」 を「経営企画課長 水道 計画課長 下水道事業課長 送配水管理センター所長 給排水課長」に、「生涯学習課長」を「地域教育課長」 に改める。

(奈良市債権回収対策本部設置規程の一部改正)

第8条 奈良市債権回収対策本部設置規程(平成20年奈良 市訓令甲第10号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「財務部担当副市長」を「総務部担当 副市長」に改める。

第6条第3項中「財務部長」を「総務部長」に改める。 別表第1中「財務部長 市民生活部長」を「総務部長 市民部長」に、「学校教育部長」を「教育部長」に改める。 (奈良市文書取扱規程の一部改正)

第9条 奈良市文書取扱規程(昭和23年奈良市訓令甲第2 号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項第2号ただし書及び第18条第1項中「秘 書課」を「秘書広報課」に改める。

(奈良市広報事務取扱規程の一部改正)

第10条 奈良市広報事務取扱規程(昭和25年奈良市訓令甲 第24号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項、第3条、第4条及び第6条から第8条 までの規定中「広報戦略課」を「秘書広報課」に改める。 (奈良市広報事務処理要綱の一部改正)

第11条 奈良市広報事務処理要綱(昭和25年奈良市訓令甲 第25号)の一部を次のように改正する。

本則第3項第1号、第4項第1号ア及びイ並びに同項 第2号から第6号まで、第5項第3号並びに第6項中「広 報戦略課 | を「秘書広報課 | に改める。

別記第3号様式中「広報戦略課」を「秘書広報課」に 改める。

(奈良市職員服務規程の一部改正)

第12条 奈良市職員服務規程(昭和40年奈良市訓令甲第8 号)の一部を次のように改正する。

第21条第1号中「総務部長」を「総合政策部長」に改める。 (奈良市職員の勤務時間等に関する規程の一部改正)

第13条 奈良市職員の勤務時間等に関する規程(昭和44年 奈良市訓令甲第3号)の一部を次のように改正する。

別表総務課の項を次のように改める。

総務課	庁舎・公用車管理係	保安員	交替勤務	日勤	午前8時30分から 午後5時15分まで	1時間	職員ごとに4週 間につき6日の
				夜勤	午後5時15分から 翌日の午前8時30 分まで	2時間	割合で所属長が定める日
			日勤		午前8時30分から 午後5時15分まで	1時間	日曜日及び土曜 日
	保健所・教育総合センター 管理室	全員	日勤		午前8時30分から 午後5時15分まで	1時間	職員ごとに8週 間につき16日の 割合で所属長が 定める日

別表保健所・教育総合センター管理課の項を削り、同 表医療事業課の項中「医療事業課」を「医療政策課」に 改め、同表こども園推進課の項中「こども園推進課」を 「保育総務課」に改める。

(奈良市職員提案規程の一部改正)

第14条 奈良市職員提案規程 (平成18年奈良市訓令甲第2号) の一部を次のように改正する。

第5条中「行政経営課」を「人事課」に改める。 第6条中「行政経営課長」を「人事課長」に改める。 第7条第4項中「及び財務部長」を削る。

第8条第1項中「行政経営課長」を「人事課長」に改める。

第13条中「行政経営課」を「人事課」に改める。 (奈良市自家用電気工作物施設保安規程の一部改正)

第15条 奈良市自家用電気工作物施設保安規程(昭和40年 奈良市訓令甲第7号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「庁舎管理係」を「庁舎・公用車管理係」 に改める。

附則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

(平成31年3月31日掲示済)

奈良市訓令甲第3号

庁 中 一 般 関 係 各 所

奈良市職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように 定める。

平成31年3月31日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市職員服務規程の一部を改正する訓令

奈良市職員服務規程(昭和40年奈良市訓令甲第8号)の 一部を次のように改正する。

第12条第2項中「経て」の次に「総合政策部長及び」を加える。

第12条の3の次に次の1条を加える。

(子育て部分休暇の手続)

第12条の4 子育て部分休暇を受けようとする職員は、あらかじめ庶務事務システムにより所属長の承認を受けな

ければならない。この場合において、その承認に先立ち、 子育て部分休暇承認請求書(別記第12号様式の5)を所 属長を経て人事課長に提出し、その承認を受けなければ ならない。

2 前項の承認を受けた職員は、当該承認に係る子の養育 の状況に変更が生じたときは、延滞なく養育状況変更届(別 記第12号様式の6)を所属長を経て人事課長に提出しな ければならない。

第21条第1号中「総務部長」を「総合政策部長」に改める。 別記第2号様式及び第3号様式を次のように改める。

第2号様式 (第5条関係)

龗

珊

炎

చ

遵

丑

壓

光

②

夲

厩

刑

展

Æ

良

茶

第3号様式 (第6条関係)

		1				듄	採什書類	在民期召录	學項証明書				· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	- mrsex+	成績証明書		資格取得証明書写し	
A	以財		履 歴 事 項 変 更 届	在 月 日 月 日		年 月 日 氏名	項配入事項	El El	操	ш.	H- 機	電話番号 — 一	B	學校名	新 本業年月日 学科	資格名等	中央政治	(注) 変更のある事項のみを配入のこと。
本	· # #			王	- 1	软	変更事項	8 \$2			用用			極			資格取得	8
1	***************************************	1					1-1	7		1				•				
				A H				6		散したいので、								
所属部局長	承認印	所属長	米 記量	年						日をもって退職したいので、								

町

#

下記の理由により、

職員番号

名

出

띮

Ш

팺

承認くださるようお願いいたします。

別記第11号様式を次のように改める。

第11号様式 (第12条関係)

쯾 朱 慀 翀

圍

	奈良市長		、次のとおり病気休暇を承認してください。		=======================================	ANIE	休暇中の連絡先 (居所又は病院名 等)	所属長の意見		\$\$ \$\$ \$\$ \$\$ \$\$ \$\$ \$\$ \$\$ \$\$ \$\$ \$\$ \$\$ \$\$	(注)医師の診察	
旧	職員番号	田名	休暇を承認し		中	中					医師の診断書等を添付するこ	
			、てくださ		н н	н н					すること。	
			دٌ	争	盘	盘						
				н н	A 206	分まで			所属長印		人事担当 課長印	
		印			自留	時間			所属部長印		人事担当 部長印	

宋宋

世世

分分

世 世

午前 午後

□毎日 □水の街

日から 日まで

田田

##

請求期間 及び時間

2

噩

世

漽 #

日在

皿

ш

町

#

₩

厒

裤

分分

性 性

44~

性 性

年 計

口毎日 口その色

日から 日まで

田田

年 年

所属長認印

믒

名

出

次のとおり子育て部分休暇の承認を請求します。

請求に係る子

柘

出

別記第12号様式の4の次に次の2様式を加える。

ш

町

#

子育て部分休暇承認請求書

厩

占

瘷

請水者

この請求書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明 靴 瞴 (世 3

2 該当する口には、14印を記入してください。

(注) 聚画に注意事項を記載する。

する書類(医師又は助産師が発行する出生(産)証明書、母子健康手帳の出生届 済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書又は養子縁組届受理証明書、事件 が係属している家庭裁判所等が発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行す る委託措置決定通知書又は証明書などのいずれか)を添付してください(写しで

第12号様式の5 (第12条の4関係)

第12号様式の6(第12条の4関係)

様
2 届出の事由が発生した日 所属長認印 年 月 日

附則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

(平成31年3月31日掲示済)

奈良市訓令甲第4号

庁 中 一 般 関 係 各 所

奈良市事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように 定める。

平成31年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市事務専決規程の一部を改正する訓令

奈良市事務専決規程(平成14年奈良市訓令甲第1号)の 一部を次のように改正する。

第1条中「監査委員事務局監査課長」を「監査委員事務 局長 | に改める。

第3条第5号中「不服申立て」を「審査請求(市税に係る審査請求を除く。)」に改める。

第4条の見出し中「部長等」を「部長」に改め、同条第1項中「部長及び会計管理者は」を「部長(危機管理監及び会計管理者を含む。以下同じ。)は」に改め、「(総合政策部長にあっては、次項に掲げる事務を除く。)」を削り、同項部長及び会計管理者共通の部分中「部長及び会計管理者共通」を「部長共通」に改め、同部分に次の1号を加える。

(26) 職員等の旅費に関する条例(昭和27年奈良市条例 第3号)第13条の規定による証人等(同条例別表3 項に掲げる職員に限る。)の旅費についての協議 第4条第1項総務部長の部分に次の9号を加える。

- (5) 予算各目の流用
- (6) 歳入歳出予算配当の追加又は減額
- (7) 公債費の支出負担行為の決定
- (8) 市税に係る審査請求の裁決及び減免申請の処理決 定
- (9) 1件100万円以上の市税の分納の承認及び取消し
- (10) 市税の徴収猶予及び換価の猶予の決定及び取消し
- (11) 1件100万円以上の市税の滞納処分(交付要求を 除く。)及び参加差押の決定及び解除
- (12) 1件100万円以上の市税の滞納処分の停止の決定 及び取消し
- (13) 市税に係る担保の徴取、保全担保、保全差押及び 担保の処分の決定

第4条第1項財務部長の部分を削り、同項市民生活部長の部分中「市民生活部長」を「市民部長」に改め、同部分の第6号から第8号までを削り、同項市民活動部長の部分を削り、同項都市整備部長の部分に次の6号を加える。

- (31) 市営住宅、改良住宅等及びコミュニティ住宅(以下「市営住宅等」という。)の入居の決定及び取消し
- (32) 市営住宅等の入居の承継の承認
- (33) 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年 法律第26号)に基づく終身賃貸事業の認可
- (34) 高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づくサービス付き高齢者向け住宅事業の登録等
- (35) 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進

に関する法律(平成19年法律第112号) に基づく住 宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録等

(36) 空家等対策の推進に関する特別措置法 (平成26年 法律第127号) に基づく勧告及び命令

第4条第2項を削る。

第6条第1項広報戦略課長の部分中「広報戦略課長」を「秘書広報課長」に改め、同項総務課長の部分を削り、同項人事課長の部分の次に次のように加える。

総務課長

- (1) 公印の管守
- (2) 統計調査員の選定及び調査区の設置
- (3) 庁中取締り及び所属職員の日宿直の割当

第6条第1項法務ガバナンス課長の部分の次に次のよう に加える。

契約課長

(1) 検査員の指名

第6条第1項市民税課長の部分の第1項中「以下この項」 を「市民税課長の部分」に改め、同項市民課長の部分に次 の2号を加える。

- (7) 住居番号の設定、変更及び廃止
- (8) 住居表示の変更証明

第6条第1項住宅課長の部分及び地域活動推進課長の部分を削り、子育て相談課長の部分を次のように改める。

保育所·幼稚園課長

- (1) 保育所への入退所及び転所の承諾
- (2) 認定こども園 (保育所型) への入退園の承諾
- 第6条第1項子ども育成課長の部分に次の1号を加える。
 - (6) 母子家庭等高等職業訓練促進給付金及び母子家庭 等高等職業訓練修了支援給付金の支出負担行為の決 定

第6条第1項保育所・幼稚園課長の部分から健康増進課 長の部分までを次のように改める。

医療政策課長

- (1) 会計伝票の発行
- (2) 条例その他の規定に基づく定例の諸給与その他の 給付に関する支出負担行為の決定
- (3) 1件300万円未満の固定資産の除却の決定
- (4) 固定資産台帳の調製

母子保健課長

(1) 母子健康手帳の交付

保健衛生課長

- (1) 犬の登録
- (2) 犬の鑑札の交付
- (3) 狂犬病予防注射済票の交付

保健予防課長

(1) 未熟児養育医療、身体障害児育成医療、結核児童 療育医療及び小児慢性特定疾病医療の受給者証等の 交付

第6条第1項医療事業課長の部分を削り、同項農政課長の部分の第2号及び第3号を削り、同項都市計画課長の部分に次の9号を加える。

- (3) 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置 法(昭和41年法律第1号)に基づく区域の明示及び 証明
- (4) 奈良市風致地区条例に基づく届出の受理及び報告 又は資料の提出の要求
- (5) 奈良市屋外広告物条例に基づく届出の受理、報告 又は資料の提出の要求並びに助言及び勧告
- (6) 奈良県自然環境保全条例(昭和49年3月奈良県条 例第32号)に規定する届出の副申
- (7) 奈良市風致地区条例第2条第1項に基づく行為の 許可、同条第3項に基づく協議及び同条例第3条に 基づく通知の受理(3,000平方メートル以上の宅地 造成行為に係るものを除く。)
- (8) 奈良市屋外広告物条例に基づく許可及び屋外広告 業の登録
- (9) なら・まほろば景観まちづくり条例(平成2年奈良市条例第12号)に基づく届出及び通知の受理並びに報告又は資料の提出の要求
- (10) 奈良市地区計画形態意匠条例に基づく認定及び報告又は資料の提出の要求
- (11) 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置 法第7条第1項に基づく届出の受理及び同法第8条 第1項に基づく許可(3,000平方メートル以上の宅 地造成行為に係るものを除く。)

第6条第1項景観課長の部分を次のように改める。 住宅課長

- (1) 市営住宅等の家賃の減免の承認 (減免基準が明確なものに限る。)
- (2) 市営住宅等の家賃決定に係る収入の額の認定
- (3) 市営住宅等の同居の承認
- (4) 市営住宅等の収入超過者の認定
- (5) 市営住宅の高額所得者の認定
- (6) 市営住宅等の共同施設の駐車場の使用の決定及び 取消し
- (7) 高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づくサービス付き高齢者向け住宅事業の変更の登録
- (8) 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進 に関する法律に基づく住宅確保要配慮者円滑入居賃 貸住宅事業の変更の登録
- (9) 空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく立 入調査、助言及び指導

第6条第1項契約課長の部分を次のように改める。 河川耕地課長

- (1) 農林事業分担金及び土地改良事業分担金の決定及 び更正(修正)
- (2) 農林事業分担金及び土地改良事業分担金の納入通 知書の発行

第7条の見出しを「(所長等専決事項)」に改め、同条中 「市民サービスセンター所長」を「保健所・教育総合セン ター管理室長、市民サービスセンター所長」に、「市民サー ビスセンター所長等」を「所長等」に改め、同条市民サー ビスセンター所長等共通の部分中「市民サービスセンター 所長等共通」を「所長等共通」に改め、同部分の次に次の ように加える。

保健所・教育総合センター管理室長

- (1) 1件100万円未満の支出負担行為の決定
- (2) 支出命令書の発行
- (3) 電気料金、水道料金、下水道使用料、ガス料金、 保険料及び旅費の支出負担行為の決定

第12条中「監査委員事務局監査課長」を「監査委員事務 局長」に改める。

第13条を第18条とし、第12条の次に次の5条を加える。 (代決)

- 第13条 市長が不在のときは、副市長がその事務を代決す ることができる。
- 2 市長及び副市長がともに不在のときは、特に重要なものを除き、総合政策部長がその事務を代決することができる。
- 第14条 部長が不在のときは、次長がその事務を代決する ことができる。
- 2 前項の場合において、次長が不在のとき、又は次長を 置かない部にあっては、当該事務を主管する課長がその 事項を代決することができる。
- 第15条 課長が不在のときは、課長補佐がその事務を代決 することができる。

(代決の制限)

第16条 前3条の代決については、急施を要するもの又は その処理についてあらかじめ決裁者の指示を受けたもの に限り、これをすることができるものとする。

(後閲)

第17条 代決した事務については、その後遅滞なく決裁者 の後閲を受けなければならない。

附則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

(平成31年3月31日掲示済)

奈良市訓令甲第5号

庁 中 一 般 関 係 各 所

奈良市役所出張所長等事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年3月31日

奈良市長 仲 川 元 庸 奈良市役所出張所長等事務専決規程の一部を改正す る訓令

奈良市役所出張所長等事務専決規程(昭和34年奈良市訓令甲第7号)の一部を次のように改正する。

第3条西部出張所長、月ヶ瀬行政センター所長及び都祁 行政センター所長共通の部分の第4号を削り、同部分の第 5号中「所属職員(参事等を除く。)」を「課長」に改め、 同号を同部分の第4号とし、同部分の第6号中「参事等」 を「課長」に改め、同号を同部分の第5号とし、同部分の

第7号中「参事等」を「課長」に改め、同号を同部分の第6号とし、同項第8号中「参事等」を「課長」に改め、同号を同部分の第7号とし、同項第8号から第13号までを1号ずつ繰り上げる。

第4条課長共通の部分中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り上げ、第11号を削り、第12号を第10号とし、第13号から第17号までを2号ずつ繰り上げ、第18号及び第19号を削り、第20号を第16号とし、第21号を第17号とし、同条月ヶ瀬行政センター地域振興課長の部分中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号を第2号とし、同条都祁行政センター地域振興課長の部分中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とする。

第6条を第9条とし、第5条の次に次の3条を加える。 (代決)

第6条 出張所及び行政センターの所長が不在のときは、 当該事務を主管する課長がその事務を代決することがで きる。

(代決の制限)

第7条 前条の代決については、急施を要するもの又はその処理についてあらかじめ決裁者の指示を受けたものに限り、これをすることができるものとする。

(後閱)

第8条 代決した事務については、その後遅滞なく決裁者 の後閲を受けなければならない。

附目

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

(平成31年3月31日掲示済)

監查

奈良市監査委員告示第3号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項 の規定により、包括外部監査の結果に基づき措置を講じた 旨の通知があったので、別添のとおり公表します。

平成31年3月1日

 奈良市監査委員
 東
 口
 喜代一

 同
 中
 本
 勝

 同
 道
 端
 孝
 治

 同
 三
 橋
 和
 史

 奈
 政
 行
 第
 27
 号

奈良市監査委員 東 口 喜代一 様 同 中 本 勝 様

同 道端孝治様 同 三橋和史様

奈良市長 仲 川 元 庸

平成31年2月25日

包括外部監査の結果に対する措置状況について(通知) 奈良市包括外部監査人より提出があった「包括外部監査 の結果報告書」について、地方自治法(昭和22年法律第67 号)第252条の38第6項の規定に基づき、当該監査の結果 に対する措置状況を別紙のとおり通知します。

平成20年度包括外部監査「公営住宅の財務事務について」の結果に対する措置状況について

第3 監査の結果及び意見

- IV. 公営住宅の維持管理について
- 2. 増改築等について
- (3) 監査の結果
- ① 無届増改築物件につき適切に対処すべきである。 (住宅課)

【監査結果】

今回、現場視察を行ったところ、特に戸建て住宅につき 部屋の増築を行っているものが散見されたが全て無届であっ た。そこで、住宅課における無届増改築の管理資料を閲覧 し、質問を行った結果、以下のようになった。

(表省略)

本来、入居者が増改築等を行うには市への申請が必要であるが(条例第21条~23条及び施行規則第12条)、実際提出されるのは手すり設置がほとんどであり、大きいものでもカーポート設置くらいであり、部屋の増改築は大半が無届である。このように、無届増改築が際限なく広がっているのは、従来より市として適切な措置をとってこなかったことが原因であると考えられる。本来は、申請なくして行われた場合は市は立入検査を実施すべきである(条例第49条)。しかし、住宅課ではその名目で立入検査を行って追及したことはなく、また、入居者に明け渡し請求や損害賠償請求はしていない(条例第34条~38条)。さらに、退去の際の原状回復(条例第24条)も要請していない。市では増改築物件の違法性の有無は確認できていないが、違法な増改築物件があった場合は危険性が高いうえ、万一事故が発生した際は市が責任追及されるおそれがある。

したがって、入居者への啓発を図り、定期的に監視する体制をつくることが必要である。それでもなお、増改築を行う入居者に対しては、条例に定められている市の権利義務を実行可能なものとするよう、具体的なルールを策定すべきである。つまり、いずれの場合にどのような措置をいつ実行するのか具体的な方針を市として正式に明文化しておき、それに従い住宅課は迅速な対処を行うべきである。

【措置の内容】

定期的にパトロールを行い無届増改築の早期発見に努めるとともに、退去をする際は原状回復を要請するよう事務を改めました。中でも悪質、危険なものについては、案件ごとに弁護士に相談しながら、撤去処分費用を請求する等の対応を行いました。

また、弁護士に相談した結果、無届の増改築部分の撤去の請求については、判例において、無届であるからといって直ちに契約解除事由に該当するとは判断できず、むしろ権利の濫用とされる場合があり、改築の内容、程度、原状回復の容易さなどを考慮して慎重に判断する必要があるとの見解を得たため、今後とも個別案件ごとに慎重に対応していきます。

平成23年度包括外部監査「公有財産(不動産)に係

る事務執行について」の結果に対する措置状況につ いて

- V. 公有財産の管理に関する監査結果
- 2. 公有財産の管理に関する全般的検討
- (2) 公有財産台帳の管理手続
- ③ 用途廃止

(資産経営課)

【監査結果】

行政財産とは、「公用または公共用に供し、または供することと決定した財産」である(地方自治法第238条第4項)。 そのため、行政財産としての用途をなくした公有財産については、用途廃止手続を行う必要がある。

しかし、今後も公用または公共用に供しまたは供する予 定がないのにもかかわらず、財産分類を変更せずに、行政 財産のまま長期に亘って所管しているものが散見された。

行政財産の用途廃止手続及び通常普通財産を管理する管 財課への所管換えが遅れている原因は、行政財産取得の際 に国庫補助金を受領しているため、用途廃止になると補助 金返還等を要すること、所管課が積極的に意思決定を行わ ないこと、境界が未確定のため用途廃止に際して測量等を 行う必要があるが、所管課に十分な予算がないため意思決 定が遅れてしまうこと等が挙げられる。

近年は、適化法等の適用も緩和されつつあるので、転用 等も行いやすい環境になりつつある。

よって、後述のアセットマネジメントを統括する部署等 が当該緩和化の傾向等を所管課に通知し、定期的に事業計 画の実行可能性等の検証を行い、用途廃止手続が漏れなく 実施されるように指導されたい。

【措置の内容】

平成27年度の公有財産システム導入以降、毎年年度当初 に用途廃止手続を含め公有財産に関する手続について通知 を行い周知するようにしました。

また、健全な行財政運営及び経営、総合的な公有財産の管理、活用のため「奈良市資産経営推進会議」が平成28年4月に発足し、この組織において、行政財産の事業計画の実行可能性等の検証を行い、土地の売却処分等を行いました。今後も定期的に行政財産の事業計画の実行可能性等の検証を行い、公共施設、公有財産の再配置、諸計画を検討していきます。

④所管換え・所属替え

(資産経営課)

【監査結果】

すでに所管換え・所属替えされているにもかかわらず、 公有財産台帳上は所管換え・所属替え手続が行われていな い財産が散見された。原因としては、もとの所管課から次 の所管課への報告漏れ、次の所管課における入力漏れ等が 考えられる。

速やかに実施するとともに、今後同様に所管課で用途廃 止手続が行われた際は、所管換え・所属替え手続も漏れな く実施されるように指導されたい。

【措置の内容】

平成27年度の公有財産システム導入以降毎年年度当初に 公有財産に関する手続について通知を行い周知するように しました。

平成27年度包括外部監査「人件費に関する事務の執行について」の結果に対する措置状況について

- Ⅳ. 諸手当について
- 4. 時間外勤務手当
- (1) 概要
- ・時間外勤務手当削減に対する取り組み姿勢について (行政経営課、人事課、法務ガバナンス課、環境部関係課) 【監査結果】

奈良市においては、平成21年度及び平成22年度において、それぞれ60事業63項目、32事業37項目を対象として事業仕分けを実施したが、その際には、全事業が対象ではなく、仕分けの対象外となった事業もあった。また、事業単位での局所的な検証となり全庁的な仕組み・制度の見直しには至らず、さらに、人件費等の扱いが改善されていない等の状況が継続した。そのため、非効率的・非効果的な支出を食い止め事業・業務を抜本的に見直し、新たな施策を実施するための財源確保及び職員意識の改革を目的として、「奈良市事業・業務の総点検」が平成23年度に実施され、その中で「仕事の見直しや改善(仕事そのものの必要性や市の職員が実施する必要性等)が十分行われていない」との提言が行われ、奈良市が早急に取り組むべき課題が明らかにされた。

しかしながら、現状の時間外勤務については、業務内容 の点検・見直し等が十分に実施されないままとなっており、 未だ多くの時間外勤務手当が支給されている状況となって いる。

各部局の時間外勤務に関して、個別的に調査した結果に ついては以下にて記載することになるが、特に環境部の現 業部署(収集課、まち美化推進課、環境清美工場、リサイ クル推進課) における時間外勤務の現状に対して多くの課 題が見受けられる。もちろん各課により事情が異なるので、 時間外勤務の多いことが、当該課の慣行に潜む無駄や工夫 不足に起因するものなのか、構造的な人員不足に起因する ものなのか、具体的な見極めが必要である。この点、総務 部人事課及び環境部は全体的な状況を把握するのみで、現 業部署に対して例えば、「毎月30時間を超過する時間外勤 務については時間外勤務時間超過承認簿を提出させている。」、 「効率化を図り時間外勤務を削減するよう指導・協議でき ることから現場におろしている。」との対応に留まっている。 具体的な対処方法を策定せず、現場に入り込んで指導する 積極性も十分とは言えず、奈良市の行財政改革や意識改革 への本気度が感じられなかった。また、このような踏込の 甘さは、内部統制によるガバナンスの機能不全を示してお り、現状のままでは市民から信頼されるような市役所には 程遠いのではないだろうか。

市政の透明性の確保及び財政状況の健全化のため、どのような業務及び理由から時間外勤務が生じていたのか、なぜそのようになったのか、どのように対処するのか等につ

いて改めて詳細に市民に説明するとともに、管理職率先のもと全庁一丸となって課題の解消に邁進し、より一層市民から信頼される市役所へと変革していく必要がある。

【措置の内容】

環境部の現業部門の業務の点検、見直しについては、行財政改革、人事管理、現場管理をそれぞれ担当する総合政策部、総務部、環境部の連携によって、経営のあり方、職場風土やガバナンスのあり方といったより大きな文脈での検討が必要であり、民間委託の実施や職場風土の刷新など、改革に必要な施策を一体として講じました。具体的には、平成28年度中に環境部の管理職体制を一新し、警察〇B職員を配置するなど、市として一丸となって職場風土を刷新する姿勢を示しました。

また、平成29年度末までに中間処理部門を含む環境事業 室全体の最適化にむけて計画的に民間委託化を進め、着実 に進捗させました。

なお、時間外勤務の要因については、監査報告書に記載のとおりですが、これを受けて現場でも業務改善の取組が行われており、例えば、①管理職が時間外勤務を命ずる際は、業務量を見ながらルールに従い厳格に行う、②業務内容に応じて担当の割振りや従事人数を変える、③土曜日や平日早朝に行われている業務を見直すなどの取組を徹底することにより、平成29年度の環境部4課(収集課、まち美化推進課、環境清美工場、リサイクル推進課)の時間外勤務の実績が平成26年度の時間外実績と比較して約1割削減しました。

平成28年度包括外部監査「補助金、交付金及び負担 金に係る事務の執行について」の結果に対する措置 状況について

- Ⅲ、補助金等に関する個別結果及び意見
- 1. 行政経営課
- (1) 奈良市総合財団運営補助金
- ③ 監査結果
- ・補助金の交付事業に関する収支の確認について (行政経営課)

【監査結果】

行政経営課は、総合財団より補助対象事業に関する収支報告及びその内訳明細を入手しているが、証拠書類の確認は行っていない。

公金が投入されている以上、証拠書類等により使途を確認するとともに、使途に問題がないと判断するに至った過程を記録し、市民に補助金交付に関する説明責任を果たせるようにする必要がある。

【措置の内容】

平成30年3月に補助金対象事業に関する収支報告書及び その内訳明細を基にし、当該補助金の使途及び適正性につ いて証憑確認を行いました。今後も継続して書類検査を実 施します。

- 12. 子ども育成課
- (1) 奈良市民間児童館活動事業費補助金
- ② 監査結果

・補助金の交付事業に関する収支の確認について (子ども育成課)

【監査結果】

子ども育成課は、社会福祉法人より補助対象事業に関する収支報告を入手しているが、証拠書類の提出を求めていない。

公金が投入されている以上、証拠書類等により使途を確認するとともに、使途に問題がないと判断するに至った過程を記録し、市民に補助金交付に関する説明責任を果たせるようにする必要がある。

【措置の内容】

平成29年度実績分から、証拠書類として、領収書及び会計簿等を提出するよう、社会福祉法人に依頼し、提出を受け、使途に問題がないことを確認しました。

- (2) 奈良市子育てサークル運営補助金
- ② 監査結果
- ・補助金の交付事業に関する収支の確認について (子ども育成課)

【監査結果】

子ども育成課は、各サークルより補助対象事業に関する 収支報告を入手しているが、証拠書類の提出は求めていない。

公金が投入されている以上、証拠書類等により使途を確認するとともに、使途に問題がないと判断するに至った過程を記録し、市民に補助金交付に関する説明責任を果たせるようにする必要がある。

【措置の内容】

平成29年度実績分から、証拠書類として、領収書と会計 簿を提出するよう、各子育でサークルに依頼し、提出を受 け、使途に問題がないことを確認しました。

・活動報告書による報告内容の見直しについて (子ども育成課)

【監査結果】

補助金を交付することの目的からすれば、サークルには 10名以上が所属し、その会員の多くがサークル活動に参加 することが期待されるところである。

しかしながら、補助対象事業の活動報告書を閲覧したところ、各活動の参加人数が3名程度となっている団体がある。また、参加人数として保護者の人数に乳幼児を含めた人数で報告している団体、年間を通して毎回同じ活動参加人数を報告している団体等もある。

市は、報告を受ける各活動の参加人数について、会員の みとするのか、保護者の人数に乳幼児を含めた人数とする のか、報告単位を明確にすべきである。

また、サークルには最低10名の会員がいることが補助の 要件とされているから、この10名の中に全く活動していな い会員が含まれていないかを確認できるよう、報告書に参 加者の名前の記載を求めるべきである。

【措置の内容】

平成29年度から、各活動日の参加人数については、保護者の人数に乳幼児を含めた人数を報告単位とすることにしました。

各子育でサークルに対しては、毎回の人数が少なすぎたり会員名簿に登録されている方(保護者)のうち10名以上の活動が年間を通して確認できない等の場合は、補助金の取消しを検討する旨を伝え、毎回の参加者が偏らず、また多くの方が参加できるようにサークルを運営するよう指導しました。

あわせて、各活動日には乳幼児も含めた参加者を記録し、 平成29年度の事業報告時にその名簿を提出するよう依頼し、 提出を受けました。

- 18. 観光振興課
- (2) 柳生観光協会補助金
- ② 監査結果

(観光戦略課)

【監査結果】

・経理区分の不備について

同協会の決算書の概要は下記のとおりである。

(表省略)

同協会は、指定管理事業者として、旧柳生藩家老屋敷(指定管理料4,706千円)、旧柳生藩陣屋跡(指定管理料517千円)及び柳生観光駐車場(指定管理料2,940千円)の運営を行っている。

柳生観光協会の決算書によると、歳出額の内訳は、指定管理事業に要するもの8,167千円、補助対象経費4,161千円(歳出合計から委託金及び渉外費を控除したもの)、その他補助対象経費とならない経費22千円となっている。このうち、補助対象経費4,161千円については、指定管理事業と明確に区分し実績報告される必要があるが、現状そうはなっていない。市に対し実績報告として提出されているのは、指定管理事業を含めた柳生観光協会全体の事業に対するものである。

現状の収支に関する報告では、補助対象事業にて補助金がどのように使用されたのか分からず、補助金額として適切な金額かどうかの判別ができない。

今後、補助金の交付額が適切かどうか判断するため、また、補助による成果を把握するためにも、補助対象となった事業を区分した事業報告を提出させる必要がある。

【措置の内容】

平成29年度の事業報告から、指定管理事業を除いた柳生 観光協会補助金分の収支報告を受け、明確に区分されてい ることを確認しました。

- (4) 月ヶ瀬観光協会補助金
- ② 監査結果

(観光戦略課)

【監査結果】

・補助対象経費の区分について

月ヶ瀬観光協会は、月ヶ瀬梅渓梅まつり等を実施し、市の観光振興を図っている団体である。本補助金は、同協会に対して事業経費の一部を補助するものである。

同協会の決算書によると、月ヶ瀬観光協会補助金と梅の 郷づくり補助金の二つの補助金の交付を受けている。月ヶ 瀬観光協会補助金は、奈良市観光振興課から梅まつりを補 助するために交付されるものであり、梅の郷づくり補助金は、奈良市農林課から、苗木の購入を補助するために交付されるものである。梅の郷づくり補助金の平成27年度補助金額は120千円である。

二つの補助金は交付目的を異としており、補助対象経費は別に管理する必要がある。しかし、月ヶ瀬観光協会の決算書は、補助金ごとに補助対象経費が区分されておらず、協会全体の決算書があるのみであり、各補助金の対象となる事業ごとの収支が分からず、補助金額として適切な金額かどうかの判別ができない。

異なる目的の補助金であるならば、それぞれの補助金交付額が適切かどうか判断するため、また、補助による成果を把握するためにも、補助対象となった事業を区分した事業報告・収支報告を提出させる必要がある。

なお、両補助金が、月ヶ瀬梅林による観光の活性化という大きな枠組みでは、共通の目的であるとも考えられる。 月ヶ瀬観光協会補助金と梅の郷づくり補助金は統合して交付することも検討されたい。

【措置の内容】

平成29年度の事業報告から、梅の郷づくり補助金を除いた月ヶ瀬観光協会補助金のみの収支報告を受け、明確に区分されていることを確認いたしました。

- (5) なら・観光ボランティアガイドの会補助金
- ② 監査結果

(観光戦略課)

【監査結果】

・補助金の分割について

市は、なら・観光ボランティアガイドの会に対し、下記の3つの補助金を交付している。各補助金の平成27年度の執行金額は下記のとおりである。

(表省略)

いずれも本市観光振興課から交付されている補助金であり、ガイド付ツアー事業はガイドによる解説付きのウォーキングツアーを実施することを目的としており、また、ウェルカムガイド事業は市で新しく暮らし始める方々に、歴史と文化を紹介するガイドを実施することを目的としている。両補助金の目的は、観光客のガイドに関する事業等を実施するという、なら・観光ボランティアガイドの会補助金の目的と同一のものとなっている。

ガイド付ツアー事業は、元々は委託事業として実施していたものを補助金へ切り替えたものである。また、ウェルカムガイド事業は、なら・観光ボランティアガイドの会からの提案に基づき、事業補助化したものである。しかし、ガイド付ツアー事業についても、ウェルカムガイド事業についても、ともになら・観光ボランティアガイドの会の実施する事業であり、市にとってはいずれも目的が同一であることから、特段分離する合理性はない。また、市民感覚からすれば、過大に補助金が交付されているように捉えられる。

3つの補助金は、同一団体に同一目的で交付されている ものである。ウェルカムガイド事業補助金に関しては、(6) で述べるとおり、事業の継続の是非について検討するべき であるが、奈良・観光ボランティアガイドの会補助金とガ イド付ツアー事業補助金について、統合して交付する必要 がある。

【措置の内容】

平成30年度から、ガイド付ツアー事業補助金とウェルカムガイド事業補助金はなら観光ボランティアガイドの会補助金に統合して交付することを決定しました。

- 19. 商工労政課
- (1) 公益財団法人奈良県労働者福祉協議会事業補助金
- ② 監査結果

(産業政策課)

【監査結果】

・ライフサポートセンター事業の実績報告書の確認につい て

ライフサポートセンター事業の実績報告書の記載内容に誤りがあった。実績報告書の相談員及びサポーターの事業への参加者数は「 $4名 \times 260$ 日 = 1,040日」とされていたが、実際は相談員が5名であり、勤務日数は延べ493日であった。

市は当協議会から実績報告書を入手しているが、人件費 や経費の発生が確認できる証憑書類については確認してい ないことが誤りの原因である。

当補助金拠出の目的が、ライフサポート事業の実施に必要な人件費、旅費、需用費等の補助にある以上、市は相談員の人数や勤務日数について、出勤簿や勤務日誌等の勤務状況が確認できる書類を確認するべきである。また、市は当協議会に対しても事実に基づく実績報告を行うよう指導するべきである。

【措置の内容】

平成29年度実績分から、公益財団法人奈良県労働者福祉協議会に対して実績報告に関する指導を行うとともに、ライフサポートセンター相談員の人数や勤務日数について、出勤簿等の勤務状況が確認できる書類の提出を求め内容の確認を行いました。

- 20. 農林課
- (2) 鹿害防止対策事業補助金
- ③ 監査結果
- ・研修会の実施について

(農政課)

【監査結果】

鹿害阻止農家組合は現地視察研修会として、兵庫県養父 市を訪問しているが、初日の夜に慰労会を実施し、2日目 に鳥取市内を散策している。

現地視察研修会の状況は以下のとおりである。

(表省略)

当研修会の宿泊代、慰労会の経費及び2日目の昼食代は 組合員の自費であるが、研修期間を2日間とし、行先も養 父市から見て市とは逆方面の鳥取としているため、貸切バ スやその他の諸経費は、鳥取市内散策に関する支出を含む と考えられる。

補助金は公費であり、鹿害の防止を講じるために交付さ

れたものであるため、個人の余暇や不透明な使途に利用す ることは厳に慎むべきである。研修に関する支出と散策に 関する支出は明確に区別し、研修に関する支出のみを補助 対象経費とするべきである。市の審査にあたっては、交付 先の使途が補助目的に適うものであるかどうか、証憑書類 等を基礎として確認し、不備がある場合は補助金の返還を 求める等の対応が必要である。

【措置の内容】

平成29年度に鹿害阻止農家組合長及び事務局長に対し、 研修に係る費用等が分かる書類等の提出及び研修に係る実 績報告(視察に係る研修報告、資料や写真の添付、参加者 名簿)の提出をすることや、研修の補助対象経費について は、目的外の使途にならないようバス借上げ料とそれに付 帯する関連費用のみとし、日帰り可能な研修場所について は、1日借上げ相当分を上限することを指導しました。

指摘以降、対象経費全ての証憑書類等の添付を求め、内 容等確認の上、適正な補助金の交付に努めています。

・支出内容の確認について

(農政課)

【監査結果】

市は当現地視察研修会の支出について302,620円の領収 書を確認しているが、当該領収書には「県外視察研修費」 の記載があるのみであり、支出の内容が不明である。

奈良市補助金等交付規則15条によれば、市は補助金等の 交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するもので あるかどうかを調査する責任を負っている。市は支出の内 容が明確になった実績報告書及び証憑書類を入手したうえ、 補助金が補助対象経費に適切に支出されているかを確認す る必要がある。

【措置の内容】

平成29年度に支出明細について証憑書類を求め、県外研 修経費については研修用バス貸切代、有料道路代、乗務員 経費、講演研修費用及び保険料のみを対象経費として適切 に支出されていることを確認しました。今後も支出明細に ついて証憑書類を求め、内容等確認の上、適正な補助金の 交付に努めていきます。

(平成31年3月1日掲示済)

奈良市監査委員告示第4号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規 定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があっ たので、次のとおり公表します。

平成31年3月1日

奈良市監査委員 東 口 喜代一 中 本 百 勝 司 道端孝治 司 三橋和史

指令課

監査結果公表日 平成30年12月28日

(奈良市監查委員告示第18号)

措置結果通知日 平成31年2月25日

[監査の結果]

一体山消防無線前進基 地局敷地内での配電用支 持物の設置に対し、行政 財産の目的外使用を許可 する場合の使用料につい て、電柱の「支線」を「そ の他の柱類」として扱う べきところを誤って「本柱」 として算出していた。また、 使用料の単価が、平成29 年 4 月 1 日改正前の奈良 市道路占用料に関する条 例別表により算出されて いた。

電柱の「支線」を「そ の他の柱類」として区分 するとともに、条例改正 後の別表により本柱及び 支線の使用料を適正に算 出し、徴収されたい。

[措置の内容]

配電用支持物の設置に 対する行政財産使用料に ついては、改正後の奈良 市道路占用料に関する条 例別表の規定を準用し、 また、平成30年2月15日 付け奈財経第99号「行政 財産使用料における電柱 「支線」「支柱」「支線柱」 の取扱いについて」に基 づき、「支線」を「その他 の柱類」として取り扱う よう改めました。その結 果算出された使用料と既 に徴収していた使用料と の差額を、行政財産使用 許可の変更を行った上で、 平成31年1月31日付けで 申請者に対し還付しました。

生涯学習課

監査結果公表日 平成30年1月19日

(奈良市監査委員告示第1号)

措置結果通知日 平成31年2月27日

[監査の結果]

- (2) 奈良市青少年野外活 (2) 平成30年度から、奈 動センター条例施行規 則(以下「施行規則」 という。)及び基本協定 書に基づかない事例が、 以下のとおり見受けら れた。
 - ア 施行規則に定める 様式と異なった使 用承認申請書及び 承認印を使用して いた。
 - イ 収納事務を委託し ていることから、 領収書には指定管 理者の領収印を使 用しなければなら ないが、同センター 所長印が使用され ていた。また、施 行規則第8条第1 項には、使用者は 使用日に使用料を

[措置の内容]

- 良市青少年野外活動セ ンター条例施行規則及 び基本協定書に基づき 以下のとおり指導及び 改善しました。
- ア 施行規則に定める 様式と同様の使用 承認申請書と承認 印を使用するよう 指導し、改善しま した。
- イ 領収書には指定管 理者の領収印を使 用するよう指導し、 改善しました。また、 使用料は使用日に 納付しなければな らないことを指導 し、使用日に納付 するよう改善しま した。

納付しなければなら ないと定められてい るが、後日に納付さ れている事例があった。

> 所管課は、指定管理 者が施行規則及び基 本協定書に則って事 務を執行しているか 把握した上で、 適切 に指導されたい。

ウ 徴収した使用料は速 やかに払い込むよう 指導し、改善しました。

(平成31年3月1日掲示済)

奈良市監査委員告示第5号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項 の規定により、包括外部監査の結果に基づき措置を講じた 旨の通知があったので、別添のとおり公表します。

平成31年3月25日

奈良市監査委員東口喜代一同中本勝同道端孝治同三橋和史奈政行第29号平成31年3月20日

 奈良市監査委員
 東
 口
 喜代一様

 同
 中
 本
 勝様

 同
 道端孝治様

 同
 E
 橋和史様

奈良市長 仲 川 元 庸

包括外部監査の結果に対する措置状況について(通知) 奈良市包括外部監査人より提出があった「包括外部監査 の結果報告書」について、地方自治法(昭和22年法律第67 号)第252条の38第6項の規定に基づき、当該監査の結果 に対する措置状況を別紙のとおり通知します。

平成29年度包括外部監査「観光行政に関する事務の 執行について」の結果に対する措置状況について 第4 個別事業に係る監査の結果及び意見 【11】観光案内所運営管理経費

- (2) 入館者数の集計について
- ・修学旅行生の人数を集計すべきかどうか検討すべき (観光戦略課)

【監査結果】

現状、市観光協会は修学旅行生の集計を行っておらず、 実施要領に反している。

修学旅行生の誘致は、市や市観光協会の重点的な取組事項であるため、修学旅行生の人数は市としても把握すべき情報である。しかし、その情報は宿泊施設が把握すればよい情報であり、観光案内所で集計する必然性はないとも考えられる。

そのため、市は観光案内所において修学旅行生の集計が必要かどうかを検討し、実施要領を修正するか、市観光協会が修学旅行生の集計を行うかの対策を講じ、実施要領にあった運営を行うべきである。

【措置の内容】

観光案内所を訪れる人の中から外見で判断して修学旅行生を集計することは正確性に欠けるとともに、奈良市を訪れる修学旅行生の数は、奈良市に宿泊する修学旅行生の数を基に推計することができるため、修学旅行生の誘致において必要な情報は既に入手できていることから、観光案内所において修学旅行生の数を集計することは不要と判断し、平成30年度の契約から、実施要領の集計対象項目から削除しました。

【19】観光便所·待機所管理経費

- (2) 適切な予算要求資料の作成について
- ・予算要求資料及びその積算資料を作成者以外の者がチェックする体制を整備し、適切に予算要求資料を作成すべき (観光戦略課)

【監査結果】

予算は無駄なく効率的に使用すべきであり、予算要求資料は適切に積算した資料に基づき作成すべきであった。また、同様のことが起こらないよう、予算要求資料及びその積算資料の作成については、作成者以外の者がチェックする体制を整備すべきである。

【措置の内容】

観光便所管理委託料については、うるう年は勤務時間数や消耗品費を調整する等、勤務日数や消費税率によって委託料の総額に増減が生じないよう例年定額で見積もっていたため、総額以外の日数や税率の表記に対するチェックが不十分であったが、この認識を改め、平成31年度の予算要求資料作成時には、日数を正しく表記するとともに、消費税率については10月からの2%増を見込んだ金額で見積もり、また、複数人でのチェックを実施しました。

(平成31年3月25日掲示済)

奈良市監査委員告示第6号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規 定により定期監査を実施したので、その結果を同条第9項 の規定により公表します。 平成31年3月28日

 奈良市監査委員
 東
 口
 喜代一

 同
 中
 本
 勝

 同
 道
 端
 孝
 治

同 三橋和史

奈 監 第 73 号 平成31年3月28日

奈 良 市 長 仲 川 元 庸 様 奈良市議会議長 東久保 耕 也 様

 奈良市監査委員
 東
 口
 喜代一

 同
 中
 本
 勝

 同
 道
 端
 孝
 治

 同
 三
 橋
 和
 史

定期監査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規 定により定期監査を実施したので、その結果を同条第9項 の規定により報告します。

1 監査対象

環境部 リサイクル推進課 まち美化推進課

環境清美工場

クリーンセンター建設推進課

都市整備部 都市計画課 公園緑地課

開発指導課 建築指導課 景観課

建設部 道路維持課(土木管理センターを含

む。) 河川課 営繕課

会計管理者 会計課

議会事務局 議会総務課、議事調査課

(企業局)

経営部 経営管理課 財務課(会計室を含む。)

管理部 水道計画管理課(漏水対策室を含む。)

浄水課 企業技術監理課

設計工務部 官民連携推進課 (東部上下水道管理

室を含む。) 工務第一課

2 監査期間

平成31年1月9日から同年3月27日まで

3 監査方法

平成30年度の財務に関する事務の執行について、あらかじめ求めた平成30年11月末日現在(企業局については、同年12月末日現在)の資料に基づき、関係職員からの事情聴取とともに、関係書類の通査、照合等を行う方法で実施した。

4 監査結果

監査した財務に関する事務は、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められたが、一部において改善を要する事例が見受けられたので、その措置を講じられたい。

なお、指摘事項について措置を講じた場合は、地方自 治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を通知されたい。 環境部

リサイクル推進課

再生資源化処理場内で使用するフォークリフト等

の場内作業車について、燃料費の関係書類を査閲したところ、給油伝票(納品書)に記載されている全体給油量が車両ごとの給油量明細の合計と一致していない事例があった。また、車両ごとの給油量明細が記載されていない事例もあった。

車両ごとの給油量明細が正確に記載された給油伝票を受領した上で、適正に事務処理を行われたい。

【意見】

場内作業車については、給油業者がミニローリー(燃料搭載車両)を作業場に持ち込んで給油しているが、必ずしも職員が立ち会っているわけではないため正確な給油量の確認ができているといえる状況ではなかった。

このような状況では実際の給油量と請求時の給油量に差異が生じるリスクがあることから、給油の際には必ず職員が立ち会い、給油日、給油車両、給油量、立会職員名等を把握できる台帳を作成し、適正に管理されたい。

まち美化推進課

公用車(業務用車)の使用については、奈良市公 用車管理規則第18条において、運転報告書を作成し 公用車管理者に提出しなければならないと規定され ているが、公用車管理者である課長に提出され、確 認を受けた証跡が全く無い車両や、運転報告書自体 が作成されていない車両も見受けられた。

また、運転報告書と給油伝票とを照合したところ、 運転報告書への給油量の記入漏れや、本来職員が行 うべき燃料補給を修繕業者が行った上、給油伝票に もサインしている事例が散見された。

奈良市公用車管理規則に則り、運転報告書を漏れなく作成するとともに、必要事項を確実に記載し、公用車管理者による確認を行われたい。また、燃料補給は修繕業者に行わせることなく、職員が行うよう改められたい。

【意見】

資源回収品の取扱いについて

本市では、ごみの減量、リサイクルを進める循環型社会を目指しており、ごみ収集後、再生資源となる資源回収品については、有価物として取り扱い、業者に売却している。今回の監査対象課であるリサイクル推進課においては資源回収品として、アルミ缶、スチール缶及び飲料用紙パックを、環境清美工場では破砕スクラップ、アルミスクラップ、大型鉄類及び廃自転車を、また、会計課では、本庁舎から排出された雑誌等古紙、新聞、段ボール等を、それぞれの所管課で入札を行い業者を選定し売却している。売却における事務処理を監査する中で、幾つか改善が望まれる点があったことから以下のとおり意見を述べる。

(1) 売却数量の確認及び在庫量の管理について 本庁舎から定期的に排出される雑誌等古紙、新 聞、段ボール等の売却数量については、庁内に計量設備が無いため搬出時に計量を行わず、搬出先の業者での計量に基づいている。年間に2回程度、業者による計量現場に市の職員が立ち会ってはいるが、基本的には業者の自己申告に任せている状態である。売却数量は収入額の積算根拠となることから、市施設からの搬出時の計量数値を把握した上で、業者が申告している回収量の数値と照合を行うなど、相互チェックやダブルチェックの徹底を図り、正確な数量を把握する必要がある。搬出用に計量器を整備し、本庁舎分だけでなく幾つかの施設分もまとめて売却していくなど、資源回収品の有効な取扱いについて検討されたい。

さらに、売却時における搬出量の管理に加えて 資源回収品の適切な在庫管理が必要である。過去 の窃盗事件等により、各課における在庫管理は強 化されているものの、保管及び管理簿の整理の状 態は、日々の在庫量を十分に確認できる管理状況 とはいえなかった。様々な形状の資源回収品が存 在し、一律的な方法による管理は困難であるとは 思料されるが、計量器による数値での把握が難し いものは、複数の管理方法を組み合わせるなど工 夫を行い、在庫量の適切な把握に努められたい。

(2) 売却業者の選定について

環境清美工場においては、長年にわたり4種類の資源回収品の入札参加資格者を市内業者の数者に限定し指名競争入札を行っている。そのため、落札業者が固定化しているなどの現状から、競争原理が働きにくくなっているように見受けられた。

ついては、入札参加資格者を市内業者に限らず、 市外業者にも指名の範囲を広げるなど競争原理を より働かせるよう改善すべきである。同じ環境部 であっても、市外も含む業者の中から指名競争入 札により選定を行っている課もあることから、こ のような業務改善につながる情報を部内で共有し、 業務に生かしていく体制づくりにも努められたい。

以上のように資源回収品については、所管や窓口が多岐に分かれ業務の流れが複雑な上、先に述べた雑誌等古紙、新聞、段ボール等は、市庁舎からの排出分については市の収入となっているが、環境部に集まる市民持込み分については市の収入となっていないなど取扱いが統一されていないものもある。また、リサイクルに対する市民の意識向上及び協力により回収量は増加しており、それに伴う業務量も増加しているものの、売却時の単価は低下傾向のものもあることなどから、効率的に業務を行っていく必要がある。そのため、市は有価物である資源回収品及び処理業務に無駄が生じていないか資源回収業務全体を整理し、コスト削減及び財源確保に向け見直しを行った上で業務の合理化を図られたい。あわせて、資源回収品は

単なる廃棄物ではなく有価物であるという認識を 持ち、公金と同様適切な取扱いに、より一層努め られるよう要望する。

都市整備部

開発指導課

【意見】

開発行為により設置された開発道路について

今回の監査対象課である開発指導課は、開発行為 に関する業務を担っており開発行為許可申請に伴う 許可事務も行っている。その許可を受けた開発行為 により設置された公共施設及び当該公共施設の用に 供する土地(以下「公共施設等」という。)の管理 及び帰属については、各公共施設等の用途に従った 有効かつ適切な維持管理がなされる必要があり、こ れにふさわしい能力及び責任を有する者に管理させ る必要があるとの観点から、都市計画法により公共 施設等の管理及び帰属に関する一般的ルールを定め、 原則として公共施設等が存する市町村が管理し、当 該市町村に帰属するものとしている。しかし、開発 行為により設置された開発道路について、管理者で あるべき土木管理課に確認したところ、登記上その 所有者名義が開発業者のままで市名義になっていな いものが複数存在した。特に、かなり以前に設置さ れた開発道路においては多数存在し、中には当該敷 地が第三者に売却されたことにより問題となってい るケースも見受けられた。

帰属手続が未処理の状態で複数放置されている要 因については、帰するところ開発業者の責任とはい えるが、市側として以下の事務手続の流れの中にも 問題があると考えられる。開発行為の完了間際に行 われる開発工事の完了検査手続は、開発業者と市と の開発事前協議において交わされた、開発行為によ り設置された公共施設等は開発業者が都市計画法に 基づいて市に帰属を行うという協議書の存在を担保 に実施されている。本市においては、この開発工事 の完了検査手続を、開発業者が帰属手続をほとんど 進めていない状態で行っている。しかし、開発工事 の完了手続が終了し完了公告が済むことをもって開 発業者は当該開発地を販売できることから、販売利 益を得るという目的を達成してしまったことにより 一部の業者が、その後の帰属手続を放置してしまう ことがあると考えられる。

公共施設等は一定水準の整備を義務付けられており適正に管理されることが必要であることから、国の開発許可制度運用指針でも述べられているとおり、開発工事の完了検査手続と公共施設等の帰属手続を並行的に進めることにより迅速化を図り、開発工事完了公告後に帰属手続が放置されることなく、確実な管理及び帰属が行われるよう、開発許可申請から公共施設等の帰属に至るまでの市の一連の事務手続について、開発工事の許可等を行う課と当該公共施

設等を引き継ぐ課、その双方により十分な調整を行った上で見直しを図っていく必要があると考えられる。 また、開発業者との協議による帰属条件が整っていないことから手続が遅延しているなど、特にやむを得ない場合においても、管理権が不明確となっていることによる係争等を避けるため当該公共施設等に係る所有権のみは帰属を受け、基本的な管理権の所在を明確にされたい。

加えて、引き継がれる公共施設等の帰属手続の完 了確認が網羅的に行われていないなど、管理体制が 不十分であるといえる。よって、公共施設等の帰属 手続の完了確認を所管課が行っていくことはもとよ り、今回の監査対象である都市整備部及び建設部に おいては、許可、違反に対する調査、指導及び処分 並びに多数の行政財産の管理業務を担っていること から、両部の所管業務に係る法令遵守のチェック体 制の構築など対応を検討されたい。

景観課

屋外広告物許可手数料の徴収事務については、許可申請の際に納付させず後日に納付させ、その納付の確認を行った後に許可を出していた。

奈良市屋外広告物条例第15条の規定によると、許可申請の際、当該許可手数料を納付しなければならないこととなっているため、条例に則った徴収事務を行われたい。

また、当該許可申請は、広告物管理者による自己 申告に委ねられている状態であり、所管課は当該条 例の対象となる広告物の件数について把握ができて おらず、許可申請の件数及びそれに伴う許可手数料 の徴収件数について適切であるかどうかを把握して いなかった。

法令等の遵守、手数料負担の公平性を確保するという観点から、市は対象となる広告物の現状を把握し、当該条例に基づき許可申請及び屋外広告物許可手数料を適切に徴収されたい。

建設部

道路維持課(土木管理センターを含む。)

側溝等の土木施設修繕に係る関係書類を査閲した ところ、執行科目は修繕料となっているが添付され ている写真をみると、側溝に堆積した土砂の除去、 清掃作業及び樹木の撤去といった業務内容であるも のが見受けられた。

これらは施設の修繕ではないため、適切な科目で 執行されたい。

【意見】

変更契約について(建設工事の設計変更及び契約 変更を除く。)

今回の監査対象である建設部の業務委託において 契約変更が多数見受けられ、中には安易に変更され ていると思料されるものも見受けられた。当初契約 において十分に事前の計画、調査を行っていれば変 更契約を行わずに済んだと考えられるものや、変更 契約は監査対象期間後に行われていたが、当初契約 の変更ではなく別途契約を締結すべきであったもの が認められた。

変更契約は、安易な取扱いを行えば当初契約で行った競争入札の意義を減じさせることになるとともに、業者との癒着等不適正な事象を発生させる可能性もあるため、契約変更自体が例外的な処理であるということを認識した上で、市は現存する「工事請負契約における設計変更ガイドライン」の適用外の契約(業務委託契約等)変更時における統一的なガイドライン等の策定、また、チェック体制の構築など対応を検討されたい。

(平成31年3月28日掲示済)

奈良市監査委員告示第7号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規 定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があっ たので、次のとおり公表します。

平成31年3月28日

 奈良市監査委員
 東
 口
 喜代一

 同
 中
 本
 勝

 同
 道
 端
 孝
 治

 同
 三
 橋
 和
 史

生涯学習課

監査結果公表日 平成30年1月19日

(奈良市監査委員告示第1号)

措置結果通知日 平成31年3月25日

[監査の結果]

(3) 青少年野外活動センター使用料の収納事務を私人(指定管理者)に委託しているが、事前に会計管理者との協議を行わず、また、委託開始時に私人に委託した旨を告示していなかった。

地方自治法施行令第 158条第2項及び奈良市 会計規則第22条の3第 1項の規定に則った事 務手続を行われたい。 [措置の内容]

(3) 平成31年度分から、 私人(指定管理者) に 委託している青少年野 外活動センター使用料 の収納事務について、 事前に会計管理者との 協議を行い、私人に委 託した旨を告示しました。

(平成31年3月28日掲示済)

奈良市監査委員告示第8号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の37第5項の規定により、包括外部監査人大川幸一から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により、別添のとおり公表します。

平成31年3月28日

 奈良市監査委員
 東
 口
 喜代一

 同
 中
 本
 勝

 同
 道
 端
 孝
 治

 同
 三
 橋
 和
 史

別添省略

(平成31年3月28日掲示済)

奈良市監査委員告示第9号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第1項の規 定に基づく住民監査請求に係る監査結果を、同条第4項の 規定により通知したので、次のとおり公表します。

平成31年3月29日

 奈良市監査委員
 東
 口
 喜代一

 同
 中
 本
 勝

 同
 道
 端
 孝
 治

 同
 三
 橋
 和
 史

 奈
 監
 第
 74
 号

 平成31年3月28日

請求人

A 外 16名

代理人

奈良県奈良市登大路町5番地

修徳ビル4階401号

かすがの法律事務所

弁護士 今治 周平 様

 奈良市監査委員
 東
 口
 喜代一

 同
 中
 本
 勝

 同
 道
 端
 孝
 治

 同
 三
 橋
 和
 史

住民監査請求の結果について(通知)

平成31年2月12日付けで提出のあった住民監査請求については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第4項の規定に基づき監査した結果、その内容を次のとおり通知します。

1 監查対象部局

奈良市市民生活部新斎苑建設推進課

2 請求人及び代理人による証拠の提出及び陳述

本件請求については、請求人代理人から、地方自治法 第242条第6項の規定による陳述を行わない旨の申出があっ たため、陳述の聴取を行わなかった。

また、請求人代理人は新たな証拠の提出を行わなかった。

3 関係職員の陳述

平成31年3月22日に市民生活部長、新斎苑建設推進課 長及び同課長補佐に対し、陳述の聴取を行った。

4 請求の要旨

請求人が請求している要旨は、次のとおりである。なお、原文のまま記載しているが、一部個人情報については、X及びYに置き換えている。

第1 監査請求の趣旨

監査委員は、

- 1 奈良市長は、仲川元庸及びX及びYに対し、連帯して金1億6772万2252円及びこれに対する平成 30年4月10日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。
- 2 奈良市長は、奈良市が平成30年3月23日に村本・アール・アイ・エー・阪神C・村本・三和特定建設工事共同企業体・宮本異業種特定建設工事共同企業体との間で締結した金49億6195万2000円の工事請負契約の請負代金のうち、別紙1~7記載の各土地の地下埋設物の撤去、運搬及び処理等に係る費用相当額である金1億4215万4478円を支出してはならない。

と勧告するよう求める。

第2 監査請求の理由

1 奈良市新斎苑等整備運営事業の経緯について 奈良市は、大正5年に開設した現在の奈良市火 葬場(通称:東山霊苑火葬場、所在地:奈良市白 毫寺町793番地) について、老朽化が進んでいる こと等を理由にして、新しい火葬場(以下「新斎 苑」という。)を整備することにした。

奈良市は、平成27年末に、奈良市横井町地内の 山林に新斎苑を整備する計画案を公表し、平成28 年11月、同計画案をベースにして奈良市新斎苑基 本計画(甲1)を策定し、公表した。

奈良市は、平成29年5月23日、奈良市新斎苑基本計画に基づき火葬場を設置するため、「奈良市新斎苑」の名称で奈良市横井町の面積約4.9haの土地に火葬場を設置する都市計画の決定を行った(甲2)。

奈良市長仲川元庸は、平成29年11月22日、上記都市計画に基づく新斎苑整備のためとして、奈良市新斎苑建設予定地(面積約4.9ha)の西側に隣接する土地を追加で購入する旨を発表し、合計実測面積110,780.86㎡(公簿面積99,419㎡)の土地(別紙物件目録1~7記載の各土地、以下「本件買収地」という。)を購入することを前提とする用地買収を行う方針を、奈良市議会議員に対する議案の事前説明の場において明らかにした。なお、本書において、以下では、本件買収地のうち、奈良市新斎苑の施設建設予定地(面積約4.9ha)の部分については「施設建設予定地」と称し、施設建設予定地の西側に隣接している追加で買収することを決めた部分については「追加買収地」と称する。奈良市長仲川元庸は、現在、上記都市計画に基

2 奈良市新斎苑の用地買収の経緯について

奈良市は、平成27年7月30日、新斎苑建設準備のため、奈良市横井町内に存する土地の購入に関する覚書を、同土地の地権者であるA及びBと締結した(甲3)。同覚書第2条には、「土地購入」と題する条項が設けられ、「甲は、奈良市新斎苑

づく奈良市新斎苑等整備運営事業を進めている。

建設に伴い、乙の所有する土地について、下記の 条件が満たされ次第、奈良市新斎苑建設用地とし て、鑑定評価等に基づく適切な価格で購入するも のとし、最大限の努力をする。」(甲は奈良市、乙 は地権者)と定められている。

奈良市は、奈良市新斎苑の用地買収のため、有限会社若草不動産鑑定及び大和不動産鑑定株式会社に対し、本件買収地の不動産鑑定評価を依頼した。

有限会社若草不動産鑑定は、本件買収地の鑑定 評価額を金5339万6000円(単価482円/㎡)と鑑 定する旨の平成29年10月30日付鑑定評価書を奈良 市に提出した。

大和不動産鑑定株式会社は、本件買収地の鑑定 評価額を金4930万円(単価445円/㎡)と鑑定す る旨の平成29年10月30日付不動産鑑定評価書を奈 良市に提出した。

奈良市長仲川元庸は、上記のとおり、平成29年11月22日、施設建設予定地だけでなく、追加買収地の用地買収を行う方針を明らかにしたうえで、用地買収価格については、地権者との交渉により、奈良市が独自に算出した金1億6772万2252円(単価1514円/㎡)とする予定であることを発表した。

また、奈良市の調査により、本件買収地には産業廃棄物が投棄埋設されていることが明らかとなっているが、その産業廃棄物処理費用については奈良市が負担するものとしており、不動産鑑定評価においても「土壌汚染の有無及びその状態」「地下埋設物の有無及びその状態」は価格形成要因から除外されている。

- 3 本件買収地の用地買収は奈良市長の裁量権を濫用又はその範囲を逸脱するものであり違法であること
 - (1) 地方公共団体の長による売買契約の裁量権に 対する制約

地方公共団体の長は、その事務を誠実に執行する義務を負い(地方自治法138条の2)、また、地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要かつ最小の限度を超えて支出してはならないとされている(地方財政法4条1項)。

したがって、地方公共団体の長がその代表者 として一定の額の売買代金あるいは補償金を支 払うことを約して不動産の売買契約を締結する 場合、その契約締結行為が上記の法の趣旨に反 するとき、その契約締結行為は裁量権の濫用又 は範囲を逸脱するものとして違法となる。

(2) 鑑定価格の3倍を超える価格での用地買収 公共事業の施行に伴う用地取得に係る補償に ついては、昭和37年6月29日に「損失補償基準 要綱」が閣議決定され、これと同時に公共用地 の取得に伴う「損失補償基準要綱の施行につい て」が閣議了解とされた。この閣議了解の中で、 地方公共団体においても、その行う事業に必要な公共用地の取得に伴う損失補償につき、要綱の定めに準じ、すみやかにその基準を制定する等の措置を講じることとされている。

「公共用地の取得に伴う損失補償基準」(昭和37年10月12日用地対策連絡会決定)によれば、公共用地は土地の正常な取引価格により補償するものとされ(同基準8条1項)、正常な取引価格は、近傍類似の取引価格を基準として、所定の土地価格形成上の諸要素を総合的に考量して算定するものとされている(同基準9条1項)。

奈良市が依頼した不動産鑑定は、「正常価格」を鑑定するために、いずれも取引事例比較法で試算価格を求め、地価公示標準地等の均衡にも留意したうえで、鑑定評価が行われており(甲4、甲5)、後記(第2・3・(5))の奈良市所有の横井町山林の価格と比較すると高いきらいがあるものの、上記損失補償基準における「正常な取引価格」と同視できるものである。

上記のとおり、奈良市長仲川元庸が本件買収 地の用地買収価格は、奈良市が依頼した2つの 不動産鑑定評価の3倍を超えており、上記損失 補償基準の「正常な取引価格」を大きく上回る ため、上記損失補償基準に違反するものである。

(3) 不必要な追加買収地の用地買収

上記のとおり、奈良市長仲川元庸は、平成29年11月、突如、新斎苑整備事業において、追加買収地を買収する旨を発表した。当該土地は、本件施設建設予定地に隣接しているものの、施設に関する利用が予定されておらず、奈良市長仲川元庸の奈良市議会における答弁によれば、追加買収地の具体的な事業計画等については全く決まっていないとのことである。さらに、追加買収地には保安林に指定されている箇所も含まれており、そもそも現状に変更を加える開発が困難な地域である。

以上のことからすると、追加買収地は、現在において利用目的がなく、現状に変更を加えることが困難な土地であることからすると将来的な利用見通しも立たないのであって、奈良市が本件新斎苑整備事業のために買収する必要性は全く見当たらず、不必要な用地買収である。

(4) 不要な産業廃棄物処理費用の負担

上記のとおり、奈良市の調査により、本件買収地には産業廃棄物が投棄又は埋設されていることが明らかとなっているところ、その処理費用相当額(1億4215万4478円)を奈良市が負担するとしている。

産業廃棄物が投棄埋設されているという状態 は、不動産鑑定評価の価格形成要因としてマイ ナス評価(売主に対して不利益に評価されると いう意味)となるところ(国土交通省発行「不動産鑑定評価基準」)、上記のとおり本件買収地における不動産鑑定評価では価格形成要因から除外されていた。とすれば、不動産鑑定評価において反映されなかったマイナス評価の部分については、本来、売主である地権者が負担しなければならないものである。なお、国会等で議論されていた学校法人森友学園に対する国有地払い下げの問題においても、産業廃棄物の撤去費用を土地の売主である国が負担することを前提に売買契約の価格交渉がなされ、ただその減額する金額が大きすぎるのではないかと指摘されているものである。

したがって、奈良市が本件買収地に投棄埋設されている産業廃棄物の処理費用を負担する行為は、本来、売主である地権者が負担しなければならない不要な費用を負担するものである。

(5) 小括

上記のとおり、奈良市長仲川元庸は、本件買収地の用地買収にあたり、その買収価格を鑑定価格の3倍を超える価格で買収しており、しかも、本件買収地には約6.2haの不必要な追加買収地も含まれ、さらには、本来売主である地権者が負担すべき本件買収地に投棄埋設されている産業廃棄物の処理費用まで負担しようとしている。

本件新斎苑整備事業における用地買収の適正 買収価格が金2268万7000円(不動産鑑定価格の 平均値単価463円/㎡、施設建設予定地49,000㎡) であるところ、奈良市の用地買収価格は、本件 買収地の価格金1億6772万2252円(単価1514円 /㎡、本件買収地110,780.86㎡)である。これ に産業廃棄物処理費用(約金1億4000万円)を 加えれば約3億1000万円となる。

つまり、適正価格の約13.6倍もの価格によって、 本件買収地を買収したものである。

したがって、当該奈良市長仲川元庸の買収行為(契約締結行為)や産業廃棄物処理費用の負担は、地方自治法138条の2、地方財政法4条1項に反し、その裁量権を濫用又はその範囲を逸脱する違法なものであることは明らかである。

さらにいえば、奈良市は、平成23年3月に同市が設置した奈良市土地開発公社の経営検討委員会作成にかかる最終報告書内において、奈良市横井町に存する体育館施設整備事業名目で公社が取得した土地の平成20年度末時点の実勢価格が289円/㎡であるとの報告を受けていた。また、奈良市は、同土地について、平成24年8月に同市が作成した奈良市土地開発公社解散プラン内において、平成24年度の簡易実勢価格として123円/㎡であることを把握していた。同土地は、本件買収地の近隣地であり、かつ、本

件買収地と同様の山林である。とすれば、奈良市は、本件買収地が、体育館施設整備事業名目で取得した土地と同程度の123円/㎡程度であるということを把握しており、奈良市長仲川元庸においても、123円/㎡程度であること知っている又は容易に知ることができる状況にある。

奈良市長仲川元庸は、近傍類似の土地が平成24年度の簡易実勢価格123円/㎡であることを知っている又は容易に知ることができる状況にあるのに、これを無視して1514円/㎡という、直近の近隣地実勢価格の約12倍の価格を設定して、本件買収地を購入しようとしているものであり悪質ですらある。

なお、地方公共団体による用地取得について、 当時の首長の財務会計行為の違法性が争点となっ た事案の裁判例として、火葬場建設のための用 地買収の事案につき適正価格の約1.4倍となる 取得価格での契約締結行為を違法とした判決(名 古屋高等裁判所平成19年5月30日判決、名古屋 高等裁判所平成26年6月6日判決)、民事調停 法17条によりゴルフ場予定地を適正価格の約2.2 倍の価格で買い取る旨の決定がなされたことに 対し市長が異議を申し立てなかった行為を違法 とした判決(大阪高等裁判所平成15年2月6日 判決)、業者が計画した動物霊園を中止する名 目で市長がその予定地を購入したうえでその土 地代金に加えてその業者に対し補償費を支払っ た事案につき、自治体の予算に限界があり必ず しも土地を買う必要性、緊急性がない場合には 市長の裁量の範囲内ということにはならず厳し く制限されるとして、市長の行為を違法と判断 した判決(大阪高等裁判所平成15年6月17日判 決) などがある。これらの判例に照らしても、 上記奈良市長仲川元庸の行為が違法であること は明らかである。

4 結語

請求人らは、奈良市長仲川元庸の違法な財務会計行為により、奈良市に多大な財産的損害が生じていることから、奈良市長仲川元庸に対し、違法な売買契約締結によって奈良市に損害を生じさせた仲川元庸及び地権者に対し損害賠償請求を行うよう、また産業廃棄物の処理費用についてはこれを支出しないよう、監査委員からの勧告を求めるものである。

第3 請求人について

請求人らは、別紙請求人目録記載のとおりであり、 奈良市民である。

5 監査対象事項

新斎苑整備事業に係る用地買収及び産業廃棄物処理費用の負担が違法又は不当な公金の支出にあたるかどうかについて監査した。

6 監査の結果

(事実関係)

関係職員からの陳述等による事実関係は、次のとおり である。

- (1) 現東山霊苑火葬場は大正5年に開設され、数度の改修が行われてきたものの、建設から100年以上が経過し、老朽化が進んでいる。また、火葬炉に冷却装置が設置されていないため、1炉につき1日1体、1日合計8件の火葬しかできず、市民の約4分の1が市外の火葬場を利用せざるを得ない状況となっている。さらに、近年建設されている火葬場の約2倍(3時間)の火葬時間を要する上に、長時間過ごすための場やサービスを提供できないなど、現状の設備では市民の需要に十分な対応をとることが困難となっている。そのような状況の中、新斎苑の建設は長年にわたる市の最重要課題の一つであった。
- (2) 火葬場の設置場所については、次のように定められている。

【奈良市墓地等の経営の許可等に関する条例】 (火葬場の設置場所の基準)

- 第8条 火葬場を設置する場所は、次に掲げる基準に適合しなければならない。ただし、当該火葬場を設置する場所が国民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。
 - (1) 住宅等の敷地から250メートル以上離れていること。
 - (2) 道路等から250メートル以上離れていること。
 - (3) がけ崩れ、地すべり等の災害のおそれが 少ないこと。

2 略

(3) 本件新斎苑整備事業に係る用地買収対象地(以下「本件土地」という。) は次のとおりであり、平成30年4月10日に購入代金167,722,252円が支払われている。

所在地	地番	地目	取得面積(実測)
	924番 6	山林	89,083.55m²
	924番 7	保安林	5,524.61 m²
	925番	山林	821.23m²
奈良市横井町	926番	山林	1,955.57 m²
	927番	山林	3,289.38m²
	928番 1	山林	5,053.28m²
	928番 2	山林	5,053.26m²
合	計		110,780.88m²

(4) 市が決定した買収金額の算出根拠は次のとおりである。 平成29年10月1日時点の不動産鑑定評価額は、大 和不動産鑑定株式会社が445円/㎡、有限会社若草 不動産鑑定が482円/㎡であった。

また、本件土地の近隣地である、奈良県による昭和61年の岩井川ダム用地買収単価は4,300円/㎡であり、地価調査基準値「奈良(林) - 5」から算出した昭和61年から平成29年までの地価変動率59.69%を加味した単価は2.566円/㎡となる。

本件土地については、近隣地における市場での民間取引事例が把握できず、有意な合理的市場価格の算定が困難である一方、公共事業のための用地取得の事例は複数認められ、取得の目的及び規模等の取引の性質の類似性からすれば、正常価格の算定に当たっては、それら公共事業のための用地取得の事例を評価の基礎に含めることが必要不可欠であるとして、2者の不動産鑑定評価額の平均金額463円/㎡と奈良県による用地買収単価に地価変動率を加味した2,566円/㎡の平均金額1,514円/㎡を市の買収単価として地権者に提示した。

- ※ 住民監査請求書受付日である平成30年3月2日 時点の地権者をいう。以下同様とする。
- (5) 用地取得については、次のように定められている。

【奈良市用地取得事務取扱要領】 (補償額の算定基準)

第2条

- 1 略
- 2 土地の価格は、不動産鑑定士による不動産鑑定評価額を上限として算定するものとする。
- 3 一の土地につき複数の不動産鑑定評価を徴したときは、それらの評価による不動産鑑定評価額を平均した額を上限として土地の価格を算定するものとする。
- (6) 用地買収単価については、平成29年12月議会において次のような説明があった。

(平成29年奈良市議会12月定例会会議録(平成29 年12月4日)から抜粋)

(市長)

「今回、当該用地を含むこの一団の土地の取得に際しましては、まず、市では不動産鑑定を2社に依頼いたしまして、その平均額が平米当たり463円となったところであります。一方で、鑑定評価というものにつきましては、民間同士の取引を事例としたものでございまして、事例として計画地周辺では、この民間での取引が把握できていない状況もあり、計画地周辺での公共事業での買収事例も参考にし、地権者の主張も踏まえながら協議を重ねてきた次第でございます。

その結果といたしまして、2社の鑑定評価額の 平均であります平米463円、そして、岩井川ダム に伴います県の計画地側の土地購入額を、これを 現在の評価額に算定をいたし直しまして、これが 平米2,566円ということになります。この2つの 単価を平均いたしまして、平米1,514円というこ とで地権者に提案をさせていただきまして、これ で内諾をいただいている状況にございます。

合併特例債の活用期限もある中で、市としては、 やはりこの60年来の最重要課題を具体化させてい く中におきましては、既に事業費等につきまして も議会で御承認を賜っているということも踏まえ、 民地であります用地の確保というものが最重要の 課題であると考えております。その中におきまし て、当初計画をしていた予算の中で、おおむねお さまるような形で地権者の御理解がいただけたも のだと認識いたしております。」

この12月議会において用地購入費である 167,723,000円の補正予算が議決され、平成30年3 月議会において、本件土地取得についても議決さ れている。

また、平成29年9月議会において、新斎苑整備 事業の債務負担行為の設定が議決され、平成30年 3月議会において、産業廃棄物処理費用を含んだ 工事契約の締結が議決されている。

- (7) 平成29年9月21日付けで、鹿野園町自治会から計画地西側の土地を市が購入し、防災公園として整備するよう求める鹿野園町のまちづくりについての要望書が提出されている。
- (8) 計画地西側山林の利用計画については、平成29年 12月議会において次のような説明があった。

(平成29年奈良市議会12月定例会会議録(平成29年 11月29日)から抜粋)

(市長)

「この西側の山林につきましては、市といたしまして、地下水の観測井、また水道施設整備、さらには水道管の布設が必要なことに加えまして、憩いの場としての活用や防災面での不安を抱いておられる近隣住民の皆様の声などを受けまして、今後、市が責任を持って対応ができるように取得をいたそうとするものでございます。」

- (9) 新斎苑整備事業投棄物調査業務委託報告書によると、投棄物は昭和50年頃に投棄された可能性が考えられるとされている。
- (10) 地権者の父親が本件土地を取得したのは、昭和61 年であった。
- (11) 廃棄物の処理については、次のように定められている。

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律】 (事業者の責務)

第3条 事業者は、その事業活動に伴って生じた 廃棄物を自らの責任において適正に処理しなけ ればならない。

2及び3 略

(監査委員の判断)

住民監査請求に基づく監査及び勧告に係る決定は、地 方自治法第242条第8項において、監査委員の合議によ るものと規定されている。

本件住民監査請求について、上記事実関係に基づき審議した結果、合議に至らなかったため、監査の結果を出すことはできなかった。

なお、参考までに監査委員の見解について以下に付記する。

○ 請求に理由がないとする見解

請求人は、新斎苑の用地取得について、市が鑑定価格の3倍を超える価格での用地買収を行ったこと、不必要な用地の追加買収を行ったこと及び不要な産業廃棄物処理費用を負担しようとしていることが、地方自治法第138条の2及び地方財政法第4条第1項の規定に反し、違法な財務会計行為に当たると主張しているので、これらについて判断する。

地方公共団体の長がその代表者として一定の額の売買 代金を支払うことを約して不動産の売買契約を締結する ことは、当該不動産を取得する目的やその必要性、契約 の締結に至る経緯、契約内容に影響を及ぼす社会的、経 済的要因その他諸般の事情を総合考慮した合理的な裁量 に委ねられており、当該契約に定められた売買代金額等 が鑑定評価等において適正とされた売買代金額を超える 場合であっても、上記のような諸般の事情を総合考慮し た上でなお、地方公共団体の長の判断が裁量権の範囲を 逸脱し又はこれを濫用するものと評価されるときでなけ れば、当該契約に定められた売買代金額等をもって直ち に当該契約の締結が地方自治法2条14項等に反し違法と なるものではないと解するのが相当であるとされている (最高裁平成25年3月28日第1小法廷判決・平成23年(行 ヒ)第452号)。

このような見地から本件についてみると、事実関係(1) のとおり、大正5年に開設し、老朽化が進んだ現火葬場の建替えは長年にわたる市の最重要課題の一つであり、昭和30年代から約60年間にわたり事業の推進が図られていたものの、土地の所有者や周辺住民の反対等により候補地の選定が進まなかった中で、法規制等の客観的条件に適合し、地権者の理解もある現計画地の取得を決定したことは、地方公共団体の長の裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用するものであるとはいえない。

土地の価格については、事実関係(5)のとおり、奈良市用地取得事務取扱要領において、一の土地につき複数の不動産鑑定評価を徴したときは、それらの評価による不動産鑑定評価額を平均した額を上限として土地の価格を算定するものとすると規定されている。本件土地取得に当たり市は、不動産鑑定業者2者に対して鑑定評価を依頼したが、不動産鑑定評価は民間取引における適正な時価を算出するものであるため、本件土地近隣における奈良県による用地買収事例は鑑定評価額算出の基礎に含むことができず、また、本件土地の近隣では民間売買事例がなかったため、離れた土地の売買事例をもとに鑑定評価額が算出された。このような特殊な鑑定評価額は、用地取得事務の公平、公正及び透明性を確保しつつ、権利者の理解を得て、事業の円滑な推進を図るために制定さ

れた奈良市用地取得事務取扱要領の想定している鑑定評価額とはいえない。また、事務取扱要領は事務処理を進めていく上での指針、基準を定める内部規律であると捉えられていることから、遵守することは当然のことながら、一般的に法令とは扱われないものであり、上記のような諸事情を勘案すると、本件事例においては、奈良市用地取得事務取扱要領の制約を受けるものではないと判断した。よって、市が鑑定評価額に加えて、近隣での公共用地取得事例の用地買収単価に時点修正を行った金額を用いて、鑑定評価額との平均金額を提示価格として地権者との交渉を行い、事実関係(6)のとおり、議会の議決を経て、2者による鑑定評価額の平均を超えた金額で土地売買契約を締結したことをもって直ちに、地方公共団体の長の裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用するものであるとはいえない。

計画地西側山林の追加買収については、市は新斎苑の 工事に伴う周辺地域等への地下水の影響について調査するため観測井の設置やそこまでの進入路、新斎苑施設に 要する上水道の設備や配管等の敷設に使用する予定であるとしている。また、周辺住民から、防災対策や憩いの 場としての整備、活用を求める要望書も提出されている ため、一部保安林が含まれているものの、必要に応じて 対策を講じた上で、バッファゾーンとして市が責任を持っ て管理、活用していくために取得するものであり、不必 要な土地取得であるとはいえない。よって、当該土地を 購入したことが地方公共団体の長の裁量権の範囲を逸脱 し又はこれを濫用するものであるとはいえない。

投棄された産業廃棄物については、事実関係(II)のとおり、その処理費用は投棄者が責任を負うものとされている。また、土地売買時における処理費用の負担を売主又は買主のいずれが負担する義務を負うかを規定した法令はなく、本件土地については、事実関係(9)及び(IO)のとおり、地権者の父親が本件土地を取得した昭和61年以前から産業廃棄物が投棄されていたものであると想定されるため、その処理費用の負担を地権者に求めないことが不当であるとはいえない。そのような中、新斎苑整備事業を推進する上で本件土地取得の必要性が高いとして、買主である市が処理費用を負担するとしたことは、地方公共団体の長の裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用するものであるとはいえない。

以上のことから、新斎苑整備事業に係る用地買収及び 産業廃棄物処理費用の負担が違法又は不当な公金の支出 であるとはいえず、よって、請求人の主張はいずれも理 由がないものと判断し、本件住民監査請求を棄却する。

○ 請求の一部に理由があるとする見解

請求人は、新斎苑の用地取得について、市が鑑定価格の3倍を超える価格での用地買収を行ったこと、不必要な用地の追加買収を行ったこと及び不要な産業廃棄物処理費用を負担しようとしていることが、地方自治法第138条の2及び地方財政法第4条第1項の規定に反し、違法な財務会計行為に当たると主張しているので、これ

らについて判断する。

一般的に、公共用地の取得に当たっては、その公共的な性質から、補償金額や取得すべき土地の範囲については、取得の難易度によって変更されるものではなく、地権者に不満があっても増額や拡大が認められるものではない。公共用地の取得は、任意取得を原則としつつも、用地交渉が妥結に至らない場合には、事業の種類によっては、土地収用法に基づく手続に移行することを予定すべきものである。

市は本件土地取得に当たり、関係権利者、権利の内容 及び範囲並びに補償金額を把握した上で、用地交渉に臨 み、その早期の段階で公共用地の取得に伴う損失補償基 準における正当な取引価格を地権者に提示し、同意に向 けて交渉を進めるべきところ、提示した価格に対する同 意が得られなかったことから、その後は主に、地権者の 意向を重視した形での価格交渉となったものと認められ る。本件は土地収用法第3条25号の適用事業であること から、地権者の同意が得られなかった時点で、土地収用 まで見越した用地取得計画を立て直した上で、同意に向 けて交渉を進めるべきであった。市は合併特例債の適用 条件が、平成32年度末までに施設が完成していることで あったことから、土地収用による土地取得では合併特例 債の適用期限的に無理であると判断し、地権者の意向を 重視し価格交渉を行ったとのことではあるが、適正な用 地価格は客観的に形成されるものであり、合併特例債の 期限が差し迫っているかどうかは価格形成等に影響を与 えるものとはいえない。しかし、市は価格の交渉を行っ た結果、取引事例比較法で試算価格を求め地価公示標準 地等の均衡にも留意した上で、鑑定評価を行っていた不 動産鑑定業者2者から徴取した鑑定価格の平均額の3倍 を超える極めて高額な価格で用地買収を行った。これは、 公共用地は土地の正常な取引価格により補償するもので あり、正常な取引価格は、近傍類似の取引価格を基準と して、所定の土地価格形成上の諸要素を総合的に考量し て算定するものとしている「公共用地の取得に伴う損失 補償基準」に反している。このような価格での用地買収 は相当であるとは認められず、適正価格を超える部分に ついては地方公共団体の長の裁量権を逸脱、濫用した違 法なものであるといえる。

計画地西側山林の買収については、市は観測井設置や近隣住民からの要望が出されたことに基づきバッファゾーンとしての整備目的で追加購入したと主張しているが、平成27年に交わされた奈良市新斎苑建設に伴う土地購入に関する覚書及びそれに添付されている位置図には、既に当該追加部分付近の西側土地の地番の記載も含まれていることから真実性に疑義が残り、追加部分の用地購入についても地権者の意向を重視した形となった可能性を否定できない。また、追加部分の6.2haもの土地が上記目的達成のために必要であるとは認められない。購入後、地元との協議により使用計画を立てていく予定であったということではあるが、少なくとも購入時には、上記以

外の具体的な計画は存在していなかったことから、このような不確実な計画をもって、必ず取得しなければならなかった土地であるとは認められない。さらに、本件土地の追加購入は、重要な公有財産の取得案件であるにもかかわらず、奈良市資産経営推進会議設置規則に定められている奈良市資産経営推進会議の議決を経ておらず、市として慎重に審議された結果の判断であるとは認められない。よって、西側山林の買収についても地方公共団体の長の裁量権を逸脱、濫用した違法なものであるといえる。

産業廃棄物処理費用については、産業廃棄物が投棄埋設されていることが、本件不動産鑑定評価には反映されていない。本来は価格を下落させる要因として鑑定評価に反映されるべき投棄埋設物の存在が不動産鑑定価格に反映されていない以上、その処理費用については、売主が負担することが一般的であるようには思料されるものの、産業廃棄物の処理に要する費用を土地所有者が負担しなければならないという一義的な法的根拠は無く、また、当該産業廃棄物処理の必要性は本市における新斎苑建設事業の実施により初めて生じるものといえること、かつ当該事業の重要性とも併せた上で考慮すると、市が負担することはやむを得ない側面もあり不当であるとまではいえない。

以上のことから、本件請求には一部理由があると認め られるため、奈良市長は用地買収価格のうち、公共用地 の取得に伴う損失補償基準における正常な取引価格を超 えた部分及び不要な西側山林の買収価格分を仲川元庸に 対し損害賠償請求するよう求める。ただし、契約につい ては、法令に違反して締結した契約は、その契約を無効 としなければ、違反の根拠となった法令の趣旨を没却す る結果となる特段の事情が認められる場合に限り、私法 上無効となると解するのが相当である。本件の場合、取 得価格及び不要な部分の購入について、地方財政法第4 条第1項の地方公共団体の経費はその目的を達成するた めの必要かつ最小の限度を超えて支出してはならないと されている規定に違反し、奈良市長の裁量権の逸脱、濫 用が認められるものの、適正金額と超過分を含む用地買 収価格との差額である市の損失分は、権利濫用の当事者 である奈良市長が損害賠償することにより補塡され得る こと、また、行政庁における裁量権の逸脱及び濫用に関 し、一般市民である地権者が、取引価格の設定等に瑕疵 があることを知っていた又は知り得た事情等があるとは 認められないことから、当該契約を無効としなければ違 反の根拠となった法の趣旨を没却する結果となる特段の 事情が認められる場合には当たらず、当該売買契約自体 は有効であると考えられる。よって、地権者に対する損 害賠償請求部分及び産業廃棄物処理費用の支出差止めに ついては、理由がないものとして棄却する。

(平成31年3月29日掲示済)

奈良市監査委員告示第10号

奈良市監査委員事務局処務規程の一部を改正する規程を 次のように定める。

平成31年3月29日

奈良市代表監査委員 東 ロ 喜代一 奈良市監査委員事務局処務規程の一部を改正する規 程

奈良市監査委員事務局処務規程(昭和39年奈良市監査委員告示第2号)の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「組織及び」を削り、同条第1項を削り、同条第2項各号列記以外の部分中「課」を「事務局」に改め、同項第6号中「管守」を「保管」に改め、同項第18号中「特命による調査」を「事務の執行についての監査」に改め、同項第19号中「課」を「事務局」に改め、同項を同条とする。

第3条及び第4条を次のように改める。

(事務局の職員)

第3条 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第200条第3 項に規定する事務局長及び書記の職名は、次のとおりと する。

区 分	職	名
事務局長	事務局長	
書記	主査 主任	主務 主事

- 2 事務局に事務局長を置く。
- 3 組織の必要に応じて、主査及び主任を置く。
- 4 前2項に定めるもののほか、必要な職員を置く。 (職務)
- 第4条 事務局長は、監査委員の命を受けて局務を掌理し、 所属職員を指揮監督する。
- 2 主査は、事務局長を補佐し、上司の指揮を受けて局務 を掌理し、所属職員を指揮監督し、事務局長に事故があ るときは、その職務を代理する。ただし、第5条第5号 に掲げる事項を除く。
- 3 主任は、上司の指揮を受けて特定の事務を担当掌理し、 所属職員を指揮監督する。
- 4 前3項に規定する職員以外の職員は、上司の指揮を受けて担任する事務に従事する。

第4条の2から第7条までを削る。

第8条の見出し中「専決事項」を「事務局長の専決事項」 に改め、同条第1項中「局長」を「事務局長」に改め、同 項第2号から第4号まで及び第6号中「課長」を「所属職 員」に改め、同項に次の1号を加える。

(7) 軽易な照会及び回答に関すること。

第8条第2項を削り、同条を第5条とする。

第9条を第6条とする。

第10条第1項中「局長及び」を「事務局長及び」に、



同条第2項を削り、同条を第7条とする。

第11条を第8条とする。

附則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

(平成31年3月29日掲示済)

営 業 公 企

奈良市企業局告示第5号

道法(昭和33年法律第79号)第9条の規定に基づき次のと

2-2 供用を開始する排水施設の位置

おり告示します。

その関係図書は、平成31年3月1日から2週間、奈良市 企業局管理部下水道計画管理課に備え置いて縦覧に供します。 平成31年3月1日

奈良市公営企業管理者

池田

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日 平成31年3月1日
- 公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水 | 2-1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域 奈良市西ノ京町の一部

処 理 分 区	起	点	終	点	備考
大安寺第3処理分区	西ノ京町101番3		西ノ京町98番3		1

- 3 公共汚水桝設置のうち、供用を開始する箇所
 - ②二名三丁目1105番48
 - ③两九条三丁目5番4
 - ④学園大和町五丁目752番5
 - ⑤法蓮町589番6 他3筆
 - ⑥南肘塚町59番3
 - ⑦石木町402番1 他1筆
 - ⑧押熊町518番1 他2筆
 - ⑨肘塚町15番18 他2筆
 - ⑩あやめ池北一丁目1343番50
 - ①三条大路三丁目490番12 他1筆
 - 迎宝来二丁目134番5 他1筆
- 4 供用を開始する排水施設の合流式及び分流式の別 分流式、合流式
- 5 終末処理場の位置及び名称

大和郡山市額田部南町160番地 奈良県浄化センター (平成31年3月1日掲示済)

奈良市企業局管理規程第1号

奈良市水道給水装置の構造及び材質に関する規程の一部 | 奈良市企業局告示第6号 を改正する規程を次のように定める。

平成31年3月18日

奈良市公営企業管理者

池 田 修

奈良市水道給水装置の構造及び材質に関する規程の 一部を改正する規程

奈良市水道給水装置の構造及び材質に関する規程(昭和 60年奈良市水道局管理規程第4号)の一部を次のように改

正する。

第3条及び第12条第3項中「メータ」を「メーター」に 改める。

第13条の見出し及び同条第1項から第3項までの規定中 「メータ」を「メーター」に改め、同条第4項中「メータ」 を「メーター」に、「流入側」を「上流側」に改め、同条 第5項中「メータ」を「メーター」に改め、同条第6項中 「メータ」を「メーター」に、「水道用耐衝撃性硬質塩化ビ ニル管」を「水道用伸縮継手」に、「鋳鉄管」を「水道用 ダクタイル鋳鉄管」に、「鋼管」を「水道用ポリエチレン 粉体ライニング鋼管」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、口径25ミリメートル以下のメーターユニット を設置する場合は、管理者が別に定める。

第14条(見出しを含む。)中「メータ」を「メーター」 に改める。

附則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

(平成●年●月●日掲示済)

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程(平成10年奈 良市水道局管理規程第7号)第7条の規定により奈良市企 業局指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業の廃 止の届出があったので、同規程第10条の規定により次のと おり公示します。

平成31年3月20日

奈良市公営企業管理者

池田 修

名 称	代表者氏名	所 在 地	届出日
グローウィンオール	宮崎 泰任	大阪府大阪市港区夕凪2-8-4	平成31年2月8日

(平成31年3月20日掲示済)

| 程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成31年3月20日

奈良市公営企業管理者

池田 修

奈良市企業局告示第7号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程(平成10年奈 良市水道局管理規程第7号) 第4条第1項の規定により奈 良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規

名	称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
株式会社グ	コーウィンオール	代表取締役 宮崎 泰任	大阪府大阪市港区磯路三丁目24番11号	平成31年2月8日

(平成31年3月20日掲示済)

奈良市企業局告示第8号

奈良市企業局鉛給水管布設替事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成31年3月22日

奈良市公営企業管理者 池 田 修

奈良市企業局鉛給水管布設替事業補助金交付要綱 (目的)

第1条 この要綱は、鉛給水管による滞留水の鉛溶出問題を早期に解消することを目的として、自ら鉛給水管を布設替えする工事を行う者に対し、予算の範囲内において鉛給水管布設替事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、奈良市企業局補助金等交付規程(平成28年奈良市企業局管理規程第5号)において例によることとする奈良市補助金等交付規則(昭和59年奈良市規則第23号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義 は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 給水装置 奈良市水道事業給水条例 (昭和33年奈良 市条例第14号。以下「条例」という。) 第3条に定め る給水装置をいう。
 - (2) 鉛給水管 主たる材質が鉛製の給水管をいう。 (補助対象区域)
- 第3条 補助金を交付する対象となる区域は、条例第2条 第1項に定める給水区域とする。

(補助対象事業)

- 第4条 補助対象事業は、次に掲げる形態で布設されている鉛給水管を条例第10条第1項に定める構造及び材質に適合するよう布設替えする工事とする。
 - (1) 給水管分岐箇所から水道メーターの上流側 (一次側) 又は道路境界まで連続して鉛給水管が使用されている もの
 - (2) 前号に定める形態に類し、補助対象事業として管理者が認めるもの
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当 するときは補助対象事業としない。
- (1) 給水装置の増口径布設替等工事を予定しているもの
- (2) 水道を使用する予定がないもの
- (3) 本市が所有する給水装置の記録(給水装置工事申込書、配水管工事竣工図面等)で、鉛給水管が使用されていることが確認できないもの
- (4) 鉛給水管の布設替えが完了しているもの
- (5) 本市が工事施行を予定している箇所に設置されてい

るもの

(補助対象経費)

- 第5条 補助金を交付する対象となる経費は、前条第1項 に定める補助対象事業を実施するために必要な経費とする。 (補助金の額)
- 第6条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費に 相当する額とする。ただし、補助対象事業 1 件につき 172,000円を限度とする。

(補助対象者)

第7条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、補助対象事業の実施に伴う給水装置工事の申込者とする。

(補助金の交付申請)

- 第8条 補助金の交付を受けようとする者は、管理者が定める期日までに、規則第4条第1項に規定する補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添えて管理者に提出しなければならない。
 - (1) 工事費用の見積書又は契約書の複写
 - (2) その他管理者が必要と認める書類
- 2 前項の申請は、当該年度の4月1日から12月28日まで (奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号) 第1条第1項に規定する市の休日を除く。)の間にしな ければならない。

(実績報告)

- 第9条 補助金の交付決定を受けた者は、補助対象工事が 完了したときは、規則第14条に規定する補助事業等実績 報告書に、次に掲げる書類を添えて管理者に提出しなけ ればならない。
 - (1) 補助対象事業に係る工事関係写真
 - (2) 工事費の領収書の複写又は支払いの確認が出来る書類の複写
 - (3) その他管理者が必要と認める書類
- 2 前項の補助事業等実績報告書及び添付する書類の提出 期限は、補助対象工事が完了した日から起算して1箇月 を経過した日又は補助金の交付決定を受けた日の属する 年度の3月1日のいずれか早い日とする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度管理者が定める。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(平成31年3月22日掲示済)

奈良市企業局告示第9号

平成31・32年度奈良市・奈良市企業局物品購入等入札参加資格審査申請要領を次のように定めます。

平成31年3月26日

奈良市公営企業管理者

池田

以下省略

(平成31年3月26日掲示済)

奈良市企業局告示第10号

奈良市企業局入札参加者等審査会要綱の一部を改正する 告示を次のように定める。

平成31年3月29日

奈良市公営企業管理者

池 田 修

奈良市企業局入札参加者等審査会要綱の一部を改正 する告示

奈良市企業局入札参加者等審査会要綱(昭和61年奈良市 水道局告示第9号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「7人」を削り、同条第5項第2号中「管理部長」を「事業部長」に改め、同項第3号中「設計工務部長」を「事業部次長」に改め、同項第4号、第5号及び第6号を削り、同項第7号中「管理部企業技術監理課長」を「経営企画課長」に改め、同号を同項第4号とする。

第6条中「管理部企業技術監理課」を「経営企画課」に 改める。

附則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

(平成31年3月29日掲示済)

奈良市企業局告示第11号

奈良市企業局公共工事の発注見通しの公表に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成31年3月29日

奈良市公営企業管理者

池 田 修

奈良市企業局公共工事の発注見通しの公表に関する 要綱の一部を改正する告示

奈良市企業局公共工事の発注見通しの公表に関する要綱 (平成14年奈良市水道局告示第24号)の一部を次のよう に改正する。

第4条第1項第1号及び第2号並びに第5条中「企業技 術監理課」を「経営企画課」に改める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

(平成31年3月29日掲示済)

奈良市企業局告示第12号

奈良市企業局において発行する納付書、納入通知書及び 領収書の一部を改正する告示を次のとおり定める。

平成31年3月29日

奈良市公営企業管理者

池 田 修

奈良市企業局において発行する納付書、納入通知書 及び領収書の一部を改正する告示 奈良市企業局において発行する納付書、納入通知書及び 領収書(昭和55年奈良市水道局告示第9号)の一部を次の ように改正する。

別記第7号様式中「情報料金課」を「企業出納課」に改める。 附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

(平成31年3月29日掲示済)

奈良市企業局管理規程第2号

奈良市企業局組織規程の一部を改正する規程を次のよう に定める。

平成31年3月31日

奈良市公営企業管理者

池 田 修

奈良市企業局組織規程の一部を改正する規程

奈良市企業局組織規程(平成14年奈良市水道局管理規程 第2号)の一部を次のように改正する。

目次中「第6条 を「第5条 に、

「第2節 管理部 (第7条—第10条)

を「第2節

第3節 設計工務部(第11条—第15条)」 事業部(第6条—第10条)」に、「第4節」を「第3節」に、「第16条」を「第11条」に、「第17条」を「第12条」に、「第20条」を「第15条」に、「第21条」を「第16条」に、「第24条」を「第19条」に改める。

第2章及び第3章を次のように改める

第2章 組織

(部、課、センター、室及び係の設置)

第2条 局に次の部を設置する。

経営部

事業部

2 前項の経営部及び事業部に次の課、センター、室及び 係を設置する。

経営部

経営企画課 経営係 企画係 総務係 人事法制係 企業財務課 財政係 経理係 システム開発係

企業出納課 出納係 給与係 料金係

事業部

水道計画課 配水計画係 管路保全係 技術監理係 給排水課 給水装置係 給排水設備係

水道工務課 設計係 工務第一係 工務第二係 工務第三係

下水道事業課 下水道総務係 下水道計画係 下水道管理係 下水道整備係

送配水管理センター 管理総務係 管理第一係 管理第二係 施設係

水質管理室

広域官民連携室 広域官民連携係 東部第一係 東部第二係

第3章 事務分掌

第1節 経営部

(経営企画課の事務)

第3条 経営企画課の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。

経営係

- (1) 中長期計画、経営戦略及び財政計画に関すること。
- (2) 基本計画の策定及び総合調整に関すること。
- (3) 経営の分析並びに資料の収集、調査及び研究に関すること。
- (4) 料金制度の調査、研究、企画及び立案に関すること。
- (5) 水利権及び水需給の総合調整に関すること。
- (6) アセットマネジメントの総括に関すること。
- (7) 水道事業の認可に関すること。
- (8) 市総合政策課との調整に関すること。
- (9) 議会に提出する議案の総合調整に関すること。
- (10) 諸統計及び業務報告に関すること。
- (11) 2以上の課に関連する照会文書の回答に関すること。

企画係

- (1) 広域連携事業の総合調整に関すること。
- (2) 奈良県内地域及び近隣地域の広域連携事業の推進 に関すること。
- (3) 広域連携推進事業に係る関係部署との連絡調整に関すること。
- (4) 官民連携事業の企画及び調整に関すること。
- (5) 北和都市水道事業協議会及び県水受水協議会に関すること。
- (6) 日本水道協会事務に関すること。
- (7) 日本下水道協会事務に関すること。
- (8) 奈良県都市水道事業協議会事務に関すること。
- (9) 防災計画及び災害対策計画に関すること。

総務係

- (1) 市秘書広報課との調整に関すること。
- (2) 広報及び広聴に関すること。
- (3) 報道機関その他関係機関への資料提供及び連絡調整に関すること。
- (4) 水道法(昭和32年法律第177号)に定める情報提供に関すること。
- (5) 広報紙の発行に関すること。
- (6) 水道週間行事に関すること。
- (7) 局ホームページの運用に関すること。
- (8) 公印の保管に関すること。
- (9) 事務引継ぎに関すること。
- (10) 文書の収発並びに引継文書の保存及び廃棄の手続 に関すること。
- (11) 庁舎管理(防火及び避難訓練を含む。)に関すること。
- (12) 庁舎の電話、電気、ガス及び水道に関すること。
- (13) 庁舎の補修に関すること。
- (14) 公用車の総括管理及び整備指導に関すること。
- (15) 工事発注関係業務の適正化に関すること。
- (16) 工事請負等の入札に関すること。
- (17) 指名登録に関すること。
- (18) 契約事務の総括に関すること。
- (19) 電子入札システムの管理及び改良に関すること。

- (20) 業務及び職場環境の改善に関すること。
- (21) 局及び部内の連絡調整に関すること。
- (22) 局の渉外事務に関すること。
- (23) 他の課の主管に属しないこと。
- (24) 局、部及び課の庶務に関すること。

人事法制係

- (1) 職員の任免、賞罰、昇給及び服務に関すること。
- (2) 職員の定数及び配置に関すること。
- (3) 職員の研修に関すること。
- (4) 人事及び給与制度の調査及び計画に関すること。
- (5) 局の組織及び事務分掌に関すること。
- (6) 労働組合に関すること。
- (7) 職員の健康管理に関すること。
- (8) 市町村職員共済組合 (健康管理に関する事務に限る。) に関すること。
- (9) 職員の安全衛生及び公務災害補償に関すること。
- (10) 人事及び給与制度に係る市人事課との調整に関すること。
- (11) 条例、規程等の制定及び改廃の手続に関すること。 (企業財務課の事務)
- 第4条 企業財務課の事務分掌は、おおむね次のとおりと する。

財政係

- (1) 予算編成事務の総括に関すること。
- (2) 予算執行、調整及び統制に関すること。
- (3) 企業債に関すること。
- (4) 議会に提出する予算及び決算に係る議案の資料作成に関すること。
- (5) 決算書の作成に関すること。
- (6) 市財政課との調整に関すること。

経理係

- (1) 財務諸表の作成に関すること。
- (2) 計理状況の報告に関すること。
- (3) 公金の預託に関すること。
- (4) 公営企業決算状況調査に関すること。
- (5) 収入及び支出書類の審査に関すること。
- (6) その他会計事務に関すること。
- (7) 課の庶務に関すること。
- (8) 不動産の総括管理に関すること。
- (9) 普通財産の管理及び処分に関すること。
- (10) 固定資産の評価及び償却に関すること。
- (11) 固定資産台帳の整理保管に関すること。
- (12) 上下水道施設のアセットマネジメントの実施に関すること。
- (13) 固定資産の保険の加入及び請求に関すること。システム開発係
 - (1) 情報化施策及び情報システムの最適化に関すること。
 - (2) 情報セキュリティに関すること。
 - (3) ネットワークシステムの運用管理に関すること。
 - (4) ソフトウェアの管理に関すること。
 - (5) IT運営委員会に関すること。

- (6) 公営企業会計システム及び固定資産管理システム の管理及び改良に関すること。
- (7) 上下水道施設工事の設計業務に係る積算システム 及び修繕業務管理システムの管理及び改良に関する こと。

(企業出納課の事務)

- 第5条 企業出納課の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。 出納係
 - (1) 現金、有価証券の保管及び出納事務に関すること。
 - (2) 会計伝票、帳簿及び証拠書類の保管整理に関すること。
 - (3) 金融機関との契約及び連絡に関すること。
 - (4) 収入及び支出に関すること。
 - (5) 資金計画に関すること。
 - (6) 一時借入金に関すること。
 - (7) 課の庶務に関すること。

給与係

- (1) 職員の給与その他の給付の決定及び裁定に関すること。
- (2) 職員の給与その他の支給に関すること。
- (3) 職員の福利厚生に関すること。
- (4) 市町村職員共済組合 (健康管理に関する事務を除く。) 及び互助会に関すること。
- (5) 職員の源泉徴収に関すること。
- (6) 給与事務に係る市人事課との調整に関すること。
- (1) 水道料金、下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料(以下「水道料金等」という。) の徴収制度その他業務の調査、研究、企画及び立案に関すること。
- (2) 水道料金等の調定及び統計に関すること。
- (3) 水道料金等の納入通知書、納付書等の発行に関すること。
- (4) 水道料金等の口座振替データ入力に関すること。
- (5) 水道料金等の収納、減免及び還付に関すること。
- (6) 水道料金等の欠損処分に関すること。
- (7) 水道料金等の口座振替事務に係る収納取扱金融機 関との連絡調整に関すること。
- (8) 下水道使用開始、中止及び廃止等のデータ入力に関すること。
- (9) 営業業務包括業務委託等の調査、研究及び立案に 関すること。
- (10) 生活困窮者に対する水道料金の減免及び還付に関すること。
- (11) 営業業務包括委託業務に従事する受託業者のモニタリング並びに委託業務の指導及び監督に関すること。
- (12) メーターの出納保管及び有効期限等並びにメーター 台帳に関すること。
- (13) メーターの購入及び管理に関すること。
- (14) 水道料金等に係る相談及び意見聴取並びに処理に 関すること。

- (15) 使用水量の認定に関すること。
- (16) メーターの不正使用取締りに関すること。
- (17) 料金システムの管理及び改良に関すること。
- (18) 計量ハンディターミナルシステム等の管理に関すること。
- (19) 計量支援システムの管理に関すること。
- 20 受水槽を設置する集合住宅等の減量に関すること。
- (21) 水道料金等の債権放棄に関すること。
- (22) 給水停止の手続及び処分に関すること。
- 23) 生活保護による下水道使用料の免除及び還付に関すること。

第2節 事業部

(水道計画課の事務)

- 第6条 水道計画課の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。 配水計画係
 - (1) 配水統制に関すること。
 - (2) 配水管等の維持管理に関すること。
 - (3) 応急給水に関すること。
 - (4) 送配水施設(管路を含む。)の更新、整備及び耐 震化計画に関すること。
 - (5) 開発行為の事前協議、指導及び調整に関すること。
 - (6) 水道事業のマッピングシステムの管理及び改善に 関すること。
 - (7) 水道事業の弁栓台帳及び配管図の作成、整備及び 保管に関すること。
 - (8) 水道事業のアセットマネジメントの管路データ等 に関すること。

管路保全係

- (1) 給水装置、配水管及び配水管附属設備の修繕に関すること。
- (2) 消火栓の整備工事に関すること。
- (3) 給配水管等修繕工事に従事する委託業者の指導及び監督に関すること。
- (4) 給配水管等修繕工事業務委託の調査及び研究に関すること。
- (5) 水道修繕用材料及び器具の管理に関すること。
- (6) 奈良阪資材倉庫の維持管理に関すること。
- (7) 配水管等の破損事故に係る工事負担金等の収納及 び滞納整理に関すること。
- (8) 有収率向上のための漏水防止の調査及び計画に関すること。
- (9) 漏水等修繕後の道路復旧に関すること。
- (10) 濁水、出水不良等の対応に関すること。
- (11) 水道事業の部外者工事の地下埋設物事前協議に関すること。
- (12) 水道事業の部外者工事の立会及び協議並びに調整に関すること。
- (13) 給配水管等修繕工事及び消火栓の整備工事に係る 断水予告に関すること。

技術監理係

(1) 工事発注関係業務の適正化に関すること。

- (2) 局発注の工事請負業者の監理及び指導に関すること。
- (3) 工事監督員の研修及び指導に関すること。
- (4) 工事発注関係業務検討委員会に関すること。
- (5) 市契約課との調整に関すること。
- (6) 水道施設(水道法第3条第8項に規定する施設をいう。以下同じ。) の改良技術の調査及び研究に関すること。
- (7) 上下水道施設工事設計単価の改定に関すること。
- (8) 水道施設工事の共通仕様書に関すること。
- (9) 工事検査の総括管理に関すること。
- (10) 水道施設工事及び下水道(下水道法(昭和33年法 律第79号)第2条第2項に規定する下水道をいう。 以下同じ。)工事の検査に関すること。
- (11) その他上下水道工事の検査に関すること。
- (12) 水道技術管理者実務研修に関すること。
- (13) 上下水道技術の継承研修に関すること。
- (14) 給配水管等修繕工事等の収入の調定及び収納に関すること。
- (15) 部内の連絡調整に関すること。
- (16) 部及び課の庶務に関すること。

(給排水課の事務)

- 第7条 給排水課の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。 給水装置係
 - (1) 指定給水装置工事事業者に係る給水装置工事施行 の指導及び承認に関すること。
 - (2) 指定給水装置工事事業者の指導及び育成に関すること。
 - (3) 指定給水装置工事事業者の登録等に関すること。
 - (4) 指定給水装置工事事業者に係る給水装置工事の検 査に関すること。
 - (5) 給水装置工事主任技術者に関すること。
 - (6) 給水装置の違反工事の取締り及び処分に関すること。
 - (7) 給水台帳の整備及び保管に関すること。
 - (8) 給水装置工事に関する調査及び研究に関すること。
 - (9) 給水管のデータベース入力に関すること。
 - (10) 貯水槽水道の設置者への指導等に関すること。
 - (11) 貯水槽水道の調査及び研究に関すること。
 - (12) 水道施設分担金、水道施設加算分担金及び手数料 (以下「分担金等」という。) の調定及び統計に関す ること。
 - (13) 分担金等の収納、減免及び還付に関すること。
 - (14) 課の庶務に関すること。

給排水設備係

- (1) 公共下水道等に係る排水設備(水洗便所を含む。 次号及び第3号において同じ。)工事の確認申請に 関すること。
- (2) 公共下水道等に係る排水設備の普及に関すること。
- (3) 排水設備指定工事店に関すること。
- (4) 排水設備責任技術者に関すること。
- (5) 公共下水道等に係る水洗便所設備費の助成及び改

造資金の融資あっせんに関すること。

- (6) 事業所等の水質指導に関すること。
- (7) 公共下水道等の使用に関すること。
- (8) 給水装置工事の分岐立会に関すること。
- (9) 道路占用許可申請等に関すること。

(水道工務課の事務)

第8条 水道工務課の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。

設計係

- (1) 水道施設工事の設計に関すること。
- (2) 工務第一係、工務第二係及び工務第三係の事務に 関すること。
- (3) 水道施設布設工事負担金等の収入の調定及び収納 に関すること。
- (4) 水道施設工事に伴う不動産の買収に関すること。
- (5) 課の庶務に関すること。

工務第一係

- (1) 送配水管の更新及び耐震化工事(改良工事を含む。) の施行に関すること。
- (2) 水道施設工事の施行に関すること。
- (3) 工務第二係の第1号及び第2号並びに工務第三係の事務に関すること。

工務第二係

- (1) 給水申込みに係る配水管の布設工事及び改良工事の施行に関すること。
- (2) 開発に係る配水管の布設工事の施行に関すること。
- (3) 水道施設の受託工事(給水装置工事及び漏水修繕 工事を除く。)及び移設工事の施行に関すること。
- (4) 工務第一係の第1号及び工務第三係の第2号の事 務に関すること。

工務第三係

- (1) 鉛給水管解消に係る調査及び研究に関すること。
- (2) 鉛給水管布設替工事の施行に関すること。
- (3) 鉛給水管に係る広報及び情報提供に関すること。
- (4) その他鉛給水管に関すること。
- (5) 工務第一係の第1号並びに工務第二係の第1号、 第2号及び第3号の事務に関すること。

(下水道事業課の事務)

第9条 下水道事業課の事務分掌は、おおむね次のとおり とする。

下水道総務係

- (1) 下水道受益者負担金及び農業集落排水事業分担金の賦課徴収及び滞納処分に関すること。
- (2) 下水道受益者負担金及び農業集落排水事業分担金 に係る調査に関すること。
- (3) 課の庶務に関すること。

下水道計画係

- (1) 公共下水道及び農業集落排水処理施設(以下「公共下水道等」という。)の耐震化及びストックマネジメント計画の調査及び策定に関すること。
- (2) 公共下水道事業等の計画及び調査に関すること。

- (3) 公共下水道の認可に関すること。
- (4) 流域下水道との調整に関すること。
- (5) 公共下水道等の供用開始の告示に関すること。
- (6) 公共下水道等の地下埋設協議に関すること。
- (7) 公共下水道等管理者以外の者が行う公共下水道施設の審査及び指導に関すること。
- (8) 開発行為の事前協議、指導及び調整に関すること。
- (9) 公共下水道事業の補助申請に関すること。
- (10) 合併浄化槽の設置に係る助成に関すること。
- (11) 下水道管理係の第6号の事務に関すること。

下水道管理係

- (1) 下水道台帳及び農業集落排水処理施設管理台帳の 作成及び管理に関すること。
- (2) 公共下水道等の管路(広域官民連携室の所管を除く。)の維持管理並びに補修工事の設計及び施行に関すること。
- (3) 公共下水道等の維持管理資材及び機器類の管理に 関すること。
- (4) 公共下水道等の管路の改良工事の設計及び監督に 関すること。
- (5) 公共下水道等の処理場及びポンプ施設等の維持管理(工事、修繕、管理委託等)に関すること。
- (6) 包括業務委託の指導及び監理に関すること。

下水道整備係

- (1) 公共下水道等工事 (附帯工事を含む。以下同じ。) の設計及び監督に関すること。
- (2) 公共下水道等の災害復旧及び修繕に関すること。
- (3) 公共下水道等の工事に伴う届出その他出願に関すること
- (4) 公共下水道等の工事に要する機器類の管理に関すること。
- (5) 公共下水道事業の補助申請に関すること。
- (送配水管理センターの事務)
- 第10条 送配水管理センター(以下「センター」という。) の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。

管理総務係

- (1) センターの収入調定及び収納に関すること。
- (2) 主管事務に関する文書の収発に関すること。
- (3) 水道事業のアセットマネジメントの施設設備データに関すること。
- (4) センターの庶務に関すること。

管理第一係

- (1) 県営水道の受水に関すること。
- (2) 緑ヶ丘浄水場及び木津浄水場(以下「場」という。) の取水、浄水及び送水計画に関すること。
- (3) 場の取水、導水、浄水及び送水並びに配水池等の 監視及び運転管理に関すること。
- (4) 場の維持管理に関すること。
- (5) 場の施設の修繕等の施行に関すること。
- (6) 場の汚泥処理に関すること。
- (7) 場における記録及び統計書の集約及び保管に関す

ること。

- (8) 取水、導水、貯水、浄水及び送配水施設(管路を除く。)の更新、整備及び耐震化計画に関すること。
- (9) 西部地域(奈良市の区域から奈良市役所出張所設置条例(昭和30年奈良市条例第35号)別表(以下「出張所設置条例別表」という。)に定める区域(奈良市西部出張所及び奈良市北部出張所の所管する区域を除く。)及び東部地域(奈良市水道事業給水条例(昭和33年奈良市条例第14号)別表第4に定める加算分担金徴収地域をいう。以下同じ。)を除く地域をいう。以下同じ。)の送水施設、配水池、配水ポンプ所及び配水本管の維持管理に関すること。
- (10) 西部地域の送水施設及び配水池の修繕、維持工事の設計及び施行に関すること。
- (11) 西部地域の送水、配水池等の監視及び運転管理に 関すること。

管理第二係

- (1) 須川ダム操作規程(昭和60年奈良市水道局管理規程第1号)に定める須川ダムの操作に関すること。
- (2) 須川ダム施設等の監視及び運転管理に関すること。
- (3) 須川ダム施設等並びに東部地域のうち管理者が指定する送水施設及び配水池の維持管理に関すること。
- (4) 須川ダム施設等並びに東部地域の送水施設、設備 及び配水池の修繕、維持工事の設計及び施行に関す ること。
- (5) 局の無線に関すること。
- (6) 施設係の第1号、第2号及び第3号の事務に関す ること。

施設係

- (1) 場の施設の工事の設計及び施行に関すること。
- (2) 西部地域の水道施設工事の設計及び施行に関すること。
- (3) 須川ダム施設等並びに東部地域の施設の工事の設計及び施行に関すること。
- (4) 導送水管の更新及び耐震化工事(改良工事を含む。) 並びに修繕・維持・維持工事の施行に関すること。
- 2 水質管理室の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。
 - (1) 水質試験に関すること。
 - (2) 水質試験に係る精度管理に関すること。
 - (3) 水質試験の統計及び記録の保管等に関すること。
 - (4) 薬品及び分析機器の管理に関すること。
 - (5) 水質に関する調査及び研究に関すること。
 - (6) 布目・白砂川水質協議会等の連絡調整に関すること。
 - (7) 水源地域の保全に係る総合企画に関すること。
 - (8) 奈良市水道水源保護指導要綱に関すること。
 - (9) 関係官庁への報告業務に関すること。
- 3 広域官民連携室の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。 広域官民連携係
 - (1) 広域連携事業の調査、企画及び計画に関すること。
 - (2) 国際協力機構 (I I C A) に関すること。
 - (3) 県営水道との調整に関すること。

- (4) 官民連携事業の調査、企画及び計画に関すること。
- (5) 東部地域、都祁地域及び月ヶ瀬地域の官民連携事業の推進及び包括委託の実施に関すること。
- (6) 東部地域、都祁地域及び月ヶ瀬地域の官民連携事業で実施する技術研究に関すること。

東部第一係

- (1) 主管事務に関する文書の収発に関すること。
- (2) 東部地域の断水予告に関すること。
- (3) 東部地域の配水統制に関すること。
- (4) 東部地域の給水装置、配水管及び配水管付属設備 の修繕並びに路面復旧に関すること。
- (5) 東部地域の消火栓の整備工事に関すること。
- (6) 東部地域の修繕工事に従事する委託業者の指導及 び監督に関すること。
- (7) 東部地域の濁水、出水不良等の対応に関すること。
- (8) 水道修繕用材料及び器具の管理に関すること。
- (9) 東部地域の水道事業の部外者工事の地下埋設物事 前協議に関すること。
- (10) 東部地域の水道事業の部外者工事の立会及び協議 並びに調整に関すること。
- (11) 東部地域の水道施設整備計画の立案、調整、設計 及び工事の施行に関すること。
- (12) 旧簡易水道事業及び月ヶ瀬簡易水道事業の不用施 設撤去計画の立案、調整、設計及び工事の施行に関 すること。
- (13) 東部地域等水道整備事業の設計図書等の整理及び 保管に関すること。
- (14) 東部地域の配水管の改良工事の設計及び施行に関すること。
- (15) 東部地域の受託工事(給水装置工事及び修繕工事 を除く。)及び移設工事の設計及び施行に関すること。
- (16) 東部地域(米谷町、中畑町、興隆寺町、南椿尾町、 北椿尾町及び菩提山町を除く。) の農業集落排水処 理施設の管路(マンホールポンプを除く。) の維持 管理及び補修工事に関すること。
- (17) 東部第二係の第2号の事務に関すること。
- (18) 水道料金等の窓口収納に関すること。
- (19) 水道料金等に係る相談に関すること。
- (20) 東部地域等水道整備事業の事務整理に関すること。 東部第二係
 - (1) 都祁地域及び月ヶ瀬地域の断水予告に関すること。
 - (2) 都祁水道事業及び月ヶ瀬簡易水道事業の維持管理 に関すること。
 - (3) 出張所設置条例別表に定める月ヶ瀬行政センター 所管区域の公共下水道等の管路(マンホールポンプ を除く。)の維持管理及び補修工事に関すること。
 - (4) 水道料金等の窓口収納に関すること。
 - (5) 水道料金等に係る相談に関すること。
 - (6) 室の収入調定及び収納に関すること。
 - (7) 旧簡易水道事業及び月ヶ瀬簡易水道事業の水利協 定及び借地占用の協議等に関すること。

- (8) 都祁水道事業及び月ヶ瀬簡易水道事業に係る関係 部署との連絡調整に関すること。
- (9) 出張所設置条例別表に定める月ヶ瀬行政センター 所管区域の公共下水道の認可に関すること。
- (10) 室の庶務に関すること。

第3節 その他

(各課等共通の事務)

- 第11条 第3条から前条までに定めるもののほか、各課、 センター及び室の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。
 - (1) 主管事務に関する企画、調査、統計、証明、報告等 に関すること。
 - (2) 専用公印の保管に関すること。

第4章中第17条を第12条とする。

第18条第1項中「課長」の次に「、センターに所長」を加え、同条第6項中「ほか、課」の次に「、センター」を加え、同項を同条第7項とし、同条第5項中「ときは、課」の次に「、センター」を加え、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。4 センターに所長補佐を置き、特に必要があるときは、センターに主幹及び主査を置く。

第18条を第13条とする。

第19条第1項及び第6項中「課長」の次に「、所長」を加え、同条第7項中「課長補佐」の次に「、所長補佐」を、「補佐は、課長」の次に「、所長」を加え、同条第9項中「第6項」を「第7項」に改め、同条を第14条とする。

第20条中「課長」の次に「、所長」を加え、同条を第15 条とする。

第21条第1項中「課長」の次に「、所長」を加え、同条 第2項中「企業総務課長」を「経営企画課長」に改め、第 5章中同条を第16条とする。

第22条第1項ただし書中「課長」の次に「、所長」を加え、同条を第17条とし、第23条を第18条とし、第24条を第19条とする。

附則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

(平成31年3月31日掲示済)

奈良市企業局管理規程第3号

奈良市企業局組織規程の一部を改正する規程の施行に伴う関連規程の整備に関する規程を次のように定める。

平成31年3月31日

奈良市公営企業管理者 池 田 修

奈良市企業局組織規程の一部を改正する規程の施行 に伴う関連規程の整備に関する規程

(奈良市企業局建設工事総合評価審査委員会規程の一部 改正)

第1条 奈良市企業局建設工事総合評価審査委員会規程(平成27年奈良市企業局管理規程第10号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項第1号を次のように改める。

(1) 事業部長

第11条中「管理部企業技術監理課」を「事業部水道計画課」に改める。

(奈良市企業局事務専決規程の一部改正)

第2条 奈良市企業局事務専決規程(昭和41年奈良市水道 局管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項課長共通の部分中第18号を削り、第19号を第18号とし、同項経営管理課長の部分中「経営管理課長」を「経営企画課長」に改め、同部分に次の2号を加える。

- (3) 職員証その他の証票の発行
- (4) 公印の保管

第4条第1項中企業総務課長の部分を削り、同項財務 課長の部分を次のように改める。

企業財務課長

(1) 予算各節の流用

第4条第1項情報料金課長の部分中「情報料金課長」 を「企業出納課長」に改め、同部分に次の4号を加える。

- (8) 職員の扶養親族の認定
- (9) 通勤手当に係る届出の確認及び支給額の決定
- (10) 条例その他の規定に基づく給与その他の支出
- (11) 債権債務の確定した収入及び支払い

第4条第1項水道計画管理課長の部分中「水道計画管理課長」を「水道計画課長」に改め、同部分の第3号中「(所属職員に限る。)」を削り、同部分に次の1号を加える。

(4) 修繕工事の施行に伴う断水

第4条第1項下水道計画管理課長の部分中「下水道計画管理課長」を「下水道事業課長」に改め、同項浄水課長の部分、企業技術監理課長の部分及び官民連携推進課長の部分を削り、同項工務第一課長の部分中「工務第一課長」を「水道工務課長」に改め、同項中工務第二課長の部分を削り、同項に次のように加える。

送配水管理センター所長

- (1) 緊急を要する場合の物品の現地調達
- (2) 現場監督員の選任
- (3) 工事検査員(所属職員に限る。)の指名
- (4) 水質試験の受託及び委託

第4条第2項を次のように改める。

- 2 広域官民連携室長は、次に掲げる事務を専決処理することができる。
 - (1) 工事施行に伴う断水
 - (2) 所属職員の宿泊を要しない出張命令
 - (3) 所属職員の時間外勤務命令
 - (4) 所属職員の休暇、欠勤、忌引、その他諸届書類の 処理
 - (5) 所属職員の週休日の振替、半日勤務時間の割振り の変更及び休日の代休日の指定
 - (6) 定例又は軽易な申請、副申、証明、届出、調査、 報告、照会、回答及び通知
 - (7) 前各号に定めるもののほか、定例又は軽易な事務 に関し、疑義又は自由裁量の余地のない事項の処理 第5条を削り、第6条を第5条とする。

(地方公営企業法第13条第1項に規定する管理者の職務 を代理する職員の順序に関する規程の一部改正)

第3条 地方公営企業法第13条第1項に規定する管理者の 職務を代理する職員の順序に関する規程(昭和56年奈良 市水道局管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

「第2順位 企業局管理部長

第3順位 企業局設計工務部長

第4順位 第1順位、第2順位及び

本則中

第3順位の者を除くほか、 を 給料の号給の高い者。給料 の号給が同じであるときは、」 在職年数の長い者

「第2順位 企業局事業部長 第3順位 第1順位及び第2

順位の者を除くほか、

給料の号給の高い者。 に改める。

給料の号給が同じで あるときは、在職年 数の長い者

(奈良市企業局局議規程の一部改正)

第4条 奈良市企業局局議規程(昭和61年奈良市水道局管 理規程第18号)の一部を次のように改正する。

第3条中「、管理部長、設計工務部長、経営部次長、 管理部次長、設計工務部次長、経営管理課長及び企業総 務課長」を「、事業部長、事業部次長及び経営企画課長」 に改める。

第8条中「経営部企業総務課」を「経営部経営企画課」 に改める。

(奈良市企業局例規審査委員会規程の一部改正)

第5条 奈良市企業局例規審査委員会規程(昭和60年奈良 市水道局管理規程第13号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項第2号中「管理部長」を「事業部長」に 改め、同項第3号中「設計工務部長」を「経営企画課長」 に改め、同項第4号及び第5号を削る。

第6条中「経営部企業総務課」を「経営部経営企画課」に改める。

(奈良市企業局業務改善委員会規程の一部改正)

第6条 奈良市企業局業務改善委員会規程(昭和61年奈良 市水道局管理規程第19号)の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「管理部長及び設計工務部長」を「事業部長」に改める。

第7条中「経営部企業総務課」を「経営部経営企画課」 に改める。

(奈良市企業局労働安全衛生委員会規程の一部改正)

第7条 奈良市企業局労働安全衛生委員会規程(昭和55年 奈良市水道局管理規程第1号)の一部を次のように改正 する。

第7条中「経営部企業総務課」を「経営部経営企画課」 に改める。

(奈良市企業局指定給水装置工事事業者審查委員会規程 の一部改正)

第8条 奈良市企業局指定給水装置工事事業者審査委員会 規程(平成10年奈良市水道局管理規程第8号)の一部を 次のように改正する。

第3条第5項中「、管理部長、設計工務部長、企業総 務課長、財務課長、情報料金課長、水道計画管理課長、 企業技術監理課長、東部上下水道管理室長、給排水課長、 工務第一課長及び工務第二課長」を「、事業部長、事業 部次長、経営企画課長、企業財務課長、企業出納課長、 水道計画課長、給排水課長、水道工務課長及び送配水管 理センター所長」に改める。

第5条中「設計工務部給排水課」を「事業部給排水課」 に改める。

(奈良市企業局綱紀点検調査委員会設置規程の一部改正) 第9条 奈良市企業局綱紀点検調査委員会設置規程(平成 元年奈良市水道局管理規程第12号)の一部を次のように 改正する。

第3条第3項第1号から第3号までを次のように改める。

- (1) 事業部長
- (2) 経営企画課長
- (3) 水道計画課長

第3条第3項第4号及び第5号を削る。

第7条中「経営部企業総務課」を「経営部経営企画課」 に改める。

(奈良市企業局開発行為等給水審査委員会規程の一部改 正)

第10条 奈良市企業局開発行為等給水審査委員会規程(平 成3年奈良市水道局管理規程第10号)の一部を次のよう に改正する。

第4条第3項各号を次のように改める。

- (1) 事業部長
- (2) 事業部次長
- (3) 水道計画課長
- (4) 給排水課長
- (5) 水道工務課長
- (6) 下水道事業課長
- (7) 送配水管理センター所長

画課 に改める。

(奈良市企業局公印規程の一部改正)

第11条 奈良市企業局公印規程(昭和55年奈良市水道局管 理規程第8号)の一部を次のように改正する。

第4条中「経営部企業総務課(以下「企業総務課」」を「経 営部経営企画課(以下「経営企画課」」に改める。

第5条中「経営部企業総務課長(以下「企業総務課長」」 を「経営部経営企画課長」」に、「、 企業総務課長」を「、経営企画課長」に改める。

第7条中「企業総務課長(企業総務課」を「経営企画 課長(経営企画課」に改める。

第8条第1項及び第2項中「企業総務課長」を「経営

企画課長 | に改める。

別表奈良市公営企業管理者の印の項使用区分の欄中「東 部上下水道管理室」を「広域官民連携推進室」に改め、 同項保管課等の欄中「企業総務課」を「経営企画課」に、 「財務課」を「企業財務課」に、「浄水課」を「送配水管 理センター」に、「官民連携推進課東部上下水道管理室」 を「送配水管理センター広域官民連携室」に改め、同表 奈良市企業局の印の項保管課等の欄中「企業総務課」を「経 営企画課」に改め、同表奈良市企業局企業出納員の印の 項保管課等の欄中「財務課」を「企業財務課」に改める。

(奈良市企業局文書取扱規程の一部改正)

第12条 奈良市企業局文書取扱規程(平成2年奈良市水道 局管理規程第9号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項及び第9条中「企業総務課」を「経営企 画課 に改める。

第19条(見出しを含む。)中「企業総務課長」を「経 営企画課長 | に改める。

第20条第1項中「企業総務課」を「経営企画課」に改 め、同条第2項中「課長」の次に「、所長」を加える。 第21条第2項ただし書中「企業総務課長が特に企業総 務課」を「経営企画課長が特に経営企画課」に改める。 第23条第1項中「企業総務課長」を「経営企画課長」

第25条第2号ただし書中「課長名」の次に「、所長名」

第26条第2項中「企業総務課長」を「経営企画課長」 に改める。

第27条第1項及び第2項並びに第30条第4号中「企業 総務課」を「経営企画課」に改める。

第31条中「3部作成し、このうち2部を主管課で保存し、 1部を企業総務課長に提出しなければならない。」を「作 成し、主管課で保存しなければならない。」に改める。

第32条、第33条第1号及び第3号、第34条、第36条第 1項、第37条、第38条第1項及び第2項ただし書並びに 第40条中「企業総務課長」を「経営企画課長」に改める。

第43条中「企業総務課」を「経営企画課」に改める。 (奈良市企業局マイクロフイルム文書等取扱規程の一部 改正)

第8条中「管理部水道計画管理課」を「事業部水道計 │ 第13条 奈良市企業局マイクロフイルム文書等取扱規程(昭 和63年奈良市水道局管理規程第8号)の一部を次のよう に改正する。

> 第3条第2項中「設計工務部給排水課」を「事業部給 排水課」に改める。

> 第4条ただし書中「経営部企業総務課長」を「経営部 経営企画課長」に、「「企業総務課長」」を「「経営企画課長」」 に改め、同条第2号中「企業総務課長」を「経営企画課 長」に改める。

第5条中「企業総務課長」を「経営企画課長」に改める。 (奈良市企業局情報化推進に関する規程の一部改正)

第14条 奈良市企業局情報化推進に関する規程(平成24年 奈良市水道局管理規程第6号)の一部を次のように改正

する。

第4条第4項中「管理部長及び設計工務部長」を「事業部長」に改め、同条第5項中「経営部次長、管理部次長、設計工務部次長、情報料金課長、企業総務課長、水道計画管理課長」を「事業部次長、経営企画課長、企業財務課長、企業出納課長、水道計画課長」に改める。

第10条中「情報料金課」を「企業財務課」に改める。 (奈良市企業局会計規程の一部改正)

第15条 奈良市企業局会計規程(平成26年奈良市企業局管理規程第9号)の一部を次のように改正する。

第4条中「定める課長」の次に「、所長」を加える。 第6条第1号から第3号までを次のように改める。

- (1) 企業財務課長
- (2) 企業出納課長
- (3) 企業財務課長補佐

第6条に次の1号を加える。

(4) 企業出納課長補佐

第7条中「財務課長」を「企業財務課長又は企業出納課長」に改め、同条ただし書中「財務課長補佐又は会計室長」を「企業財務課長補佐又は企業出納課長補佐」に改める。

第8条第2項第1号から第3号までを次のように改める。

- (1) 企業財務課
- (2) 企業出納課
- (3) 広域官民連携室

第8条第2項中第4号を削り、第5号を第4号とする。 第18条第1項中「財務課」を「企業財務課」に改める。 第19条中「財務課長」を「企業財務課長」に改める。

第67条第3項中「情報料金課」を「企業出納課」に、「水 道計画管理課、浄水課及び東部上下水道管理室」を「送 配水管理センター及び広域官民連携室」に改める。

第68条第2項中「情報料金課長」を「企業出納課長」に、「水道計画管理課長、浄水課長及び東部上下水道管理室長」を「送配水管理センター所長及び広域官民連携室長」に改める。

第69条中「情報料金課長、水道計画管理課長、浄水課 長及び東部上下水道管理室長」を「企業出納課長、送配 水管理センター所長及び広域官民連携室長」に改める。

第82条第1項及び第3項、第85条、第87条第1項、第91条、第92条第2項及び第3項、第93条第2項、第117条第1項、第119条、第120条並びに第121条第1項中「財務課長」を「企業財務課長」に改める。

(奈良市企業局庁舎管理規程の一部改正)

第16条 奈良市企業局庁舎管理規程(平成14年奈良市水道 局管理規程第8号)の一部を次のように改正する。

本則の表中「情報料金課長」を「経営企画課長」に改める。 (奈良市企業局公用車管理規程の一部改正)

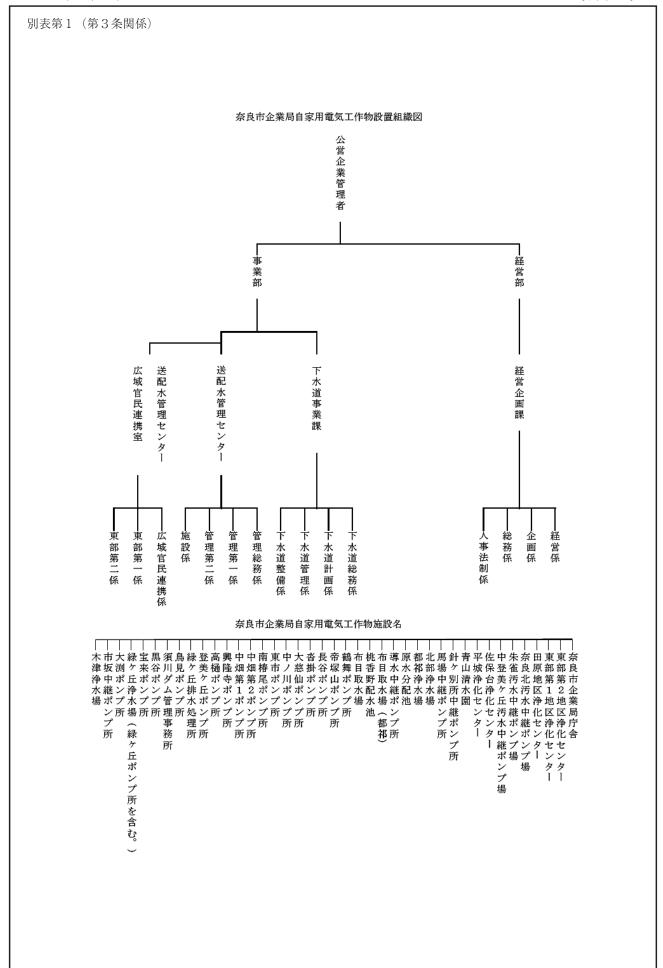
第17条 奈良市企業局公用車管理規程(昭和48年奈良市水 道局管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「情報料金課管財係長」を「経営企画 課総務係長」に改める。 第15条第3項中「及び情報料金課長」を「及び経営企 画課長」に、「、情報料金課長、企業総務課長」を「、 経営企画課長」に改める。

(奈良市企業局自家用電気工作物施設保安規程の一部改 正)

第18条 奈良市企業局自家用電気工作物施設保安規程(昭和40年奈良市水道局管理規程第9号)の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。



別表第2(第3条関係) 業務分掌及び職務権限 緑ケ丘浄 楠 設 水場(緑 須川ダム 木津浄水市坂中継大渕ポン 宝来ポン 黒谷ポン 鳥見ポン縁ケ丘排 ケ丘ポン 管理事務 プ所 場 ポンプ所 プ所 プ所 プ所 水処理所 プ所を含 所 業務内容 送配水 送配水 送配水 送配水 送配水 送配水 送配水 ① 施設の運営管理 送配水 送配水 管 理 管 理 管 理 管 理 管 理 管 理 管 理 管 理 管 理 電気設備の保全、指 センター センター センター センター センター センター センター センター センタ、 導監督 所 長 所 長 所 長 所 長 所 長 所 長 所 長 所 長 所 長 主 任 主任 主 任 主任 主 任 主 任 主 任 主 任 主 任 技術者 技術者 技術者 技術者 技術者 技術者 技術者 技術者 技術者 ① 電気設備の運転操作 (監視、巡視、日常点検) ② 運転操作基準の設定 ③ 保全計画、総括調査 ④ 定期点検、測定記録 (5) 保全基準の設定 管 理 管 理 管 理 管 理 管 理 管 理 管 理 管 理 管 理 第一係 第一係 第一係 第一係 第一係 第一係 第二係 第一係 第一係 (6) 事 故 備品、予備品の管理 (7) 従業員の教育訓練 (8) 9 非常災害対策 10 工事計画 ① 設計施行検収 施設係 施設係 施設係 施設係 施設係 施設係 施設係 施設係 施設係 施設 高樋ポン 興隆寺ポ 中畑第1 中畑第2 南椿尾ポ 東市ポン 中ノ川ポ 大慈仙ポ 登美ヶ丘 ポンプ所 ポンプ所 ポンプ所 プ所 ンプ所 ンプ所 プ所 ンプ所 ンプ所 業務内容 送配水管 送配水管 送配水管 送配水管 送配水管 送配水管 送配水管 送配水管 送配水管 施設の運営管理 理センタ 理センタ 理センタ 理センタ 理センタ 理センタ 理センタ 理センタ 理センタ ② 電気設備の保全、指 一所長 一所長 一所長 一所長 一所長 一所長 一所長 一所長 一所長 導監督 主 任 主 任 主 任 主 任 主 任 主 任 主 任 主 任 主 任 技術者 技術者 技術者 技術者 技術者 技術者 技術者 技術者 技術者 ① 電気設備の運転操作 (監視、巡視、日常点検) ② 運転操作基準の設定 ③ 保全計画、総括調査 ④ 定期点検、測定記録 保全基準の設定 (5) 管 理 管 理 管 理 管 理 管 理 管 理 管 理 管 理 管 理 第一係 第一係 第一係 第一係 第一係 第一係 第一係 第二係 第二係 6 事 備品、予備品の管理 ⑧ 従業員の教育訓練 ⑨ 非常災害対策 工事計画 10 設計施行検収 施設係 施設係 施設係 施設係 施設係 施設係 施設係 施設係 施設係

業務内	施設	沓掛ポン プ所	長谷ポンプ所	帝塚山ポンプ所	鶴舞ポン プ所	布目取水場	桃香野配 水池	布目取水場(都祁)	導水中継ポンプ所	原水分配池
① #	施設の運営管理 電気設備の保全、指導	送配水管 理セン所長 主 (任者	送配水管 理セン所長 主 所任 主 族術	送配水管 理セン所長 主 任 技術者	送配水管 理セン ー所 主 ・ 技術者	送配水管 理セン所 主 任者 技術	広域官民 連携室長 主 任 技術者	広域官民 連携室長 主 任 技術者	広域官民 連携室長 主 任 技術者	広域官! 連携室長 主 任 技術者
	電気設備の運転操作 の運転操作 運転操作基準の設定 保全計画、総括調査 定期点検、測定記録 保全基準 故 市品の管理 は、一部では は、一部で は、一部で は、一部で は、一は は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は	管第二條	管第二係					東第二係		東第二名

施設業務內容	都祁浄水場	北部浄水場	馬場中継ポンプ場	針ケ別所 中継所
① 施設の運営管理	広域官民 連携室長	広域官民 連携室長	広域官民 連携室長	広域官民 連携室長
② 電気設備の保全、指導 監督	主 任 技術者	主 任 技術者	主 任 技術者	主 任 技術者
① 電気設備の運転操作 (監視、巡視、日常点検)				
② 運転操作基準の設定				
③ 保全計画、総括調査				
④ 定期点検、測定記録				
⑤ 保全基準の設定				
⑥ 事 故	東部	東部	東部	東部
⑦ 備品、予備品の管理	第二係	第二係	第二係	第二係
⑧ 従業員の教育訓練				
⑨ 非常災害対策				
⑩ 工事計画				
⑪ 設計施行検収	J		J	J

施設業務内容	青山清水園	平城浄化センター	佐保台浄 化 セン ター	中登美ヶ 丘汚水中 継ポンプ 場	朱雀汚水 中継ポン プ場	奈良北汚水中継ポンプ場		東部第1地区浄化センター	東部第2地区浄化センター
① 施設の運営管理	下水道 事業課長	下水道 事業課長	下水道 事業課長	下水道事業課長	下水道 事業課長	下水道 事業課長	下水道 事業課長	下水道 事業課長	下水道 事業課長
② 電気設備の保全、指導 監督	保安管理 業務委託 業者	保安管理 業務委託 業者	保安管理 業務委託 業者	保安管理 業務委託 業者	保安管理 業務委託 業者	保安管理 業務委託 業者	保安管理 業務委託 業者	保安管理 業務委託 業者	保安管理 業務委割 業者
① 電気設備の運転操作 (監視、巡視、日常点検)]			
② 運転操作基準の設定									
③ 保全計画、総括調査									
④ 定期点検、測定記録									
⑤ 保全基準の設定									
⑥ 事 故	〉 下水道	下水道	〉 下水道		> 下水道	> 下水道	> 下水道	1 1	〉 下水;
⑦ 備品、予備品の管理	管理係	管理係	管理係	管理係	管理係	管理係	管理係	管理係	管理的
⑧ 従業員の教育訓練									
⑨ 非常災害対策									
⑩ 工事計画									
⑪ 設計施行検収	J	J	J	J	J	J	J	J	J

			施	:		
						良 市 企 司庁舎
業務	内容			_		*****
1	施設(の運営領			.,	営企画 長
② 監督		:備の保	:全、扌	旨導	-	E 任 5術者
		受備の: 見、日常		操作		
2	運転操	作基準	の設定	Ė		
3	保全計	一画、総	括調	至		
4	定期点	検、測	定記録	录		
5	保全基	準の設	定			
6	事	故				総務係
7	備品、	予備品	の管理	里		
8	従業員	の教育	訓練			
9	非常货	害対策	ŧ			
10	工事計	十画				
11)	設計旅	直行検 収	L		J	

(奈良市企業局工事検査規程の一部改正)

第19条 奈良市企業局工事検査規程(昭和62年奈良市水道 局管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「企業技術監理課は」を「水道計画課は」に、「企業技術監理課長」を「水道計画課長」に改める。第6条、第7条、第11条第2項、第12条、第14条から第16条までの規定及び第18条中「企業技術監理課長」を

	1 課長補佐、室長補佐、又は主査の職務
5級	2 会計室長の職務
	3 東部上下水道管理室長の職務
6級	課長又は主幹の職務
7級	相当の経験を有する課長、室長又は主幹の職務

に改める。

別表第4課長並びに職務の級7級の室長及び主幹の項中「課長」の次に「及び所長」を加え、「室長及び」を削り、同表職務の級6級の主幹の項中「主幹」の次に「及び室長」を加え、同表課長補佐、室長補佐、主査及び職務の級5級の室長の項中「課長補佐」の次に「、所長補佐」を加える。

(奈良市企業局非常勤嘱託職員に関する規程の一部改正) 第21条 奈良市企業局非常勤嘱託職員に関する規程(平成 6年奈良市水道局管理規程第4号)の一部を次のように 改正する。

第3条第4項中「企業総務課長」を「経営企画課長」 に改める。

(奈良市企業局臨時職員に関する規程の一部改正)

第22条 奈良市企業局臨時職員に関する規程(平成16年奈 良市水道局管理規程第3号)の一部を次のように改正する。 本則中「企業総務課長」を「経営企画課長」に改める。 (奈良市企業局職員就業規則の一部改正)

第23条 奈良市企業局職員就業規則(昭和33年奈良市水道 局管理規程第6号)の一部を次のように改正する。

第8条第3項及び第8条の2第3項中「企業総務課長」 を「経営企画課長」に改める。

(奈良市企業職員研修規程の一部改正)

第24条 奈良市企業職員研修規程(平成27年奈良市企業局 管理規程第8号)の一部を次のように改正する。

本則中「企業総務課長」を「経営企画課長」に改める。 (奈良市水道水利使用管理規程の一部改正)

第25条 奈良市水道水利使用管理規程(平成6年奈良市水 道局管理規程第13号)の一部を次のように改正する。

第2条中「奈良市企業局管理部浄水課長(以下「浄水 課長」」を「奈良市企業局事業部送配水管理センター所 長(以下「送配水管理センター所長」」に改める。

第7条第3号、第8条第1号から第4号まで及び第6号並びに第11条中「浄水課長」を「送配水管理センター所長」に改める。

附 則

「水道計画課長」に改める。

別表中「企業技術監理課」を「水道計画課」に改める。 (奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程の一部改正) 第20条 奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程(昭 和42年奈良市水道局管理規程第5号)の一部を次のよう に改正する。

別表第2中

	5級	1 課長補佐、所長補佐、室長補佐又は主査の 職務
	J /lyx	10人7分
		2 水質管理室長の職務
を	6級	1 課長又は主幹の職務
		2 広域官民連携室長の職務
	7級	1 相当の経験を有する課長又は主幹の職務
	7 形义	2 送水管理センター所長の職務

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

(平成31年3月31日掲示済)

奈良市企業局管理規程第4号

奈良市企業局契約に関する規程の一部を改正する規程を 次のように定める。

平成31年3月31日

奈良市公営企業管理者 池 田 修

奈良市企業局契約に関する規程の一部を改正する規程

奈良市企業局契約に関する規程(平成9年奈良市水道局管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

本則中「令第167条の2第3号及び第4号」を「令第167条の2第1項第3号及び第4号」に改め、「地方公営企業法施行令第21条の14第1項第3号及び第4号」と」の次に「、同規則第17条の3第6項中「令第167条の2第1項第3号又は第4号」とあるのは「地方公営企業法施行令第21条の14第1項第3号又は第4号」と」を加える。

附則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

(平成31年3月31日掲示済)

奈良市企業局管理規程第5号

奈良市企業局職員就業規則の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年3月31日

奈良市公営企業管理者

池 田 修

奈良市企業局職員就業規則の一部を改正する規程 奈良市企業局職員就業規則(昭和33年奈良市水道局管理 規程第6号)の一部を次のように改正する。

第26条第1項及び第4項中「第3項まで」の次に「、第39条の4第1項」を加える。

第39条の3第3項中「よる部分休業」の次に「又は次条

第1項の規定による子育て部分休暇 | を、「当該部分休業 | の次に「又は当該子育て部分休暇」を加える。

第39条の4を第39条の5とし、第39条の3の次に次の1 条を加える。

(子育て部分休暇)

- 第39条の4 子育て部分休暇は、職員(育児休業法第10条 第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤 務の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間 勤務をすることとなった職員を含む。)を除く。)が満6 歳に達する日後の最初の4月1日から満12歳に達する日 以後の最初の3月31日までの間にある子の養育をするた め、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当 であると認められる場合における休暇とする。
- 2 子育て部分休暇の時間は、1日につき2時間を超えな い範囲内で必要と認められる時間とする。
- 3 子育て部分休暇の単位は、30分とし、1日を通じ、始 業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時 間(育児休業法第19条第1項の規定による部分休業、別 表第2第11号に規定する特別休暇又は前条第1項の規定 による介護時間休暇の承認を受けて勤務しない時間があ る日については、当該2時間から当該部分休業、特別休 暇及び介護時間休暇の承認を受けて勤務しない時間を減 じた時間)を超えない範囲内の時間とする。

第19条第2項の表を次のように改める。

4 子育て部分休暇は、無給とする。

附則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
 - (奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程の一部改正)
- 2 奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程(昭和42 年奈良市水道局管理規程第5号)の一部を次のように改 正する。

第6条第1項中「超勤代休時間」を「時間外勤務代休 時間」に改め、「介護時間」の次に「、子育て部分休暇」 を加える。

(平成31年3月31日掲示済)

奈良市企業局管理規程第6号

奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程の一部を改 正する規程を次のように定める。

平成31年3月31日

奈良市公営企業管理者

池田 修

奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程の一部 を改正する規程

奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程(昭和42年 | 奈良市水道局管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

自転車等の区分	使用距離 (片道)	支給額
	5キロメートル未満	4,900円
	5キロメートル以上 10キロメートル未満	6,500円
	10キロメートル以上 15キロメートル未満	9,500円
	15キロメートル以上 20キロメートル未満	11,500円
 自動車(自動二輪車を除く。)	20キロメートル以上 25キロメートル未満	14,500円
日期半(日期一糟半で除く。)	25キロメートル以上 30キロメートル未満	16,500円
	30キロメートル以上 35キロメートル未満	19,500円
	35キロメートル以上 40キロメートル未満	21,500円
	40キロメートル以上 45キロメートル未満	24,500円
	45キロメートル以上	26,500円
	5キロメートル未満	2,500円
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	5キロメートル以上 10キロメートル未満	4,500円
自転車、原動機付自転車及び 自動二輪車	10キロメートル以上 15キロメートル未満	6,500円
□ 2/J → †m + -	15キロメートル以上 20キロメートル未満	8,500円
	20キロメートル以上	10,500円

第28条第1項中「第6条」の次に「、第23条、第25条及 | 円」に改める。 び第27条の2」を、「もの」の次に「から毎年4月1日か ら3月31日までの間における、就業規則第29条の2第1項 第1号に規定する祝日法による休日(土曜日に当たる日を 除く。) 及び同項第2号に規定する年末年始の休日(日曜 日又は土曜日に当たる日を除く。) の時間を減じて得たもの」 を加え、同条第2項を削る。

第29条中「4,200円」を「4,400円」に、「6300円」を「6,600

第31条第4項中「(別表第4のア欄に掲げる職員(休職 にされている職員のうち第34条第1項の規定の適用を受け る職員以外の職員を除く。)にあつては、その額に、給料 月額に同表のオ欄に掲げる期末手当の管理職加算割合を乗 じて得た額を加算した額)」を削る。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第2条関係)

	I		1	ř	<u>給</u>	料	表	1	1		
職員の区	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
分 (号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	F
	1	144,100	194,000	230,000	263,000	288,900	319,200	362,900	408,100	458,400	521,70
	2	145,200	195,800	231,600	264,900	291,100	321,400	365,500	410,500	461,500	524,60
	3	146,400	197,600	233,100	266,700	293,400	323,700	367,900	413,000	464,500	527,70
	4	147,500	199,400	234,700	268,800	295,500	325,900	370,500	415,400	467,500	530,80
	5	148,600	200,900	236,100	270,500	297,400	328,100	372,400	417,300	470,500	533,90
	6	149,700	202,700	237,800	272,400	299,700	330,100	374,900	419,600	473,500	536,20
	7	150,800	204,500	239,300	274,300	302,000	332,300	377,200	421,700	476,500	538,70
	8	151,900	206,300	240,900	276,400	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600	541,10
	9	153,000	207,900	242,100	278,400	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300	543,50
	10	154,400	209,700	243,600	280,400	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400	545,30
	11	155,700	211,500	245,200	282,500	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400	547,10
	12	157,000	213,300	246,600	284,500	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500	549,0
	13	158,300	214,700	248,100	286,500	315,000	344,600	392,500	433,900	494,200	550,70
	13	159,800	214,700	249,600	288,600	317,100	346,600	394,800	435,700	494,200	552,10
	15	161,300	218,200	250,900	290,600	317,100	348,600	394,800	435,700	496,500	552,10 553,40
	16	162,900	218,200	252,300	290,600	321,400	350,600	397,000	437,700	498,800 501,100	554,50
	10	102,000	220,000	202,000	202,000	021,100	000,000	000,100	100,100	001,100	00 1,00
	17	164,200	221,700	253,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	503,200	555,80
	18	165,700	223,400	255,400	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	504,600	556,80
	19	167,200	225,000	257,100	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	506,100	557,70
	20	168,700	226,600	258,900	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	507,500	558,60
	21	170,100	228,000	260,500	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	508,700	559,50
	22	172,800	229,700	262,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	510,100	
	23	175,400	231,300	264,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	511,600	
	24	178,000	232,900	265,700	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	513,100	
	25	180,700	234,000	267,600	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	514,200	
	26	182,400	235,500	269,500	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	515,300	
	27	184,000	236,900	271,300	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	516,500	
	28	185,700	238,200	273,100	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	517,700	
		105.000	000 =00	054000	01010	0.45.000	085.10	100.000	4E0 00-	E10 E0-	
	29	187,200	239,500	274,800	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	518,700	
	30	188,900	240,700	276,700	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	519,600	
	31	190,700	241,700	278,600	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	520,500	
	32	192,400	242,900	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	521,400	
	33	194,000	244,200	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	522,200	
	34	195,400	245,300	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	523,100	
	35	196,900	246,500	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	523,800	
	36	198,400	247,800	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	524,300	
	37	199,700	248,700	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800	525,000	
	38	201,000	250,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400	525,600	
	39	202,200	251,500	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000	526,400	
	40	203,500	252,900	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600	527,000	
	41	204,800	254,300	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100	527,500	
	42	206,100	255,700	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600	,	
	43	207,400	257,100	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000		
	44	208,700	258,400	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300		
	45	209,800	259,600	302,200	348,200	369,400	396,800	438 3UU	168 600		
	45 46			302,200	348,200	ı		438,200	468,600		
	46	211,100	260,900			370,300	397,500	439,000			
	47 48	212,400 213,700	262,300 263,600	305,500 307,200	351,100 352,600	371,200 372,100	398,200 398,900	439,400 440,100			
	49	214,800	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600			
	50	215,900	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000			
	51	216,900	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400			
	52	218,000	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800			
	53	219,100	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200			

号外第:	3号			সং	IC	ili Z	干以			(金	曜	日)
1	_, 1	1	0=0===1	0.=	0=0 1	0=01	, oI	, .o I	1			
	54	220,100	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600				
	55	221,000	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000				
	56	222,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300				
	57	222,400	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600				
	58	223,300	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000				
	59	224,100	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300				
	60	224,900	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600				
	24	00= 000	050400	004000	001.000	204.000	400.000					
	61	225,600	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900				
再任	62	226,600	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100					
用職	63	227,400	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400					
員 以	64	228,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700					
外の	25	222.222	004 500	200.000	0.000.000	222.222	40=000					
職員	65	229,000	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000					
	66	229,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300					
	67	230,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600					
	68	231,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900					
	69	232,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100					
	70	233,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400					
	71	233,700	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700					
	72	234,500	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000					
	73	235,300	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200					
	74	236,000	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500					
	75	236,700	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800					
	76	237,300	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000					
	77	238,000	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200					
	78	238,800	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500					
	79	239,600	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800					
	80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000					
	81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200					
	82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500					
	83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800					
	84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000					
	85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200					
	86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300						
	87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600						
	88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800						
	89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000						
	90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300						
	91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600						
	92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800						
				1								
	93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000						
	94		294,900	342,600								
	95		295,200	343,100								
	96		295,600	343,500								
				1								
	97		295,800	343,700								
	98		296,100	344,100								
	99		296,500	344,500								
	100		296,900	344,800								
	101		297,100	345,100								
	102		297,400	345,500								
	103		297,800	345,900								
	104		298,100	346,300								
				1								
	105		298,300	346,800								
	106		298,600	347,200								
1	107		299,000	347,600								
- 1	108		299,300	348,000								
		1	000 =00	249 500			1					
	109		299,500	348,500								
	1		299,500	348,900								
	109 110 111											

1		l I	1			I	ı .	l I	1	I	
	113		300,800	350,000							
	114		301,000								
	115		301,300								
İ	116		301,700								
	117		301,900								
	118		302,100								
	119		302,400								
	120		302,700								
	121		303,100								
	122		303,300								
	123		303,600								
	124		303,900								
	105		004000								
	125		304,200								
再 任 用 職		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000	521,400
員											

別表第4職員の項オの欄を削る。

附則第19項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「(給料月額の特例)」を付し、附則に次の1項を加える。

20 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間にお いては、給料表の適用を受ける職員の給料月額の支給に 当たつては、同表、第3条の2及び奈良市企業職員の給 与の支給等に関する規程の一部を改正する規程(平成29 年奈良市企業局管理規程第19号。以下この項において「平 成29年改正規程」という。) 附則第10項から第12項まで の規定にかかわらず、同表に規定する額(第3条の2の 規定の適用を受ける職員にあつては同条に規定する額とし、 平成29年改正規程附則第10項から第12項までの規定の適 用を受ける職員にあつては同表に規定する額にこれらの 項に規定する額を加えた額とする。以下この項において 「平成29年改正規程に伴う給料月額」という。)から平成 29年改正規程に伴う給料月額に100分の2を乗じて得た 額に相当する額を減じた額とする。ただし、第33条の規 定により市長の事務部局の職員の例による場合において は、奈良市職員の退職手当に関する条例の規定を適用す る場合における退職手当の基本額を計算する場合は、こ の限りでない。

附則

(施行期日等)

1 この規程は、平成31年4月1日から施行し、この規程 による改正後の奈良市企業職員の給与の支給等に関する 規程(次項から第4項までにおいて「改正後の規程」と いう。)第29条及び別表第1の規定は、平成30年4月1 日から適用する。

(給与の内払)

2 改正後の規程第29条及び別表第1の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程第29条及び別表第1の規定に基づいて支給された給与(奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程(平成29年奈良市企業局管理規程第19号。以下「平成29年改正規程」という。)附則第10項から第12項までの規定に基づいて支

給された給料を含む。)は、改正後の規程第29条及び別表第1の規定による給与(平成29年改正規程附則第10項から第12項までの規定に基づいて支給された給料を含む。)の内払とみなす。

(平成31年6月及び同年12月に支給する期末手当に関する経過措置)

3 平成31年6月及び同年12月に支給する期末手当に関する改正後の規程第31条第4項及び別表第4の規定は適用せず、別表第4のオ欄に掲げる割合を「100分の20」とあるのは「100分の13.44」と、「100分の18」とあるのは「100分の12」と、「100分の15」とあるのは「100分の10」と、「100分の12」とあるのは「100分の8」と、「100分の10」とあるのは「100分の6.7」とする。

(平成32年6月及び同年12月に支給する期末手当に関する経過措置)

4 平成32年6月及び同年12月に支給する期末手当に関する改正後の規程第31条第4項及び別表第4の規定は適用せず、別表第4のオ欄に掲げる割合を「100分の20」とあるのは「100分の6.7」と、「100分の18」とあるのは「100分の6」と、「100分の15」とあるのは「100分の5」と、「100分の12」とあるのは「100分の4」と、「100分の10」とあるのは「100分の3.4」とする。

(定義)

- 5 この項から第8項において、次の各号に掲げる用語の 意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 経過措置額支給特定職員 奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程(平成26年企業局管理規程第15号。以下「平成26年改正規程」という。) 附則第6項又は平成29年改正規程附則第10項に規定するものであって、これらの規定による給料を支給されるものをいう。
 - (2) 施行日 この規程の施行の日をいう。
 - (3) 改正後の給与規程 この規程(奈良市企業職員の給 与の支給等に関する規程(昭和42年奈良市水道局管理 規程第5号。以下「給与規程」という。)第31条第4 項及び別表第4の改正規定を除く。)による改正後の

奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程をいう。

- (4) 改正前の給与規程 この規程による改正前の奈良市 企業職員の給与の支給等に関する規程をいう。
 - (経過措置額支給特定職員に対する給与の支給の特例)
- 6 経過措置額支給特定職員に対する平成30年4月1日から施行日の前日の属する月の末日までの間に係る次の各号に掲げる給与の支給に当たっては、この附則の規定の適用がないものとした場合に改正後の給与規程の規定(平成26年改正規程附則第6項から第8項までの規定を含む。次項において同じ。)により支給されるべき額が、改正前の給与規程の規定(平成29年改正規程附則第6項から第8項までの規定又は平成29年改正規程附則第10項から第12項までの規定を含む。以下この項及び次項において同じ。)により支給されるべき額に達しない場合は、改正前の給与規程の規定により支給されるべき額に相当する額をもってそれぞれ次の各号に掲げる給与の額とする。
 - (1) 給料
 - (2) 地域手当
 - (3) 時間外勤務手当
 - (4) 休日勤務手当
 - (5) 夜間勤務手当
 - (6) 期末手当
 - (7) 勤勉手当
- 7 経過措置額支給特定職員に対する平成30年4月1日から施行日の前日の属する月の末日までの間に係る給与規程第6条その他の規程等の規定による給与の減額(管理者が定めるものに限る。)に当たっては、この附則の規定の適用がないものとした場合に改正後の給与規程の規定による給与に係る減額されるべき額が、改正前の給与規程の規定による給与に係る減額されるべき額を超える場合は、改正前の給与規程の規定による給与に係る減額されるべき額に相当する額をもって減額する額とする。(委任)
- 8 前3項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

(平成31年3月31日掲示済)

消防

奈良市消防局長訓令甲第2号

全 職 員

奈良市患者等搬送事業認定等に関する要綱の一部を改正 する訓令を次のように定める。

平成31年3月29日

奈良市消防局長 藤 村 正 弘 奈良市患者等搬送事業認定等に関する要綱の一部を 改正する訓令

奈良市患者等搬送事業認定等に関する要綱(平成28年奈 良市消防局長訓令甲第8号)の一部を次のように改正する。 第14条第3項中「別記第21号様式」を「別記第22号様式」 に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「別記第20号様式」を「別記第21号様式」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項中「別記第19号様式」を「別記第20号様式」に改め、同項を同条第2項とし、同項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定による報告のほか、認定業者等は、患者等 搬送事業等に関し消防長から求めがあったときは消防長 に報告するものとする。

第14条に第1項として次の1項を加える。

認定事業者等は、毎年4月15日までに前年度の患者等搬送事業に係る搬送状況を患者等搬送事業・患者等搬送事業(車椅子専用)搬送状況報告書(別記第19号様式)により消防長に報告しなければならない。

第15条中「別記第22号様式」を「別記第23号様式」に、「別記第23号様式、別記第24号様式」を「別記第24号様式又は別記第25号様式」に改める。

第16条第2項中「別記第25号様式」を「別記第26号様式」に改める。

第18条第1項中「別記第26号様式」を「別記第27号様式」 に、「別記第27号様式」を「別記第28号様式」に改め、同 条第2項中「別記第28号様式」を「別記第29号様式」に改 める。

第20条第2項中「別記第29号様式」を「別記第30号様式」に改める。

第21条中「別記第30号様式」を「別記第31号様式」に改める。 別記第32号様式を別記第33号様式とし、別記第19号様式 から別記第31号様式までを1様式ずつ繰り下げ、別記第18 号様式の次に次の様式を加える。

-- 次医療機関:診療所等の初期医療機関 - 二次医療機関: 入浴施設がある医療機関 (ただし、診療所及び物産所を除く)

教命教部センター

年度の患者等療送事業・患者等療送事業(車椅子専用)にかかる療送状況について次 (一次から二次スは三次・二次から三次) (三次から二次スは一次・二次から一次 搬送状況報告書 ш || || || || || Щ ₩ がなる。 患者等搬送事業・患者等搬送事業(車椅子専用) 代表者氏名 低次搬送 (注3) 事業所名 注1) 455治院法:医林機関から医森機関までの報送 注2)高水機法:低水医療機関から高水医療機関までの概送 注3)低水概法:高水医療機関から低水医療機関までの報送 注3)低水概法:高水医療機関から低水医療機関までの報送 高次概法(注2) (世1) 搬送件数 うち転記搬送(宛先) 奈良市消防長 桊 のとおり報告します。 夲 曲 12月 10月 5 Д 6.Я 8 Я 9 A 1, 2 H 3,月 岩

第19号様式 (第14条関係)

附則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

(平成31年3月29日掲示済)

教 育 委 員 会

奈良市教育委員会告示第3号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

平成31年3月12日

奈良市教育委員会

教育長 中 室 雄 俊

1 受託者・徴収事務

受託者		徴収事務
奈良市阪原町1725 特定非営利活動法人 良地域の学び推進機構 理事長 上中 信幸	奈	奈良市青少年野外活動センター施設使用料

2 委託の期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで (平成31年3月12日掲示済)

奈良市教育委員会告示第4号

平成31年3月臨時教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則(昭和57年奈良市教育委員会規則第12号)第3条第2項の規定により告示します。

平成31年3月12日

奈良市教育委員会

教育長 中 室 雄 俊

1 日 時 平成31年3月12日 (火) 午後6時から

2 場 所 奈良市役所 北棟6階 第15会議室

3 会議に付すべき事件

議事

議案第47号 幼稚園長の兼務について

議案第48号 平成31年4月県費負担教職員の人事につい て

傍聴受付は、開催日の午後5時から午後5時50分までです。定員は5名で、定員になり次第締切させていただきます。 (平成31年3月12日掲示済)

奈良市教育委員会告示第5号

平成31年3月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則(昭和57年奈良市教育委員会規則第12号)第3条第2項の規定により告示します。

平成31年3月20日

奈良市教育委員会

教育長 中 室 雄 俊

- 1 日 時 平成31年3月26日 (火) 午前10時から
- 2 場 所 奈良市役所 北棟6階 第21会議室
- 3 会議に付すべき事案 教育長報告

(1) 奈良市指定文化財の指定解除について

議事

議案第49号 奈良市指定文化財の指定について

議案第50号 奈良市指定文化財の追加指定及び一部解除

について

議案第51号 富雄丸山古墳発掘調査検討会議開催要綱の

制定について

議案第52号 奈良市部活動指導員設置要綱の制定につい

7

議案第53号 奈良市学校給食費の管理に関する条例施行

規則の一部改正について

議案第54号 奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施

行規則の一部改正について

議案第55号 奈良市立平城西幼稚園の休園について

協議事項

「教育にデータを使うことについて |

傍聴受付は、開催日の午前9時から午前9時50分までで、 教育総務課前にて行います。定員は5名で、定員になり次 第締切させていただきます。

(平成31年3月20日掲示済)

奈良市教育委員会告示第6号

次の物件が、奈良市文化財保護条例(昭和53年奈良市条例第7号)第4条第1項の規定による指定要件を喪失したため、平成31年2月22日同物件の奈良市指定文化財の指定を解除したので、同条例第9条の規定に基づき告示します。 平成31年3月26日

> 奈良市教育委員会 教育長 中 室 雄 俊

分類	件	名	数 量	所有者・所在地	備考
歴史資料	春日座大工木奥	家資料	大工道具類194点 文書記録類26点 図面類62点	木奥良彦 奈良市芝新屋町17	江戸時代

(平成31年3月26日掲示済)

奈良市教育委員会告示第7号

奈良市文化財保護条例(昭和53年奈良市条例第7号)第 4条第1項の規定により、平成31年3月26日次のとおり奈

良市指定文化財を指定したので、同条例第9条の規定に基づき告示します。

平成31年3月26日

奈良市教育委員会 教育長 中 室 雄 俊

分類	件名	数量	所有者・所在地	備考
建造物	長尾神社能舞台	1 棟	長尾神社 奈良市阪原町1625	明治・昭和時代
工芸品	唐草文三足双耳香炉	1合	弘仁寺 奈良市虚空蔵町46	江戸時代

(平成31年3月26日掲示済)

奈良市教育委員会告示第8号

奈良市文化財保護条例(昭和53年奈良市条例第7号)第4条第1項の規定により、平成31年3月26日奈良市指定文化財春日大社境内のイチイガシ巨樹群について1株を指定し、同条例第8条第1項の規定により、同日奈良市指定文化財春日大社境内のイチイガシ巨樹群について2株を指定解除したので、次のとおり奈良市指定文化財の指定の一部を改正します。

平成31年3月26日

奈良市教育委員会

教育長 中 室 雄 俊

告示番号	数	量
口小笛与	変更前	変更後
昭和56年奈良市教育委員会告示第1号	34株	33株

(平成31年3月26日掲示済)

奈良市教育委員会告示第9号

富雄丸山古墳発掘調査検討会議開催要綱を次のように定める。

平成31年3月26日

奈良市教育委員会

教育長 中 室 雄 俊

富雄丸山古墳発掘調査検討会議開催要綱 (趣旨)

第1条 富雄丸山古墳発掘調査(以下「調査」という。) の実施にあたり、専門的見地からの意見又は助言を求め るため、富雄丸山古墳発掘調査検討会議(以下「会議」 という。)を開催することに関し必要な事項を定めるも のとする。

(意見等を求める事項)

- 第2条 会議において意見又は助言を求める事項は、次のとおりとする。
 - (1) 調査の方法に関すること。
 - (2) 調査の内容に関すること。
 - (3) 調査成果の活用に関すること。
 - (4) その他調査の実施に関し必要な事項 (参加者)

- 第3条 教育長は、古墳の調査及び活用に関する学識経験 者、行政関係者等のうちから会議への参加を求めるもの とする。
- 2 前項の場合において、教育長は、原則として、同一の 者に継続して会議への参加を求めるものとする。 (運営)
- 第4条 会議の参加者は、その互選により会議を進行する 座長を定めるものとする。
- 2 教育長は、必要があると認めるときは、会議に関係者 の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料 の提出を求めることができる。

(開催期間)

- 第5条 会議の開催期間は、調査の完了までとする。 (庶務)
- 第6条 会議の庶務は、文化財課において処理する。 (委任)
- 第7条 この要綱に定めるもののほか、会議に関し必要な 事項は、教育長が定める。

附則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

(平成31年3月26日掲示済)

奈良市教育委員会告示第10号

奈良市立平城西幼稚園は、平成31年4月1日から平成32 年3月31日までの間、休園します。

平成31年3月26日

奈良市教育委員会 教育長 中 室 雄 俊 (平成31年3月26日掲示済)

奈良市教育委員会告示第11号

奈良市部活動指導員設置要綱を次のように定める。 平成31年3月29日

> 奈良市教育委員会 教育長 中 室 雄 俊

奈良市部活動指導員設置要綱

(設置)

第1条 奈良市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、 奈良市立中学校及び奈良市立一条高等学校(以下「学校」 という。)における部活動の充実、活性化を図るとともに、 教員の負担軽減を図るため、学校に学校教育法施行規則(昭 和22年文部省令第11号)第78条の2に規定する部活動指 導員(以下「指導員」という。)を設置する。

(任用)

- 第2条 指導員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号) 第3条第3項第3号に規定する特別職の非常勤職員として、教育委員会が任用する。
- 2 指導員の任用期間は、特に期限を定めた場合を除き、 任用の日からその日の属する年度の末日までとする。
- 3 指導員を任用した翌年度において、設置先の学校に引き続き同一の指導員を設置する必要があるものと教育委

員会が認める場合においては、教育委員会が当該指導員 の適格性を判定し、改めて同一の学校に当該指導員を設 置することができる。

(勤務時間)

- 第3条 指導員の勤務時間は、休憩時間を除き、奈良市立 学校の管理運営に関する規則(昭和32年奈良市教育委員 会規則第2号)第4条に規定する休業日においては1日 につき3時間とし、当該休業日以外の日においては1日 につき2時間とする。(教育委員会が必要と認める場合は、 1日につき8時間まで勤務することができる。) ただし、 1週間につき19時間を超えて勤務することはできない。 (職務)
- 第4条 指導員は、学校の教育計画に基づき、生徒の自主 的、自発的な参加により行われるスポーツ、文化、科学 等に関する教育活動(学校の教育課程として行われるも のを除く。)である部活動において、校長の監督を受け、 技術的な指導に従事するものとする。
- 2 指導員は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 実技指導
 - (2) 安全及び障がい予防の知識及び技能の指導
 - (3) 学校外での活動(大会、練習試合等)の引率
 - (4) 用具及び施設の点検及び管理
 - (5) 部活動の管理運営(会計管理等を含む。)
 - (6) 保護者等への連絡
 - (7) 年間及び月間指導計画の作成
 - (8) 生徒指導に係る対応
 - (9) 事故発生時の現場対応
- 3 校長は、指導員に部活動の顧問を命じることができる。 (服務)
- 第5条 指導員は、前条に規定する職務の遂行に当たって は、関係法令を遵守し、職務上の命令に従わなければな らない。
- 2 指導員は、その職の信用を傷つけ、又は不名誉となる ような行為をしてはならない。
- 3 指導員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはなら ない。その職を退いた後も同様とする。

(設置申請)

- 第6条 校長は、指導員を設置し、その指導を受けようと する場合には、部活動指導員設置許可申請書(別記第1 号様式)を教育委員会に提出しなければならない。 (設置の承認)
- 第7条 教育委員会は、前条の規定による設置申請を受けた場合において、指導員を設置する必要があると認めるときは、部活動指導員設置許可通知書(別記第2号様式)により校長に通知するものとする。

(指導員の設置)

- 第8条 前条の規定による通知を受けた校長は、指導員と して適任であると判断した者を、次の関係書類を添えて、 教育委員会に内申するものとする。
 - (1) 指導経歴書(別記第3号様式)
 - (2) 部活動指導員年間活動計画書(別記第4号様式)

- (3) 部活動指導員候補者面接評価票(別記第5号様式)
- (4) 通勤届(別記第6号様式)

(委嘱)

- 第9条 前条の内申に係る候補者が、次の各号に掲げる要件のすべてに該当し、指導者として適切な指導を行うことができると認めるときは、教育委員会はその者を指導員として委嘱する。
 - (1) 大学生、専門学校生その他の学生を除く20歳以上の 者
 - (2) 原則として、奈良市内に在住又は在勤している者
 - (3) 部活動の実技に関し、実技又は指導の経験を有し、安全な指導ができる者

(報告)

第10条 指導員を設置した学校の校長は、指導員が勤務した月の翌月5日までに部活動指導員活動記録(別記第7号様式)及び部活動指導員活動実績報告書(別記第8号様式)を教育委員会に提出しなければならない。

(報酬等)

- 第11条 指導員の報酬は、時間額1,500円とし、勤務した 月の初日からその日の末日までの間における勤務時間数(勤 務時間数に1時間未満の端数を生じたときは、その端数 が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り 捨てるものとする。) により計算した総額を支払うもの とする。
- 2 指導員がその職務のために旅行したときは、職員等の 旅費に関する条例(昭和27年奈良市条例第3号)別表第 3項に掲げる職員が同条例の規定に基づき受けるべき旅 費相当額を費用弁償として支給する。

(公務災害補償等)

第12条 指導員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償については、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の規定に定めるところによる。

(解嘱)

第13条 教育委員会は、指導員が心身の故障によりその職務に耐えない又は職務遂行に必要な適格性を欠く等の事由に該当すると認めるときは、その任用期間の途中であっても解嘱することができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、部活動指導員に関し必要な事項は教育長が別に定める。

附則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

(平成31年3月29日掲示済)

奈良市教育委員会事務局組織に関する規則の一部を改正 する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

奈良市教育委員会

教育長 中 室 雄 俊

奈良市教育委員会規則第5号

奈良市教育委員会事務局組織に関する規則の一部を

改正する規則

奈良市教育委員会事務局組織に関する規則(昭和53年奈 良市教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「課及び」を削り、同項中 学校及び幼

を「学校及び幼稚園」に改め、同条第2項中 稚園」 学校

総務部 を「教育部」に改め、同条第3項教育総務部の部 教育部」

分中「教育総務部」を「教育部」に、「教育総務課 総務

「教育政策課 係 施設係 就学係」を 教育総務課 総務係 施設係

に、「生涯学習課 総務係 企画管理係」を「地域学係」 域教育課 総務係 企画管理係 地域学校連絡係 放課後 児童育成係」に、「埋蔵文化財センター」を「埋蔵文化財 調査センター」に改め、同部分に次のように加える。

学校教育課 総務係 指導第一係 指導第二係 情報 教育係

いじめ防止生徒指導課 いじめ防止係 生徒指導係 保健給食課 保健係 給食係

第2条第3項学校教育部の部分を削る。

第3条第8号中「課」を「事務局、部及び課」に改め、同号を同条第12号とし、同条第7号を同条第8号とし、同 号の次に次の3号を加える。

- (9) 事務局の組織管理に関すること。
- (10) 教育委員会規則等の制定及び改廃に関すること。
- (11) 公告式に関すること。

第3条中第6号を第7号とし、第1号から第5号までを 1項ずつ繰り下げ、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 教育委員会の会議に関すること。

第4条総務係の部分の第1号から第4号までを削り、同部分中第5号を第1号とし、第6号から第8号までを4号ずつ繰り上げ、同部分の第9号中「事務局、部及び課」を「課」に改め、同号を同部分の第5号とし、同部分中第10号を第6号とし、第11号を第7号とし、第12号を第8号とする。

第6条(見出しを含む。)中「生涯学習課」を「地域教育課」 に改め、同条総務係の部分中第10号を削り、第11号を第10 号とし、同条企画管理係の部分の第5号中「図書政策」を「市 営青少年野外体験施設」に改め、同条に次のように加える。

地域学校連携係

- (1) 地域学校連携事業に関すること。
- (2) 地域学校連携事業の推進に関すること。
- (3) 地域学校連携事業に係る研修に関すること。
- (4) 学校運営協議会 (コミュニティ・スクール) に関すること。
- (5) キャリア教育に関すること。

放課後児童育成係

- (1) 放課後児童対策の企画及び調整に関すること。
- (2) 放課後児童健全育成事業及び施設の運営管理に関すること。

- (3) 放課後児童健全育成事業施設の入退所に関すること。
- (4) 放課後児童健全育成事業の指導員(教職員課の主 管に属するものを除く。) に関すること。
- (5) 放課後児童健全育成事業の指導に関すること。
- (6) 所管に係る事業収入の徴収に関すること。

第9条総務係の部分の第3号及び第4号を削り、同部分 の第5号中「部及び課」を「課」に改め、同号を同部分の 第3号とし、同条指導係の部分中「指導係」を「指導第一 係」とし、同部分中第10号及び第11号を削り、第12号を第 10号とし、同条教育推進係の部分中「教育推進係」を「指 導第二係」とし、同部分に次の2号を加える。

- (4) 高等学校入学者選抜に関すること。
- (5) ユネスコに関すること。

第9条の2生徒指導係の部分の第2号中「安全指導」を「安 全指導及び見守りに関する関係団体との連絡調整」に改める。 第11条を次のように改める。

第11条 削除

第12条中第1項を削り、第2項を第1項とし、第3項か ら第6項までを1項ずつ繰り上げ、同条第7項中「事務局 に置く | を削り、同項を同条第6項とし、同条第8項第1 号中「教育総務部長」を「教育部長」とし、同項第2号を 削り、同項第3号中「事務局に置く」を削り、同号を同項 第2号とし、同項を同条第7項とし、同条第9項を同条第 8項とし、同条第10項を削り、同条第11項中「部の」を削 り、同項を同条第9項とし、同条第12項を同条第10項とし、 同条第13項中「その属する事務局及び」を削り、同項を同 条第11項とし、同条中第14項を第12項とし、第15項から第 19項までを2項ずつ繰り上げる。

第13条の表中「学校教育部」を「教育部」に、「教育総務部」 を「教育部」に、「生涯学習課」を「地域教育課」に改める。 第14条の表中「学校教育部」を「教育部」に、「教育総務部」 を「教育部」に改める。

附則

(施行期日)

- この規則は、平成31年4月1日から施行する。 (奈良市立学校教職員安全衛生規則の一部改正)
- 2 奈良市立学校教職員安全衛生規則(平成22年奈良市教 育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。 第5条第2項中「教育総務部長」を「総務部長」に改める。 (平成31年3月29日掲示済)

奈良市教育センター組織に関する規則の一部を改正する 規則をここに公布する。

平成31年3月29日

奈良市教育委員会 教育長 中 室 雄 俊

奈良市教育委員会規則第6号

奈良市教育センター組織に関する規則の一部を改正

奈良市教育センター組織に関する規則(昭和23年奈良市 教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第2条中「学校教育部 | を「教育部 | に改める。

「教育支援課 第3条中 を「教育支援・相談課」に、「教 教育相談課|

育支援係」を「教育相談係」に改める。

第4条(見出しを含む。)中「教育支援課」を「教育支援・ 相談課 | に改め、同条総務係の部分中第3号を第4号とし、 第2号の次に次の1号を加える。

(3) センター学習に関すること。

第4条研修・研究係の部分中第6号及び第7号を削り、 同条教員支援係の部分の第2号中「個別訪問研修の評価」 を「児童生徒に係る訪問指導による教員への支援」に改め、 同部分に次の1号を加える。

(3) 学校図書館の支援に関すること。

第4条に次のように加える。

教育相談係

- (1) 不登校児童生徒の教育相談及び支援に関すること。
- (2) 特別な支援を必要とする幼児児童生徒の教育相談 及び支援に関すること。
- (3) 関係機関等との連絡調整に関すること。

第5条を削り、第6条を第5条とし、第7条を第6条と し、第8条を第7条とする。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。 (奈良市教育支援委員会規則の一部改正)
- 2 奈良市教育支援委員会規則(昭和53年奈良市教育委員 会規則第12号)の一部を次のように改正する。

第11条中「教育相談課」を「教育支援・相談課」に 改める。

(教育機関等の職員の勤務時間等に関する規則の一部改正)

3 教育機関等の職員の勤務時間等に関する規則(昭和47 年奈良市教育委員会規則第12号)の一部を次のように改 正する。

別表教育センターの項中「教育支援課担当勤務職員」 を「教育支援・相談課担当勤務職員」に改める。

(平成31年3月29日掲示済)

奈良市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関す る規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

奈良市教育委員会 教育長 中 室 雄 俊

奈良市教育委員会規則第7号

奈良市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に 関する規則の一部を改正する規則

奈良市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関す る規則(平成20年奈良市教育委員会規則第12号)の一部を 次のように改正する。

別表中「市民活動部長」を「市民部長」に、「協働推進 課」を「地域づくり推進課」に、「こども園推進課」を「保 育総務課」に、「総務部長」を「総合政策部長」に改める。

附則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(平成31年3月29日掲示済)

奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則の一部 を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

奈良市教育委員会

教育長 中 室 雄 俊

奈良市教育委員会規則第8号

奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則の 一部を改正する規則

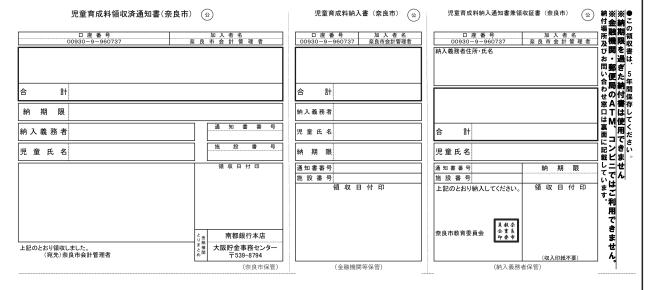
第3号様式(第4条関係)

奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則(平成 24年奈良市教育委員会規則第3号)の一部を次のように改

第5条の次に次の1条を加える。

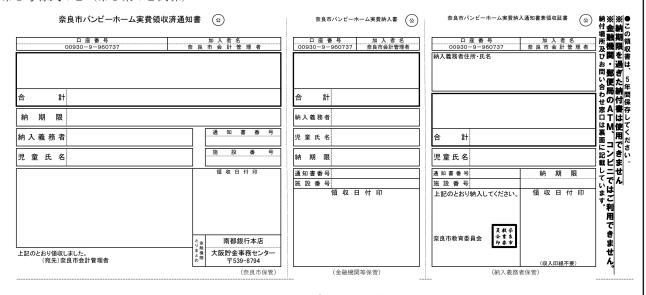
(実費負担)

- 第5条の2 バンビーホームに入所している児童の保護者 は、児童育成料のほか、バンビーホームの活動上必要と 認められる経費の実費を負担するものとする。
- 2 前項の実費は、奈良市バンビーホーム実費納入通知書 (別記第3号様式の2) により納入しなければならない。 別記第3号様式を次のように改める。



別記第3号様式の次に次の1様式を加える。

第3号様式の2 (第5条の2関係)



附則

(施行期日)

- この規則は、平成31年4月1日から施行する。 (経過措置)
- この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈 奈良市教育委員会訓令甲第1号 良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則の規定に

基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整を して使用することができる。

(平成31年3月29日掲示済)

庁 中 一 般

関係各所

奈良市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令を 次のように定める。

平成31年3月29日

奈良市教育委員会

教育長 中 室 雄 俊

奈良市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓

奈良市教育委員会事務専決規程(昭和49年奈良市教育委 員会訓令甲第3号)の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「事務局に置く」を削り、同条中「事 務局に置く」を削り、同条部長及び事務局に置く理事共通 の部分中「事務局に置く」を削り、同部分の第4号中「部 次長」を「次長」に改め、同部分中第16号を第19号とし、 第12号から第15号までを3号ずつ繰り下げ、第11号の次に 次の3号を加える。

- (12) 行政文書の開示の請求に対する決定
- (13) 個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対す る決定
- (14) 特定個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に 奈良市教育委員会訓令甲第3号 対する決定

第3条学校教育部長の部分中「学校教育部長」を「部長」 に改める。

第5条教育総務課長の部分中「教育総務課長」を「教育 政策課長」に改め、同条教育支援課長の部分中「教育支援 課長」を「教育支援・相談課長」に改める。

第5条の2埋蔵文化財調査センター所長等共通の部分中 第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第12号ま でを1号ずつ繰り上げる。

本則に次の5条を加える。

(代決)

- 第9条 教育長が不在のときは、部長がその事務を代決す ることができる。
- 2 教育長及び部長がともに不在のときは、特に重要なも のを除き、次長がその事務を代決することができる。
- 第10条 次長が不在のときは、当該事務を主管する課長が その事項を代決することができる。
- 第11条 課長が不在のときは、課長補佐がその事務を代決 することができる。

(代決の制限)

第12条 前3条の代決については、急施を要するもの又は その処理についてあらかじめ決裁者の指示を受けたもの に限り、これをすることができるものとする。

(後閱)

第13条 代決した事務については、その後遅滞なく決裁者 の校閲を受けなければならない。

附則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

(平成31年3月29日掲示済)

奈良市教育委員会訓令甲第2号

庁 中 一 般

関係各所

奈良市教育委員会綱紀点検調査委員会設置規程の一部を 改正する訓令を次のように定める。

平成31年3月29日

奈良市教育委員会

教育長 中 室 雄 俊

奈良市教育委員会綱紀点検調査委員会設置規程の一 部を改正する訓令

奈良市教育委員会綱紀点検調査委員会設置規程(平成元 年奈良市教育委員会訓令甲第2号)の一部を次のように改 正する。

第3条第2項中「教育総務部長」を「教育部長」に改め、 同条第3項中「学校教育部長」を「教育部次長」に改める。 第7条中「教育総務部教職員課」を「教職員課」に改める。

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

(平成31年3月29日掲示済)

庁 中 一 般

関係各所

奈良市教育委員会指定学校変更審査会設置規程の一部を 改正する訓令を次のように定める。

平成31年3月29日

附則

奈良市教育委員会

教育長 中 室 雄 俊

奈良市教育委員会指定学校変更審査会設置規程の一 部を改正する訓令

奈良市教育委員会指定学校変更審査会設置規程(平成14 年奈良市教育委員会訓令甲第3号)の一部を次のように改 正する。

第3条第2項中「教育総務部長」を「教育部長」に改める。 別表を次のように改める。

別表 (第3条関係)

教育部次長 教育政策課長 教育総務課長 学 校教育課長 いじめ防止生徒指導課長 教育支 援・相談課長

附則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

(平成31年3月29日掲示済)

選挙管理委員会

奈良市選挙管理委員会告示第2号

平成31年3月1日現在における地方自治法(昭和22年法 律第67号) 第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の 合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号)第4条第 1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数 の50分の1の数並びに市町村の合併の特例に関する法律第

4条第11項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりです。

平成31年3月1日

奈良市選挙管理委員会 委員長 西久保 武 志

50分の1の数 6,065人 6分の1の数 50,539人 3分の1の数 101,078人

(平成31年3月1日掲示済)

奈良市選挙管理委員会告示第3号

奈良市の投票区について(平成9年奈良市選挙管理委員 会告示第34号)の一部を次のように改正し、平成31年3月 20日から施行します。

平成31年3月20日

奈良市選挙管理委員会 委員長 西久保 武 志

第22投票区の項中「疋田町五丁目」の次に「、西大寺国 見町三丁目」を加える。

第23投票区の項中「、西大寺国見町三丁目」を削る。

(平成31年3月20日掲示済)

奈良市選挙管理委員会告示第4号

平成31年3月20日現在における地方自治法(昭和22年法 一覧表」のとおり

律第67号)第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号)第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりです。

平成31年3月20日

奈良市選挙管理委員会 委員長 西久保 武 志

50分の1の数 6,073人 6分の1の数 50,606人 3分の1の数 101,212人

(平成31年3月20日掲示済)

奈良市選挙管理委員会告示第5号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第144条の2第1項の規定により設置した平成31年4月7日執行予定の奈良県知事選挙における公営ポスター掲示場の設置場所は、次のとおりです。

平成31年3月20日

奈良市選挙管理委員会 委員長 西久保 武 志

1 設置場所 別紙「奈良市公営ポスター掲示場設置場所 一覧表」のとおり

拱 网	設番号	所在地	設置場所
-	1-1	奈良阪町	奈良阪町バス停東側空地
	1-2	青山七丁目	特別養護老人ホームかがやきのその前フェンス
	1–3	奈良阪町	奈良豆比古神社生垣
	1-4	般若寺町	奈良阪南口バス停横
	1–5	般若寺町	奈良市企業局奈良阪配水池東側フェンス
	1–6	法蓮佐保山四丁目	鴻ノ池運動公園健康広場フェンス
	1-7	般若寺町	第2号市営住宅1号館北側(般若寺交差点)
2	2-1	山上町	北人権文化センターフェンス
	2-2	坦干町	新石橋北東フェンス
	2–3	旭구비	北山十八間戸西三差路ガードレール
ဇ	3-1	川上町	川上町東バス停西
	3-2	川上町	真子宅前畑フェンス
	3–3	手貝町	手貝町バス停後方転害門広場
	3-4	今小路町	八木翁顕彰碑前
	3–2	登大路町	奈良県分庁舎東側駐車場
	3–6	雑司町	鼓阪小学校東側
	3-7	川上町	若草公民館北
	3–8	雑司町	鼓阪小学校正門東側芝生内
4	4-1	高角町	高畑福井ちびっこ広場北側フェンス
	4-2	白毫寺町	高円高校南側法面
	4-3	白毫寺町	高円高校北側フェンス
	4-4	白毫寺町	飛鳥公民館白毫寺分館入口南側
	4–5	白毫寺町	白毫寺高円町積水若草寮向いフェンス
	4-6	白毫寺町	東山緑地修景池東
	4-7	春日野町	飛鳥中学校正門前北西フェンス
2	5-1	紀寺町	飛鳥小学校西側フェンス
	5-2	高畑町	教育大学付属幼稚園出入口南面
	2-3	紀寺町	第19号市営住宅南公園
	5-4	紀寺町	飛鳥幼稚園入口西側フェンス
	2–2	高畑町	高畑町(教育大前)バス停横

奈良市公営ポスター掲示場設置場所一覧表

松 [製器	所在地	設置場所
1 은	-	奈保町	奈良阪第3号街区公園北側
!		1 1 1	***************************************
	10-2	法運即	育英字園グランド南東フロック塀
	10–6	法蓮町	奈良市中央消防署佐保分署正面フェンス
	10-7	半田開町	奈良地方気象台東側土手
	10-8	法蓮佐保山四丁目	市営球場前バス停向い土手
	10–9	法蓮町	鴻池バス停北
11	11-1	法華寺町	法華寺東町街区公園東側フェンス
	11–2	法華寺町	一条高校南側
	11–3	法華寺町	
	11-4	法華寺町	市営住宅東側空地(醍醐宅南側)
	11–5	法華寺町	航空自衛隊正門東側
	11–6	北新町	奈良市役所北東踏切北
	11–7	法華寺町	県道谷田·奈良線法華寺町入口三叉路付近
12	12-1	二条大路南一丁目	奈良市役所東通路北側植込み
	12-2	大宮町六丁目	奈良市庁東ロバス停佐保川沿い
	12–3	大宮町四丁目	グリーンコーポ奈良2番館東側緑地
	12-4	大宫町四丁目	大宮町四丁目街区公園南側フェンス
	12–5	大宫町六丁目	大宫町六丁目街区公園北側
	12–6	二条大路南一丁目	奈良市役所正門東側植込み
	12–7	大宮町四丁目	大宮小学校東側ブロック塀
13	13-1	西之阪町	市営西之阪住宅二号棟北側植込み
	13–2	三条町	三条町街区公園西側フェンス前
	13–3	杉ヶ町	杉ヶ町ちびっ子広場南東側
	13–4	油阪町	第21号市営住宅北側公園東側
	13–5	西之阪町	西之阪児童遊園東側空地
14	14-1	福智院町	名勝大乗院庭園文化館南植込み
	14-2	中院町	元興寺東出入口南側コンクリート塀前
	14-3	下御門町	なら工藝館前植込み
	14-4	高畑町	防衛省官舎前植込み
	14-5	東寺林町	ならまちセンター南側

								ı								ı		ı			ı									
設置場所	白樺モータープール向いの駐車場フェンス	木テルウェルネス飛鳥路北側駐車場フェンス	中辻町街区公園	あじさい園宝北側植込み	肘塚町ゲートボール場西側	奈良市済美地域ふれあい会館駐車場前	八軒町東交差点南(やすらぎの道南延長部緑地)	おかたに病院南	済美小学校南側	済美小学校正門北側	農協会館駐車場東側植込	奈良市生涯学習センター北側	医療法人岡谷会本館在宅総合センター南植込み	大安寺バス停南	マルチカ金物店向い緑地帯	ならまち大通り馬場町交差点付近	奈良女子大学学生寮入口南側フェンス	NHK奈良放送局東側	奈良女子大学西側フェンス前(西田宅北側)	天平橋東側空地	奈良女子大学事務局南側フェンス	奈良女子大学西側フェンス前(佐保橋バス停南側)	畑中ふれあいパーク西側	内侍原町バス停前ブロック塀	第3号市営住宅駐車場南側公園	佐保川緑地公園内	奈良県立大学東入口進入路	佐保小学校運動場入口南側植込み	奈良県奈良総合庁舎正面入口付近	教育大附属中学校テニスコート西側フェンス
所在地	高畑町	高畑町	中达町	南肘塚町	时塚町	南京終町	南京終町	南京終町一丁目	西木法町	西木辻町	大森町	杉ヶ町	西木辻町	南京終町一丁目	小太郎町	北風呂町	半田横町	鍋屋町	北魚屋西町	北袋町	北魚屋西町	北魚屋西町	畑中町	北小路町	船橋町	法蓮町	船橋町	法蓮町	法蓮町	法蓮町
器 寄 号	9–9	2-2	6-1	6-2	6-3	6-4	9-2	9-9	7-1	7-2	2-2	7-4	2-2	9-/	1-1	7–8	8–1	8–2	8–3	8-4	8–5	9–8	9-1	9-5	6–3	9-4	9-2	10-1	10-2	10–3
投票区	2		9						7								8						6					10		

奈良市公営ポスター掲示場設置場所一覧表

!	L		
茶区	番号	所在地	設置場所
19	19–6	歌姫町	添御懸坐神社東側
	19–7	山陵町	山田モータース南秋篠川沿い
	19–8	山陵町	航空自衛隊送信所南の竹藪
20	20-1	秋篠町	奈良県農業協同組合平城支店前いぬい池堤
	20-2	秋篠町	奈良競輪場第6駐車場北側
	20-3	秋篠町	秋篠西バス停東側畑
	20-4	秋篠町	嶋田宅南側北新池の堤
	20-2	秋篠町	メゾン秋篠向いガードレール
	50-6	秋篠町	平城公民館正面北側フェンス
	20-7	秋篠町	奈良競輪場正面植込み
21	21–1	中山町	外山橋東堤防
	21-2	中山町	中山泉ケ丘緑地
	21–3	中山町	中山泉ヶ丘街区公園西側法面
	21-4	秋篠町	サンカクヤ押熊店南側歩道ガードレール
	21–5	中山町	中山町多目的広場フェンス
	21–6	中山町	なかやま会館前
22	22-1	若葉台三丁目	若葉台三丁目ちびっこ広場
	22-2	营原町	奥池自治会館西側
	22-3	疋田町五丁目	疋田町五丁目街区公園北側
	22-4	营原町	伏見小学校正門北側
	22-5	青野町二丁目	伏見公民館南側フェンス
	22-6	菅原東二丁目	菅原町4号公園フェンス
	22-7	疋田町五丁目	疋田町五丁目第3号街区公園
23	23-1	西大寺芝町二丁目	国土交通省西大寺宿舎南側
	23-2	西大寺国見町二丁目	西大寺国見町街区公園南側
	23-3	西大寺国見町一丁目	大和西大寺駅構内列車区前壁面
	23-4	横領町	JAならけん伏見支店東 (横領町)
	23-5	西大寺南町	杉山歯科北側空地
	23-6	西大寺国見町一丁目	西大寺自転車センター南側緑地
	23-7	西大寺国見町三丁目	ニチイケアセンター奈良西大寺南側緑地帯

設置場所	奈良地方裁判所前歩道植込み	棒井小学校西門南側	高天交差点東南	猿沢池交番北西公園内	春日ホテル向い緑地帯	二条町バス停横	佐紀町バス停西	佐紀駐在所前バス停横	平城宮跡バス停西側空地	旧奈良市立佐紀幼稚園前	かんぽの宿奈良前ガードパイプ	奈良県農業協同組合都跡支店前	朱雀門ひろば南東角	西口利夫宅北側お地蔵さん敷地柵	都跡地域ふれあい会館	四条大路二丁目街区公園	株式会社あかしや南フェンス	尼ケ辻橋南東自転車道	田舎料理草ノ戸東の田	朱雀園二丁目集会所北側柏木緑地	西ノ京バス停操車場北側空地	西ノ京児童遊園	楠田峯子宅東側	高天宅東側	福田栄治宅付近	津風呂町農協集会所西側	山陵町第2号綠地西側	みささぎ会館正面東側	山陵橋東三差路	中辻宅北側水田
所在地	登大路町	椿井町	高天町	登大路町	登大路町	佐紀町	佐紀町	佐紀町	佐紀町	佐紀町	二条町三丁目	四条大路五丁目	二条大路南三丁目	尼·北町	四条大路五丁目	四条大路二丁目	柏木町	三条大路五丁目	六条町	柏木町	西ノ京町	西ノ京町	五条町	五条町	六条一丁目	山陵町	山陵町	山陵町	山陵町	歌姫町
設置 番号	15-1	15-2	15-3	15-4	15-5	16-1	16-2	16-3	16-4	16-5	16-6	17-1	17-2	17-3	17-4	17–5	17–6	17-7	18-1	18-2	18–3	18-4	18–5	18–6	18-7	19-1	19–2	19–3	19–4	19–5
投 図	15					16						17							18							19				

奈良市公営ポスター掲示場設置場所一覧表

救 票 図	票	所在地	設置場所
28	3 28-5	西大寺東町一丁目	西大寺近隣公園北西緑地
	28-6	西大寺本町	パチンコナビオ西大寺前近鉄線フェンス
29	29-1	富雄元町一丁目	富雄元町一丁目第2号街区公園北側フェンス
	29-2	富雄北一丁目	富雄北小学校前
	29-3	富雄北三丁目	富雄北三丁目街区公園
	29-4	富雄北一丁目	富雄北小学校東裏門南側
	29–5	富雄北二丁目	富雄公民館元町分館南側道路敷
	29–6	三松一丁目	富雄北幼稚園西側フェンス(奥田宅前)
	29–7	富雄川西一丁目	河西橋西側侚とみお駅前パーキング向い
	29-8	三松一丁目	三松橋北西
30	30-1	帝塚山一丁目	帝塚山一丁目第1号街区公園南側
	30-2	富雄元町二丁目	富雄駅南側ロータリー植込み
	30-3	三碓五丁目	三碓五丁目第1号街区公園北側
	30-4	三催七丁目	黒谷橋東詰交差点
	30-2	帝塚山二丁目	帝塚山二丁目街区公園東側
	30-0	帝塚山四丁目	帝塚山四丁目街区公園東側
	30-7	帝塚山六丁目	帝塚山六丁目街区公園南東側
	30-8	三碓四丁目	上鳥見橋北東
	30-9	三碓二丁目	富雄中学校正門南側フェンス
	30-10)帝塚山五丁目	帝塚山五丁目児童公園南東側
31	31–1	鳥見町二丁目	富雄公民館北側
	31–2	鳥見町一丁目	奈良市企業局鳥見配水池北側
	31–3	鳥見町三丁目	鳥見第1号街区公園東南側
	31-4	鳥見町三丁目	鳥見小学校校門南フェンス
	31–5	鳥見町三丁目	鳥見第2号街区公園東側
	31–6	三松ケ丘	中川宅東向い緑地西側
	31–7	鳥見町四丁目	富雄団地9棟北側
	31-8	鳥見町二丁目	鳥見第5号街区公園東側
32	32-1	石木町	大和田橋東詰交差点北側
	32-2	中野	第二船場橋南側富雄川北側堤防

設置場所	近鉄あやめ池駅南口西側	あやめ池南七丁目街区公園北側	西海宅東側蛙股池ガードパイプ	コスモハイツあやめ池北側コンクリート柵	あやめ池北二丁目街区公園北側フェンス	あやめ池自転車センター北側道路敷	あやめ池北一丁目メタセコイヤ公園南側	学園前駅北口北東パイプフェンス(歩道橋下)	学園前住宅C棟東側	学園前北自転車センター西	学園南三丁目バス停北側三差路三角地西向き	学園朝日元町一丁目街区公園	学園中第3号街区公園西側フェンス	学園中第1号街区公園北側フェンス	奈良市企業局あやめ池配水塔北側	鶴舞町六丁目(西部図書館前)バス停北植込み	奈良市企業局研修所西側	鶴舞保育所北東鶴舞団地43号館西側	五条畑一丁目第1号街区公園北側	県立奈良病院ロバス停北側フェンス	奈良信用金庫尼・支店南向いの田	県立奈良病院東側市道	平松三丁目街区公園の東側	新池東側土手	宝来四丁目公園南側フェンス	京西公民館平松分館西側フェンス	西大寺駅バス停北東	秋篠サンパレス2号館前道路東側が-ドレール	西大寺サンハイツ南側フェンス	西大寺近隣公園
所在地	あやめ池南一丁目	あやめ池南七丁目	あやめ池南六丁目	あやめ池南二丁目	あやめ池北二丁目	あやめ池北一丁目	あやめ池北一丁目	学園北一丁目	学園朝日町	学園南三丁目	学園南一丁目	学園朝日元町一丁目	学園中二丁目	学園中三丁目	学園北二丁目	鶴舞西町	鶴舞東町	鶴舞東町	五条畑一丁目	宝来三丁目	宝来一丁目	平松一丁目	平松三丁目	平松一丁目	宝来四丁目	平松一丁目	西大寺東町二丁目	秋篠早月町	西大寺新町一丁目	西大寺東町一丁目
設 番号	24-1	24-2	24-3	24-4	24-5	24-6	24-7	25-1	25-2	25-3	25-4	25–5	25-6	25-7	25-8	26-1	26-2	26-3	27-1	27-2	27-3	27-4	27-2	27-6	27-7	27-8	28-1	28-2	28–3	28-4
投民票区	24							25								26			27								28			

奈良市公営ポスター掲示場設置場所一覧表

×I	区番号	所住地	設置場所
37	37-2	南永井町	都南中学校北側
	37–3	北之庄町	五徳池堤防(東側)北之庄バス停付近
	37-4	南永井町	南永井町第1号街区公園北側
	37-5	北永井町	明治小学校南門付近
	37–6	神殿町	山口鉄工前北東付近歩道ガードレール
	37-7	神殿町	神殿池北側児童公園
	37-8	北永井町	近畿エデュケーションセンター向い田
38	38-1	百五	山村町集荷場東南側
	38-2	岩田門	内藤宅北側空地
	38–3	今市町	奈良豐澤酒造㈱北側
	38-4	柴屋町	藤岡呉服店向い駐車場フェンス
	38–5	今市町	帯解駅北フェンス
	38–6	田中町	奈良ヤクルト販売(株)北側ブロック塀
	38-7	柴屋町	奈良市立帯解小学校東側
	38-8	山町	下山八坂神社玉垣
39	39-1	高樋町	精華小学校向いガードレール
	39–2	菩提山町	橋本光三郎宅向い島石園の看板東ガードレール
	39–3	高樋町	青木喜久雄宅向いガードレール
	39-4	高樋町	南部公民館精華分館フェンス
	39–2	虚空蔵町	西田茂宅向い倉庫東側
	9-68	興隆寺町	興隆寺町バス停横ガードレール
	39–7	中畑町	中畑町公民館前四つ角北の畑
	39–8	中畑町	鈴木清嗣宅下防火水槽西電柱西側
	39–9	米谷町	米谷町バス停横電話ボックス北側
	39–10	米谷町	米谷町集会所前バス停南空地
	39–11	米谷町	横手武男宅南側土手
40	40-1	北椿尾町	北椿尾町集会所前児童遊園入口左側
	40-2	南椿尾町	南椿尾町集会所下ガードレール
	40-3	北椿尾町	北椿尾町(出垣内)大西武宜宅西側
41	41-1	七条西町一丁目	七条西町街区公園北側

設置場所	富雄南小学校ブロック塀	杉森理容北側路肩	西部生涯スポーツセンター・テニスコート南側フェンス	キムラ理容所向い雑木林	富雄中山バス停付近	大安寺小学校体育館フェンス	梶本宅南向い田	幸田酒店南側畑南面	東九条宮ノ森街区公園南側	県営北和団地給水塔東側緑地	宮の森町西口バス停東側	八条市営住宅内緑地	八条町地蔵前バス停向い	おしくま会館前	押熊町街区公園フェンス	押熊町第3号街区公園東側	奥山田池西側	押熊町第11号街区公園南配水池フェンス	東九条町バス停(東行き)南向い	菅原神社東側交差点の東北	上池東側フェンス	辰市小学校南門西側フェンス	辰市小学校西門南側	西九条会館北側フェンス	東九条町東バス停(東行き)北	県営姫寺団地集会所前	第11号市営住宅公園北側	杏南児童遊園南側	南人権文化センター進入路フェンス	明治小学校正門塀
所在地	山中	中町	丸山一丁目	中町	山中	大安寺二丁目	大安寺五丁目	大安寺六丁目	東九条町	東九条町	東九条町	八条一丁目	八条一丁目	押熊町	押熊町	神熊町	押熊町	押熊町	東九条町	東九条町	西九条町一丁目	西九条町一丁目	西九条町一丁目	西九条町二丁目	東九条町	東九条町	杏町	杏町	杏町	北永井町
設置番号	32–3	32-4	32–5	32-6	32-7	33-1	33-2	33–3	33-4	33–2	33–6	33-7	33–8	34-1	34-2	34-3	34-4	34-5	35-1	35-2	35–3	35-4	35–5	35-6	35–7	35-8	36-1	36-2	36–3	37–1
投票 区	32					33								34					35								36			37

奈良市公営ポスター掲示場設置場所一覧表

茶区	設番号	所在地	設置場所
46	46–5	別所町	製茶工場前公民館南側の土手
	46–6	水間町	水間町多目的広場前
47	47-1	柳 年 下 野	柳生小学校フェンス
	47-2	萨生	柳生公民館駐車場北側
	47–3	刺 生門	ヒロタ理髪店北側歩道フェンス
	47-4	刺 生时	吉田茶工場向い西側国道自転車歩道橋
	47–5	大保町	欅宅前北側国道自転車歩道橋
	47–6	大保町	御蔵橋北詰東側歩道フェンス
	47-7	與ケ原町	興ヶ原ポンプ格納庫西側
48	48-1	园地町	中西惣五郎宅北西ガードレール
	48-2	田地町	邑地コミュニティスポーツ広場入口市道がードレール
	48-3	邑地町	消防会館向い上出口バス停横
	48-4	田郑甲	奈良市立柳生診療所南側
	48-5	园地町	邑地町共同製茶組合製茶工場前ガードレール
	48–6	田地町	蔵垣良積宅前フェンス
49	49–1	丹生町	丹生共同製茶工場北県道大保邑地線市道三差路ガードレール
	49–2	丹生町	柳生丹生ロバス停前
	49-3	丹生町	奈良市柳生地域ふれあい会館前
	49-4	北野山町	北野山バス停前(消防ポンプ庫前広場)
	49–5	北野山町	柳生公民館北野山分館フェンス
20	50-1	大柳生町	杉岡宅前歩道フェンス
	50-2	大柳生町	国道369号線大柳生交差点歩道フェンス
	20-3	大柳生町	大柳生町上出垣内集会所前
	50-4	阪原町	森田宅下国道369号線ガードレール
	20-2	阪原町	阪原椎茸組合集出荷場向かい
	9-09	大柳生町	興東館野牛中学校バス停南側
	20-7	阪原町	南阪原農家組合西側県道
21	21-1	大慈仙町	大慈仙バス停南側歩道フェンス
	51-2	大慈仙町	大谷宅南側県道法面
	51-3	忍辱山町	今中工務店倉庫北側フェンス

設置場所	六条山バス停北側植込み	古市町第4号街区公園	デイアーレコトブキA棟西空地	古市グランドフェンス前	高円こども園敷地フェンス	笠松梅子宅東側歩道	奈良市東市地域ふれあい会館南側	春日苑一丁目新池南側堤防	春日苑第1号街区公園南側	県営高円団地南側土手	鎌田宅南側	藤原第2号街区公園南面フェンス	藤原町バス停南側(北行き)	古市町ポンブ格納庫東	須山町県道三差路東側土手	岩本自動車北側樫原氏所有茶畑土手	杣ノ川消防ポンプ庫北側国道ガードレール	田原公民館向いフェンス	市道南田原長谷線長谷町地区奥ケ谷入口が一が一ル	平田宅倉庫前県道	奈良県農業協同組合旧田原支店前県道フェンス	井岡宅前柿の木の前	誓多林町公民館入口	内田健司宅向い土手	五条西一丁目街区公園西側	青垣台一丁目街区公園北側	水間製茶共同組合工場駐車場	国道369号線曙光町入口水間町資材置場北側	山下商店東側国道369号線歩道フェンス	岡田光次宅南東国道369号線ガードレール
所在地	六条西四丁目	古市町	古市町	古市町	古市町	古市町	古市町	廿 나 마 마	古市町	古市町	鹿野園町	古市町	藤原町	古市町	須山町	矢田原町	杣ノ川町	茗荷町	長谷町	矢田原町	横田町	誓多林町	誓多林町	六条緑町二丁目	五条西一丁目	青垣台一丁目	水間町	水間町	水間町	水間町
器 番号	41-2	42-1	42-2	42-3	42-4	42–5	43-1	43-2	43-3	43-4	43–5	43-6	43-7	43-8	44-1	44-2	44–3	44-4	44–5	44–6	44-7	44-8	44-9	45-1	45-2	45-3	46-1	46-2	46–3	46-4
投票区	41	42					43								44									45			46			

奈良市公営ポスター掲示場設置場所一覧表

战 票	設番号	所在地	設置場所
22	21-1	学園大和町四丁目	学園大和第4号街区公園東側
28	58-1	登美ヶ丘二丁目	旧西奈良県 民センターテニスコート東側
	58-2	登美ヶ丘二丁目	井上宅向い公園北側
	58-3	中山西一丁目	中山西一丁目街区公園西側
	58-4	西登美ヶ丘一丁目	西登美ヶ丘一丁目街区公園北側フェンス
	28-2	大巡月	大渕橋バス停付近(奈良県大渕池公園東側)
	9-89	大巡野	鈴木宅前大渕公園土手
29	59-1	中登美ヶ丘一丁目	中登美団地D14号館北側
	2-69	中登美ヶ丘一丁目	中登美団地C15号館東側緑地
	29-3	中登美ヶ丘一丁目	中登美団地管理事務所西側
	59-4	中登美ヶ丘一丁目	中登美団地D46号館東緑地
	29-2	中登美ヶ丘一丁目	南都銀行中登美出張所北側
	9-69	中登美ヶ丘一丁目	中登美団地C2号館西側
09	60-1	敷島町一丁目	朝日町二丁目第2号緑地南側
	60-2	秋篠新町	奈良競輪場第1駐車場フェンス
	60-3	敷島町一丁目	敷島町一丁目大池東堤防
	60-4	西大寺赤田町一丁目	西大寺北小学校東南側
	9-09	秋篠三和町二丁目	秋篠三和町第3号児童公園南側
	9-09	西大寺赤田町一丁目	西大寺北小学校南門進入路が一がレール
61	61–1	南京終町	済美南小学校正門横フェンス
	61–2	南京終町四丁目	JR京終駅西踏切南フェンス
	61–3	南京終町七丁目	(株)吳竹正面入口西側
	61-4	南京終町三丁目	桂木団地14棟南側土手
	61–5	南京終町	水野製作所北側
	9-19	南京終町五丁目	南京終町五丁目ちびっこ広場
62	62-1	右京二丁目	平城第二団地集会所東側
	62-2	右京一丁目	高の原中央病院駐車場東側植込み
	62-3	右京三丁目	平城第3号近隣公園南西側
	62-4	右京四丁目	右京小学校南側
	62-5	右京一丁目	右京保育園南東の三差路東側植込み

設置場所	忍辱山町集会所前フェンス	峯宅下の畑	久保宅入口県道ガードレール	興東公民館大平尾分館東側ガードレール	興東小学校西門入口歩道フェンス	相和橋東側県道歩道フェンス	興東公民館東里分館前ガー・レール	窪田宅入口付近県道ガードレール	須川大橋東側県道歩道フェンス	大西博文宅北東畑法面	佐野博信宅西側法面	北村町公民館前	北村町パス停(奈良行)横県道歩道フェンス	南之庄バス停北側歩道フェンス	中ノ川町国道県道三差路手前右が一ドレール	池之俎宅前俎	東鳴川バス停電話ボックス東側歩道フエンス	西狭川ロバス停歩道フェンス	興東公民館狭川分館前	狭川コミュニティスポーツ広場	下狭川バス停横(川側)	高城酒店向側ガードレール	広岡バス停北ガードレール	西町 バス停 北側 ガードレール	学園大和第3号街区公園東側	西部公民館学園大和分館東側	学園大和第8号街区公園南側	学園大和第5号街区公園東側	学園大和第6号街区公園北西側	学園大和町五丁目バス停西側
所在地	忍辱山町	忍辱山町	大平尾町	大平尾町	須川町	須川町	須川町	須川町	須川町	須川町	須川町	北村町	北村町	南庄町	中ノ川町	中ノ川町	東鳴川町	西狭川町	下狭川町	下狭川町	下狭川町	下狭川町	広岡町	狭川両町	学園大和町三丁目	学園大和町一丁目	学園大和町一丁目	学園大和町五丁目	学園大和町五丁目	学園大和町五丁目
設置 番号	51-4	21-2	52-1	52-2	53-1	53-2	53-3	53-4	23–2	9-89	23-7	1-4-1	24-2	54-3	25-1	2-29	25–3	1-95	2-99	26–3	56-4	2-99	26–6	2-99	1-/2	2-/-2	27-3	57-4	2-/-2	57–6
投票 区	51		52		23	_						54			22			26							22				_	

奈良市公営ポスター掲示場設置場所一覧表

Ϋ́	投票 設	設置		地幣累從
즤		坑	2	
9	9 69	-6	北登美ヶ丘三丁目	東登美ヶ丘五丁目バス停(西行き)向い
	<i>L</i> - <i>L</i> 9	-7	東登美ヶ丘一丁目	東登美ヶ丘一丁目東街区公園南東
9	68 68-1	-1	東九条町	県営売間団地14号棟西側
	68-2	-2	東九条町	県営売間団地給水塔西側
	68-3	-3	東九条町	県営売間団地8号棟と15号棟の間三差路北
9	69 69-1		桂木町	桂木団地集会所東側
	69–2		桂木町	桂木団地11号館北(多目的広場7ンス)
	69-3		桂木町	桂木団地2号館南
7	70 70–1	-1	平清水町	草竹コンクリート工業㈱奈良工場南側土手
	70-2	2	生琉里町	菊池宅入口付近
	70-3	-3	平清水町	平清水口バス停西側歩道フェンス
7	71 71-1	-1	藤ノ木台三丁目	藤ノ木台第2号街区公園南側
	71–2	-2	藤ノ木台三丁目	藤ノ木台第3号街区公園南側
	71–3	-3	藤/木台四丁目	藤ノ木台第4号街区公園北側フェンス
	71-4	4-	藤ノ木台三丁目	藤ノ木台第1号街区公園北側
	71–5	-5	藤ノ木台二丁目	藤ノ木台第5号街区公園東側
	71–6		大倭町	奈良県立登美学園北側土手
	71-7		菅野 台	菅野台第2号街区公園南側
7	72 72-1	-1	南紀寺町二丁目	南紀寺町街区公園北側
	72–2	-2	東紀寺町一丁目	紀寺住宅バス停(南行き)東
	72–3	-3	南紀寺町三丁目	紀寺南池南側法面
	72-4	4-	東紀寺町一丁目	紀寺住宅東側ブロック塀
	72–5	-5	南紀寺町三丁目	南紀寺児童遊園南側フェンス
	72–6	9-	南紀寺町一丁目	サテライトミーホ南側田
	72-7		東紀寺町一丁目	奈良女子大学附属中等教育学校正門横
	72–8	8-	東紀寺町三丁目	第9号市営住宅3号棟北側
7	73 73-1	-1	帝塚山南三丁目	帝塚山南三丁目1号街区公園東側
	73–2	-2	帝塚山南二丁目	富雄第三小学校校門北側
	73–3	-3	富雄泉ヶ丘	富雄泉ヶ丘第3号街区公園西側
	73-4	4	帝塚山三丁目	帝塚山三丁目第2号街区公園南面

設置場所	近鉄高の原駅前広場陸橋西側	神功五丁目街区公園北側植込み	平城西中学校正門西側フェンス	平城西中学校南側土手	神功小学校南側土手	県営平城団地集会所前	平城第4号近隣公園北東側	神功六丁目緑地	県営六条山団地2号棟南緑地	六条西二丁目街区公園南側	市営五条山団地5号棟東緑地	六条西六丁目1号街区公園西側	六条小学校正門西側フェンス	穴栗神社前バス停西	旧横井人権文化センター	横井第1号街区公園東側フェンス	横井町二丁目谷村商店南側公園	横井児童館東側	松陽台四丁目街区公園北側	杵築橋バス停(北行き)	西登美ヶ丘五丁目バス停付近	谷奥宅南側緑地南面大阪ガス倉庫東側	西登美ヶ丘六丁目第1号街区公園内集会所北側フェンス	西登美ヶ丘西街区公園西側	二名小学校校門前南側	登美ケ丘近隣公園東側	東登美ヶ丘3号街区公園南側	北登美ヶ丘3号街区公園南東側	奈良県大渕池公園北側	中登美ヶ丘二丁目児童公園西側
所在地	右京一丁目	神功五丁目	神功二丁目	神功二丁目	神功二丁目	秋篠町	神功三丁目	神功六丁目	六条西三丁目	六条西二丁目	六条西一丁目	六条西六丁目	六条二丁目	横井一丁目	横井一丁目	横井三丁目	横井二丁目	横井五丁目	松陽台四丁目	二名一丁目	西登美7丘五丁目	西登美ヶ丘八丁目	西登美7丘六丁目	西登美ヶ丘八丁目	二名一丁目	北登美ヶ丘一丁目	東登美ヶ丘五丁目	北登美ヶ丘四丁目	登美ヶ丘六丁目	中登美ヶ丘二丁目
設 番号	62-6	63-1	63-2	63-3	63-4	63–5	9-69	63-7	64-1	64-2	64-3	64-4	64-5	65-1	65-2	65-3	65-4	65–5	66-1	66-2	8-99	66-4	9-99	9-99	2-99	67-1	67-2	67-3	67-4	67–5
投票区	62	63							64					69					99							67				

奈良市公営ポスター掲示場設置場所一覧表

投区票	器 無	所在地	設置場所
77	77-4	学園緑ヶ丘一丁目	学園緑ケ丘ニ丁目北ロバス停北側緑地帯
	77-2	学園緑ヶ丘二丁目	学園緑ヶ丘二丁目街区公園北側
	9-77	学園新田町	学園新田町街区公園
78	78–1	中山町西三丁目	中山町西三丁目第2号街区公園
	78–2	中山町西四丁目	中山町西四丁目街区公園東側
	78–3	中山町西二丁目	中山町西二丁目第1号街区公園東側
	78-4	朝日町一丁目	朝日町一丁目街区公園東側
	78–5	朝日町二丁目	朝日町二丁目2号街区公園北側
	9-8/	中山町西三丁目	中山町西三丁目第1号街区公園北側
79	79–1	西登美7丘四丁目	登美ヶ丘小学校正門入口東側土手
	79–2	松陽台二丁目	松陽台二丁目第1号街区公園南側
	79–3	西登美ヶ丘三丁目	西登美ヶ丘三丁目南児童公園北側
	79–4	松陽台二丁目	松陽台二丁目3号街区公園
	2-62	西登美ヶ丘二丁目	西登美4丘二丁目第3号街区公園
	9-62	西登美ヶ丘三丁目	西登美ヶ丘三丁目北児童公園北側
80	80–1	西大寺竜王町一丁目	射場宅西側の池の堤頭
	80–2	西大寺新池町	新池西側ガードレール
	80–3	西大寺野神町一丁目	伏見中学校正門西側
	80-4	西大寺野神町一丁目	西大寺野神緑地公園
	80–5	西大寺野神町一丁目	伏見中学校グランド北側
81	81-1	西千代ヶ丘三丁目	2号公園北側歩道緑地(筒井宅南側)
	81–2	西千代ヶ丘一丁目	西千代ヶ丘一丁目第3号街区公園
	81–3	千代ヶ丘二丁目	千代ヶ丘第2号街区公園東側フェンス
	81-4	西千代ヶ丘一丁目	三碓小学校校門北側フェンス
	81–5	西千代ヶ丘一丁目	第1号児童公園東側歩道緑地
	81–6	西千代ヶ丘三丁目	富雄南公民館北西
82	82-1	青山七丁目	青山外周緑地北西側
	82-2	青山七丁目	青山住宅バス停南側
	82-3	青山九丁目	青山九丁目緑地(住民の森公園)入口
	82-4	青山三丁目	鼓阪北小学校正門入口東側フェンス

設置場所	帝塚山南二丁目街区公園西側	富雄泉7丘第4号街区公園西側	四条大路バス停前	大安寺西小学校西門南フェンス	四条大路南町第1号児童公園北側	三笠中学校正門南側ネットフェンス	奈良市埋蔵文化財調査センター前植込み	恋の窪モータプール 東側	大安寺西小学校正門南側フェンス	四条大路南町第2号街区公園(アカシヤ公園)西側フェンス	菩提川公園西側	なら100年会館西側植込み	大宮幼稚園西側フェンス	奈良パークビレッジ南入口植込み	なら100年会館東側植込み	大宮保育園東側	学校法人白藤学園西側	大宮町二丁目ちびっこ広場南側植込み	奈良ハイツ西通用ロフェンス(2棟西側)	菩提川公園南側	朱雀五丁目街区公園東南側角	朱雀小学校正門東側	平城第2号公園東南側植込み	朱雀六丁目街区公園西側植込み	上山宅向いガードレール(近鉄京都線沿い)	平城第2号公園駐車場北東側角	高の原駅前歩道高の原第二自転車駐車場前	学園緑ヶ丘三丁目街区公園西側	青和小学校校門西側	吉川宅前西側空地
所在地	帝塚山南二丁目	富雄泉ケ丘	四条大路南町	大安寺西一丁目	四条大路南町	三条川西町	大安寺西二丁目	恋の窪三丁目	大安寺西一丁目	四条大路南町	三条本町	三条宮前町	大宮町二丁目	大宮町二丁目	三条宫前町	三条大宫町	三条宫前町	大宮町二丁目	三条栄町	三条本町	朱雀五丁目	朱雀六丁目	朱雀二丁目	朱雀六丁目	朱雀二丁目	朱雀二丁目	朱雀三丁目	学園緑ケ丘三丁目	百楽園四丁目	百楽園三丁目
設 番 号	2-22	73–6	74-1	74-2	74-3	74-4	74-5	74-6	74-7	74-8	75-1	75-2	75-3	75-4	75–5	9-92	7-9-7	75-8	15-9	75-10	76-1	76-2	76-3	76-4	2-97	9-9/	76-7	77-1	77-2	77–3
投民票区	73		74								75										9/							77		

奈良市公営ポスター掲示場設置場所一覧表

	ļ		
战 軍	設置 番号	所在地	設置場所
88	88–1	月ケ瀬尾山	月ヶ瀬行政センター入口前
	88–2	月ヶ瀬尾山	市道尾山中央線・井口山線三叉路付近
	88–3	月ケ瀬尾山	月ヶ瀬駐在 所北ガードレール
	88-4	月ヶ瀬尾山	福岡嘉昭氏駐車場西側ガードレール
	88–5	月ケ瀬尾山	松本靖雄宅裏
88	89–1	月ヶ瀬長引	長引製茶共同工場横
	89–2	月ヶ瀬長引	仲西宅裏
	89–3	月ケ瀬長引	月ヶ瀬観光会館前
06	90–1	月ケ瀬嵩	嵩登り口三叉路
	90-2	月ケ瀬嵩	子供広場前
	90-3	月ケ瀬月瀬	月瀬ゲートボール場横
	90-4	月ケ瀬月瀬	県道月瀬·三ヶ谷線(市道月瀬中央線三差路付近)
91	91–1	月ケ瀬桃香野	久保博靖氏宅向かい県道
	91–2	月ケ瀬桃香野	桃香野老人憩いの家横
	91–3	月ヶ瀬桃香野	桃香野中央線入口(雲景山)三叉路
	91-4	月ケ瀬桃香野	井/倉祐治宅下
	91–5	月ケ瀬桃香野	笠置山添線・桃香野矢川線三叉路
92	92-1	都祁南之庄町	IBNTT都祁別館
	92-2	都祁南之庄町	南之庄町公民館北側宅地
	92-3	都祁甲岡町	中井喜久蔵宅倉庫南市道
	92-4	来迎寺町	来迎寺町公民館前
93	93–1	都祁吐山町	北森泰典宅前
	93-2	都祁吐山町	吐山消防庫前バス停横フェンス
	93–3	都祁吐山町	極楽寺前(R369歩道)
	93-4	都祁吐山町	外ノ橋バス停横
	93–2	都祁こぶしが丘	吐山こぶしが丘入口
94	94-1	都祁白石町	針テラストラックステーション東側
	94-2	都祁白石町	興善寺付近国道369号沿い
	94-3	都祁白石町	ホームセンターコメリ前
	94-4	都祁白石町	今章工務店前

設置場所	青山近隣公園西側	青山二丁目街区公園北側	青山六丁目バス停西側	七条集会所南側竹薮	大池南側ガードレール	鉄塔南東側ガードパイプ(秋篠川西)	七条一丁目第1号街区公園西側	片岡宅(七条一丁目24番4号)南側畑	佐保台三丁目バス停東側石垣	平城山駅バス停ロータリー南緑地	JR平城山駅西口階段下植込み	佐保台第5号街区公園東南角フェンス前	佐保台小学校校門付近	近鉄新大宮駅北口前ロータリー内植込み	リバーサイド新大宮南側河川敷	芝辻町四丁目街区公園東側	三和マンション北側河川敷	芝辻町三丁目街区公園南側	佐保川小学校東側	左京三丁目街区公園西側土手	左京小学校北側土手フェンス	左京一丁目緑地北側土手フェンス	朱雀医療ビル東側(県道沿)	左京四丁目交差点北東	左京二丁目街区公園西側	石打コミュニティスポーツプール南公園フェンス	石打県道・市道三叉路辻井氏の田	ガンリンスタンド横市道法面	奥谷儀雄宅裏市道法面	脇野喜昭宅前
所在地	青山四丁目	十二二十十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	青山六丁目	七条一丁目	七条二丁目	七条東町	七条一丁目	七条一丁目	佐保台二丁目	佐保台一丁目	佐保台西町	佐保台三丁目	佐保台三丁目	芝辻町四丁目	法蓮町	芝辻町四丁目	芝辻町四丁目	芝辻町三丁目	法蓮町	左京三丁目	左京三丁目	左京一丁目	左京二丁目	左京四丁目	左京二丁目	月ヶ瀬石打	月ヶ瀬石打	月ヶ瀬石打	月ヶ瀬石打	月ヶ瀬石打
器 番 号	82–5	82–6	82–7	83-1	83–2	83–3	83-4	83–2	84-1	84-2	84-3	84-4	84–5	85-1	85–2	85–3	85-4	85–5	9-28	86-1	86-2	86-3	86-4	98-2	9-98	87-1	87–2	87–3	87-4	87–5
投票区	82			83					84					82						86						87				

奈良市公営ポスター掲示場設置場所一覧表

 投票
 設置
 所在地
 設置場所

 IO1
 都初小山戸町
 小山戸公民館横

 101-5
 都初相河町
 馬場野宅東側市道

 102-1
 都初馬場町
 向井智恵子工場前

 102-2
 都初馬場町
 谷奥喜浩宅前

 102-3
 都初馬場町
 馬場生活改善センター前ガードレール

 102-3
 都初馬場町
 馬場生活改善センター前ガードレール

設置場所	JA都祁支店南	都和行政センター南	県道桜井都祁線堀上氏宅前	西畑嘉郎宅前	旧並松保育園前	藺生新橋付近	高塚集荷場前	東川博吉宅倉庫南側道路	上戸ケ橋付近歩道	中岡宅前ゲートボール場	小倉共同製茶工場前	浦久保武信宅横	(有)奈良サービス前	旧小倉保育園前	県道北野吐山線若草カントリークラブ進入路付近	旧深川保育園前	今西静枝宅前ガードレール	下深川共同茶工場東側	下深川子供広場前	下荻集会所前	都祁簡易水道取水場前	中荻集会所前	上荻集会所前	今岡歯科医院駐車場前	都祁公民館前	針東ロバス停南	鉢上茶工場前	藺生営農センター付近	上田寅治宅前市道	大谷岩夫茶工場前市道
所在地	都祁白石町	都祁白石町	都祁友田町	都祁友田町	藺生町	藺生町	藺生町	針ケ別所町	針ケ別所町	針ケ別所町	小倉町	小倉町	小倉町	小倉町	上深川町	上深川町	下深川町	下深川町	下深川町	荻町	荻町	荻町	荻町	針町	針町	針町	針町	藺生町	都祁小山戸町	都祁小山戸町
設置番号	94-5	94-6	95-1	95-2	95–3 j	95-4	95–5	96–1	96–2	96–3	1-/6	97–2	97-3	97-4	98–1	98–2	. 6–86	. 4–86	. 98–2	99–1	99–2	89-3	99-4	1-001	100-2	100-3	100-4	101-1	101-2	101-3
投展	94		92					96			67				86					66				100				101		

(平成31年3月20日掲示済)

奈良市選挙管理委員会告示第6号

平成31年4月7日執行の奈良県知事選挙における公職選挙法(昭和25年法律第100号)第175条第3項の規定による候補者の氏名及び党派別を掲載する順序を定めるくじを、次の日時及び場所において行います。

平成31年3月21日

奈良市選挙管理委員会 委員長 西久保 武 志

1 日 時 平成31年3月21日 午後6時00分

2 場 所 奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所 北棟6階 第21会議室 (平成31年3月21日掲示済)

奈良市選挙管理委員会告示第7号

平成31年4月7日執行の奈良県知事選挙における期日前 投票所は、次の場所及び期間に設けます。

平成31年3月21日

奈良市選挙管理委員会 委員長 西久保 武 志

1 日 時 平成31年3月21日 午後6日	守00分	
期日前投票所名	期日前投票所の場所	期間
奈良市役所期日前投票所	奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所中央棟1階正面玄関	平成31年3月22日から
奈良市立西部公民館期日前投票所	奈良市学園南三丁目1番5号 奈良市立西部公民館第2講座室(奈 良市西部会館5階)	平成31年4月6日まで (午前8時30分から午後8時まで)
奈良市北部会館市民文化ホール期日 前投票所	奈良市右京一丁目1番地の4 奈良市北部会館市民文化ホール会議 室2・会議室3 (奈良市北部会館)	
奈良市月ヶ瀬行政センター期日前投 票所	奈良市月ヶ瀬尾山2845番地 奈良市月ヶ瀬行政センター1階市民 相談室	平成31年3月30日から 平成31年4月6日まで (午前8時30分から午後8時まで)
奈良市都祁行政センター期日前投票 所	奈良市都祁白石町1026番地の1 奈良市都祁行政センター1階会議室	
奈良県経済倶楽部ビル期日前投票所	奈良市東向中町6番地 奈良県経済倶楽部ビル3階会議室	平成31年3月30日から 平成31年4月6日まで (午前9時から午後8時まで)
ならファミリー期日前投票所	奈良市西大寺東町二丁目4番1号 ならファミリー 専門店街zoro 4Fパ ブリックスペース	平成31年3月30日から 平成31年4月6日まで (午前10時から午後8時まで)
中畑町公民館期日前投票所	奈良市中畑町280番地 中畑町公民館	平成31年4月4日 (午前9時から午前12時まで)
米谷町集会所期日前投票所	奈良市米谷町566番地の1 米谷町集会所	平成31年4月4日 (午後2時から午後5時まで)

(平成31年3月21日掲示済)

奈良市選挙管理委員会告示第8号

平成31年4月7日執行の奈良県知事選挙における不在者 投票の記載場所を、次のとおり設けます。

平成31年3月21日

奈良市選挙管理委員会 委員長 西久保 武 志

不在者投票記載場所 奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所中央棟1階正面玄関

奈良市学園南三丁目1番5号

奈良市立西部公民館第2講座室(奈良市西部会館5階)

奈良市右京一丁目1番地の4 奈良市北部会館市民文化ホール会議室2・会議室3 (奈良市北部会館3階)

奈良市月ヶ瀬尾山2845番地

奈良市月ヶ瀬行政センター1階市民相談室

奈良市東向中町6番地

奈良県経済倶楽部ビル3階会議室

奈良市西大寺東町二丁目4番1号

ならファミリー専門店街zoro 4Fパブリックスペース

奈良市都祁白石町1026番地の1

奈良市都祁行政センター1階会議室

奈良市中畑町280番地

中畑町公民館

奈良市米谷町566番地の1 米谷町集会所

(平成31年3月21日掲示済)

奈良市選挙管理委員会告示第9号

平成31年4月7日執行の奈良県知事選挙における公職選挙法(昭和25年法律第100号)第62条第2項及び第4項の規定による奈良市開票区の開票立会人を定めるくじを次の日時及び場所において行います。

平成31年3月21日

奈良市選挙管理委員会 委員長 西久保 武 志

日 時 平成31年4月5日 午前10時00分 場 所 奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所 中央棟2階 第13会議室

奈良市役所期日前投票所

(平成31年3月21日掲示済)

奈良市選挙管理委員会告示第10号

平成31年4月7日執行の奈良県知事選挙における奈良市役所期日前投票所、奈良市立西部公民館期日前投票所、奈良市北部会館市民文化ホール期日前投票所、奈良市月ヶ瀬行政センター期日前投票所、奈良市都祁行政センター期日前投票所、奈良県経済倶楽部ビル期日前投票所、ならファミリー期日前投票所、中畑町公民館期日前投票所及び米谷町集会所期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、次のとおり選任しました。

平成31年3月21日

奈良市選挙管理委員会 委員長 西久保 武 志

職務を行うべき日──	投票管理者	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	投票管理	者の職務を代理	すべき者	
	住 所	氏 名	住	所	氏名	呂
平成31年3月22日						
平成31年3月23日						
平成31年3月24日						
平成31年3月25日						
平成31年3月26日						
平成31年3月27日						
平成31年3月28日						
平成31年3月29日						
平成31年3月30日						
平成31年3月31日						
平成31年4月1日						
平成31年4月2日						
平成31年4月3日						
平成31年4月4日						
平成31年4月5日						
平成31年4月6日						
条良市立西部公民館期日前	投票所					
TBかマケナ イニューシャ ロ	投 票 管 理 者		投票管理	者の職務を代理	すべき者	
職務を行うべき日 ――	住 所	氏 名	住	所	氏 名	5
平成31年3月22日						

<u></u>				
平成31年3月23日				
平成31年3月24日			eren en e	
平成31年3月25日				
平成31年3月26日				
平成31年3月27日				
平成31年3月28日				
平成31年3月29日				
平成31年3月30日				
平成31年3月31日				
平成31年4月1日				
平成31年4月2日				
平成31年4月3日				
平成31年4月4日				
平成31年4月5日				
平成31年4月6日				
奈良市北部会館市民文	化ホール期日前投票所			
	化ホール期日前投票所 投 票 管 理 者		投票管理者の職務を代理	里すべき者
奈良市北部会館市民文 職務を行うべき日		氏 名	投票管理者の職務を代理 住 所	里すべき者 氏 名
	投票管理者	氏名	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
職務を行うべき日	投票管理者	氏 名	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
職務を行うべき日 平成31年3月30日	投票管理者	氏名	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
職務を行うべき日 平成31年3月30日 平成31年3月31日	投票管理者	氏 名	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
職務を行うべき日 平成31年3月30日 平成31年3月31日 平成31年4月1日	投票管理者	氏名	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
職務を行うべき日 平成31年3月30日 平成31年3月31日 平成31年4月1日 平成31年4月2日	投票管理者	氏名	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
職務を行うべき日 平成31年3月30日 平成31年3月31日 平成31年4月1日 平成31年4月2日 平成31年4月3日	投票管理者	氏名	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
職務を行うべき日 平成31年3月30日 平成31年3月31日 平成31年4月1日 平成31年4月2日 平成31年4月3日 平成31年4月4日	投票管理者	氏名	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
職務を行うべき日 平成31年3月30日 平成31年3月31日 平成31年4月1日 平成31年4月2日 平成31年4月3日 平成31年4月3日 平成31年4月5日	投票管理者 住 所	氏名	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
職務を行うべき日 平成31年3月30日 平成31年3月31日 平成31年4月1日 平成31年4月2日 平成31年4月3日 平成31年4月4日 平成31年4月5日 平成31年4月6日	投票管理者 住 所	氏名	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	氏名
職務を行うべき日 平成31年3月30日 平成31年3月31日 平成31年4月1日 平成31年4月2日 平成31年4月3日 平成31年4月4日 平成31年4月6日 平成31年4月6日 奈良市月ヶ瀬行政セン	投票管理者 住 所 中		住所	氏名
職務を行うべき日 平成31年3月30日 平成31年3月31日 平成31年4月1日 平成31年4月2日 平成31年4月3日 平成31年4月4日 平成31年4月5日 平成31年4月6日 年成31年4月6日 奈良市月ヶ瀬行政セン 職務を行うべき日	投票管理者 住 所 中		住所	氏名 氏名 は には には には には には には には には には

平成31年4月2日					
7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7					
平成31年4月3日					
平成31年4月4日					
平成31年4月5日					
平成31年4月6日					
良市都祁行政センタ	一期日前投票所				
職務を行うべき日	投 票	管理者		投票管理者の職務を代	埋すべき者
4成7分で11 / へら口	住 所	J	氏 名	住 所	氏 名
平成31年3月30日					
平成31年3月31日					
平成31年4月1日					
平成31年4月2日					
平成31年4月3日					
平成31年4月4日					
P成31年4月5日					
平成31年4月6日					
良県経済倶楽部ビル	期日前投票所				
職務を行うべき日	投票 住 所	管理者 日	、名	投票管理者の職務を代理 住 所	里すべき者 氏名
z成31年3月30日					
P成31年3月31日					
² 成31年4月1日					
成31年4月2日					
成31年4月3日					
成31年4月4日					
P成31年4月5日					
平成31年4月6日					